

# 官報号外

平成十六年四月二十三日

## ○第一百五十九回 衆議院会議録 第二十七号

平成十六年四月二十三日(金曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たかし君外四名提出)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(内閣提出)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(五十嵐文彦君外二名提出)

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案(内閣提出)

預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方教育行政及び運営に関する法律案(内閣提出)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 河村たかし君外四名提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長柳本卓治君。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長柳本卓治君。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び同報告書

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○小渕優子君 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。

河村たかし君外四名提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、内閣提出

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(内閣提出)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(五十嵐文彦君外二名提出)

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案(内閣提出)

預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方教育行政及び運営に関する法律案(内閣提出)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 河村たかし君外四名提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長柳本卓治君。

委員会では、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、四月二日野沢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入りました。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、四月六日及び十四日参考人の意見を聴取し、十二日公聴会を開催し、二十一日質疑を終局いたしました。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対し、裁判員等による秘密漏洩罪を六月以下の懲役または五十万円以下の罰金に軽減するなどを内容とする修正案が、また、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対し、開示証拠の目的外使用の禁止規定に違反した場合の措置について、被告人の防護権を踏まえ、諸事情を考慮する旨の条項を加えるなどを内容とする修正案が、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案でそれぞれ提出され、趣旨の説明を聴取し、採決の結果、いずれも全会一致をもつて修正議決すべきものと決しました。また、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、賛成少数をもつて否決すべきものと決しました。

なお、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議が付されたことを申し添えます。

〔本号末尾に掲載〕

〔柳本卓治君登壇〕

○柳本卓治君 ただいま議題となりました各法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案は、刑事裁判に裁判員が参加する制度を導入するもので、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、被疑者に対する国選弁護人の選任制度及び検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度を導入するもので、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、被

疑者に対する國選弁護人の選任制度及び検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度を導入するもので、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、被

疑者に対する國選弁護人の選任制度及び検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度を導入するもので、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、被

疑者に対する國選弁護人の選任制度及び検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度を導入するもので、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、被

疑者に対する國選弁護人の選任制度及び検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度を導入するもので、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、被

疑者に対する國選弁護人の選任制度及び検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度を導入するもので、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、被

疑者に対する國選弁護人の選任制度及び検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度を導入するもので、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、被

疑者に対する國選弁護人の選任制度及び検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度を導入するもので、刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、被

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、河村たかし君外四名提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案につき採決いたします。



○議長(河野洋平君) 四案につき討論の通告がります。これを許します。島聰君。

[島聰君登壇]

○島聰君 民主党的島聰でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提案の金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案に反対、民主党提案の金融再生ファイナルプラン関連法案に賛成の立場で討論を行います。(拍手)

本題に入る前に、一つ申し上げます。二閣僚の年金未加入に対し言及をいたします。

本日、麻生太郎総務相と中川昭一経済産業相が、記者会見で、法律で義務づけられている国民年金の保険料、それを一時支払っていないかたなどを明らかにしました。そして、それをミスと認め、陳謝した。この年金、大事な改革の国会審議がなされているときに、年金を払わず、国民の義務を果たしていない閣僚が二人もいる内閣が年金改革の法案を提出している。これは、小泉内閣にとっては喜劇、国民にとっては悲劇にほかなりません。全閣僚、副大臣、政務官の年金加入状況について、国民に明示することを強く要求いたしました。(拍手)

本題に入ります。

バブル崩壊後、二十の銀行と百六十一の信金信組が経営破綻をしました。これは、銀行のうち八行に一社、信金信組のうち五行に一社に当たります。その中には、拓銀、長銀、日債銀など、政府が絶対つぶさない、そう国際的に公約していた大手行も含まれています。この間、破綻金融機関の損失の穴埋め、総額四十二兆円が投入されました。この公的資金は、平成十四年度一年間の国の税収に匹敵する額であります。

九九年三月、金融健全化宣言が出されました。小泉総理は、金融危機など存在しないと言い続けてきました。しかし、昨年は、りそな銀行、足利銀行、過去に二度も資本注入を受けた、そんな健泉・竹中金融行政は、まさに国家的粉飾と欺瞞の金融行政であります。(拍手)

こうした中、小泉内閣は、金融危機対応でなくとも資本注入を可能とする、いわゆる予防的資本注入のための新法として金融強化法案を提出しました。予防的資本注入と言えば聞こえがいいかもしませんが、実際には、明らかに個別金融機関の救済を目的とするものであります。これは、個別金融機関の救済のために公的資金を投入すべきではない、これが前提でありましたから、この政府の今までの姿勢に完全に矛盾をしております。この点に関する説明は、小泉総理からも竹中金融担当大臣からも、ついに聞くことはできませんでした。

このようないまかし、そして欺瞞の金融行政が、我が国金融システムに対する信頼を喪失させています。格付機関による我が国国債の格付が低位にあるのも、金融システムの脆弱性が大きな理由とされています。危機が覆い隠されているという現状認識に立っています。したがって、予防的資本注入などというレトリックを生み出し、その実、経営危機にある個別金融機関を救済するというような欺瞞の金融行政ではなく、金融システム全体の健全化を一気に断行しようとすると、まさにファイナルプランの名にふさわしい法案であります。(拍手)

民主党金融再生ファイナルプランを実行すれば、金融システムは半年以内に健全化されます。銀行は、お金を貸すようになります。中小企業が貸し渋りや貸しはがしに苦しむことはなくなります。経営者や株主の責任も厳格に追及され、モラルハザードが生じることはありません。

議員各位におかれましては、賢明な御判断で我が党の案に賛成していただくよう、与党の皆様にもお願いを申し上げます。(拍手)

第二に、政府案は地域経済の活性化にはつながりません。金融庁は、二兆円の公的資金の積算根拠として、九十の金融機関の合併を想定しています。このように、お上主導で地域金融機関のあり方に明らかに矛盾します。政府案は、中を推し進めるることは、地域密着という地域金融機関の方に明らかに矛盾します。政府案は、中企業向けの貸し出しの数値目標も課していません。このような状況では、地域経済の活性化につながらないというのは明らかであります。

第三に、政府案は、かつての護送船団式裁量行政を復活させるおそれがあります。金融庁の期待どおりに再編を行う金融機関については資本注入の条件を緩和する、その金融庁の方針に従うかどうかで条件を変えるような仕組みは、一步間違えば、恣意的な裁量行政を許すおそれがあります。これに対し、民主党金融再生ファイナルプランは、金融危機はないのではなく、危機が覆い隠されているという現状認識に立っています。したがって、予防的資本注入などといいうレトリックを生み出し、その実、経営危機にある個別金融機関を救済するというような欺瞞の金融行政ではなく、金融システム全体の健全化を一気に断行しようとすると、まさにファイナルプランの名にふさわしい法案であります。(拍手)

今回の政府提出の金融機能強化法案は、破綻に至る前に地域金融機関に公的資金を導入します。今回、非常に大いなる審議をいたしました。地方公聴会、参考人招致、総理出席として大いなる審議をしました。与党理事、与党の委員も我々の法案に対してもしっかりと、賢明な質問、厳しい質問もされました。そしてその中で、私自身も一人の国民として、真摯に与党案、そして私たちの案を聞きまして、与党案はこのままいくとまさに日本経済にとって害悪になるという確信、そして、我が党案にそこの日本経済を救うものであるという断行したサッチャーは、その信念のかたさから鉄の女と呼ばれました。金融改革には、論理一貫し

平成十六年四月二十三日 衆議院会議録第二十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一項を改正する法律案についての河村文部科学大臣の趣旨説明に対する西村明宏君の質疑

四

た鉄のような信念と、民主党の大胆な実行力が必要であります。すべては信念から始まります。

党の金融再生ファイナルプラン関連法案に賛成していくなどくことをお願い申し上げまして、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。  
まず、五十嵐文彦君外二名提出、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案及び金融再生委員会設置法案の両案を一括して採決いたします。

両案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

贊成者起立

も否決されました。

次に、内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸

〔贊成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○國務大臣(河村建夫君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

国民の学校教育に対する要請が多様化、高度化する中で、公立学校が国民の期待に十分こたえることができるよう、公立学校の管理運営の活性化を図る必要があります。このため、地域の住民や保護者がより主体的に学校の運営に参画することを可能とすることにより、地域の住民、保護者の意向に的確に対応した教育活動を実施し、信頼される学校づくりを進めることが重要であります。

この法律案は、このような観点から、公立学校の管理運営の改善を図るために、学校の運営に関して協議する機関として、地域の住民、保護者等が学校運営に参画する学校運営協議会を設置することができるようにするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一に、教育委員会は、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとし、その委員は、教育委員会が任命することとします。

第二に、指定学校の校長は、教育課程の編成等について基本的な方針を作成し、学校運営協議会に提出する法律案について、趣旨の説明を求めます。文部科学大臣河村建夫君。

の承認を得なければならないこととするものであり、また、学校運営協議会は、指定学校の運営に関する事項について、教育委員会または校長に対し意見を述べることとするもので

私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に関して質問をいたします。(拍手)

第三に、学校運営協議会は、指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、その任命権者に対して意見を述べることができるのこととし、任命権者は、その意見を尊重するものとしております。

第四に、教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、指定学校の運営が現に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合においては、指定を取り消さなければならないこととするものであります。

第五に、市町村教育委員会は、その所管に属する学校について指定を行おうとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならないこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととした  
しております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説

明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対

して質疑の通告があります。順次これを許します。  
す。西村明宏君。

○西村明宏君　自由民主党の西村明宏でございま  
す。

は、具体的にどのように位置づけられるものなのでしょうか。文部科学大臣の所見をお伺いいたします。

次に、今回の改正案では、学校運営協議会は各教育委員会の判断により設置されることとされています。とともに、委員の任命の方法など具体的な運用に関しては、学校を設置する教育委員会が定めることとされています。

このように、今回の学校運営協議会制度は、地域の自主性、裁量性にゆだねられる部分が大きく、地方分権時代にまさしくふさわしいものであります。同時に、地方の教育に責任を持つ教育委員会の役割が非常に大きなものとなるものであります。

公立学校の教育について責任を持つているのは教育委員会であります。この学校運営協議会についても、そのねらいどおり円滑に運営され、学校運営協議会、学校、教育委員会が連携して、地域に開かれ信頼される学校づくりに成果を上げられるかどうかは、教育委員会次第とも言える一方で、教育委員会のあり方についてはこれまでさまざまな指摘がなされているところでございます。

そこで、お伺いいたします。今回の地域運営学校制度が十分な成果を上げるために、教育委員会の機能の強化をどう進めていくおつもりなのでしょうか。このことを文部科学大臣にお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣河村建夫君登壇〕

○国務大臣(河村建夫君) 西村明宏議員から、二点の質問をいただきました。

第一点は、信頼される学校づくりのためにどのように改革を進めて、また、その中で学校運営協

議会がどのように位置づけられるかについてのお尋ねでございます。

公立学校が地域に開かれて信頼される学校づくりを進めていくことは大変大事であります。これまで、学校裁量の拡大、あるいは学校評価等の開かれた学校づくり、あるいは校長のリーダーシップの強化、教職員の資質向上等の改革に取り組んできたところでございます。

今回の学校運営協議会は、さらに、地域や保護者のニーズを学校運営的に確に反映させる、そのため地域住民や保護者等の学校運営への参画を制度化する、こういうものであります。学校と保護者が共同して学校づくりを行うとともに、より透明で開かれた学校運営を実現するなどの成果が期待をされまして、地域に信頼される学校の実現に大きく資する、このように考えます。

第二点は、そのためには教育委員会の機能の強化が必要ではないか、こういうことになります。

御指摘のよう、今回の学校運営協議会、各教育委員会において、地域や学校の実態に応じた柔軟な運用が可能になつております。制度の円滑な実施に当たつては、各教育委員会に大きな役割と責任が求められるものであります。

この学校運営協議会を初めてとして、保護者や地域住民の期待にこたえて、開かれた学校づくりを推進していくためには、教育委員会が主体的な役割を果たすことができるよう、その機能の強化あるいは体制の充実が重要であると考えます。

このような観点から、教育委員会のあり方につ

に考えております。

以上です。(拍手)

○議長(河野洋平君) 城井崇君。

〔城井崇君登壇〕

○城井崇君 民主党の城井崇です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

イラク戦争、日本歯科医師連盟の疑惑、年金保険料を払つていなかつた大臣がいる政府が出してきた年金改革案を審議すること、解決を急がなければならぬ問題が山積をしています。これらの問題への対処に当たると同時に、我々政治家は、未来への種まきを続けなければなりません。教育は、まさにその未来への種まきの一つであります。

しかし、これまでの教育政策は、その要請にこたえるものではありませんでした。戦後、自民党政治が丸投げをしながら、文部科学省が口だけを出して進めてきた、画一的で硬直的な教育行政は、深刻な教育の不平等をもたらしました。

現場の声は反映されず、人も金も伴わず、実態調査や評価を怠り、政府やほかの省庁、諮問機関からの改革要求に文部科学省 자체が振り回されながら、矢継ぎ早に行われた、これぞ朝令暮改と言つてよい教育改革は、整合性が全くなく、迷走の一途をたどり、教育現場の無用な混乱をたびたび招いています。(拍手)

こうした過去の迷走と別れを告げ、現場の実態を重視し、厳密な評価に基づく教育、もつと開かれた選択肢のある公教育への転換を早急に進めなければならぬと考えます。

官庁としての文部科学省が果たす役割は最小限にとどめ、学校現場や地方が主体となつて教育政策を担うことができるようにする必要があります。

私たち民主党も、教育の地方分権の推進を掲げ、全党を挙げて取り組んできたところであります。

そこで、文部科学大臣に伺います。以上の認識を踏まえ、今後の地方教育行政のあり方をどうお考えでしょうか。法案にある地域運営学校は、そのあるべき姿の中でのように位置づけられるのでしょうか。チャータースクール、教育特区との違いは何か。中教審の提言した地域運営学校、総合規制改革会議の答申にあるコミュニティースクールとはどこが違うのか、お答えください。(拍手)

今回の法案にある地域運営学校は、地方が主体となつて担う教育の中心を担い得ると考えます。そういう意味では、仕組み自体を取り入れることは評価できます。むしろ、遅過ぎたぐらいであります。しかし、肝心の中身が伴つていません。政府としては、自由に地域で決められるよう最低限度の決まりだけを設けたつもりなんでしょう。しかし、かえって、そのルールのせいで、運営の際に問題を引き起こしてしまう危険性が極めて高いのです。

以下、今回の法案がはらんでいる問題点について、順次質問します。(拍手)

教育の地域主権という考え方のもとに、地域運営学校のあるべき姿を考える際には、学校現場への権限移譲、集中が必要だと考えます。ところが、今回の法案を見ると、運営については、教育委員会とかなりの部分で一体となつており、大きな权限をゆだねられます。

そこで、伺います。今回の法律案に基づいて設置された学校の運営について、最終的に責任をとるのはだれですか。それは教育委員会ですか。そもそも、形骸化が進んでいると言われば、教育委員は名誉職と化している教育委員会に役割が果たせます。

以上、最終責任者と教育委員会の問題点についての大臣の認識をお聞かせください。それらを踏まえてなお、教育委員会が地域運営学校に対する役割を尊重し、みずから責務も果たせるとお考えか、あわせてお答えください。（拍手）

今回の仕組みを検討しながら、私は、運営に当たる学校運営協議会が本当に機能するのか非常に疑わしい、そう感じています。なぜか。今から申し上げる懸念があるからであります。

まず、最終的な人事権を都道府県教育委員会が握ることによる問題です。小中学校の学校運営協議会が教員人事に関する意見を述べても、都道府県の教育委員会は個々の小中学校の実態をどこまで把握できるのでしょうか。また実態無視の教育政策を繰り返すのか。私は、今回の仕組みだと都道府県から現場までの距離が遠過ぎる、根本的には、教員人事権をもつと現場に近いところに移さないとうまく機能しないと考えます。

次に、学校運営協議会がどれだけ客観的に判断できるかという懸念があります。協議会委員には児童生徒の保護者などを委嘱する仕組みになっています。しかし、保護者の総意が反映されることは限りません。合議制の機関として、特定の教員に関する人事異動の意見がまとまるのは相当に難しいと考えます。

さらに、人事に関する協議で、児童生徒、教員が加わることを想定しているのでしょうか。もし

想定していないとすれば、協議会の決定に対し、実際に学校生活を送る彼らから反論が出る可能性は十分にあります。

また、そもそも、都道府県教育委員会に、教員異動に関する自由な裁量があるかという懸念もあります。この法案によれば、任命権は都道府県教育委員会が持つとなっていますが、実際にはさまざまな制約があると考えます。

ある県では、ある教員が転出したら、同じ程度の年齢、資質の教員が転入することが暗黙のルールとなっています。さらに、この県では、教員から異動希望が出ないと、県の教育委員会は異動させないという慣習もあります。これらの制約が現場段階にある中で、学校運営協議会が教員人事に関する意見を都道府県教育委員会に出したとしても、意見を尊重することはとても困難だと考えます。

以上の点について、大臣の見解をお聞かせください。（拍手）

このように、実際には、教員人事制度の改革次第で、今回の地域運営学校の仕組みを用いた教育の将来も決まると言えます。教員人事制度改革に向けた今後の取り組みについて、大臣の取り組みをお聞かせください。

それに加えて、教育の地域主権を本気で進めていくこととすれば、ここで触れた教員人事制度を含めた教育内容の核心部分、検定教科書、学習指導要領、学校管理規則などなど、地域や学校にゆだねていく必要があると考えますが、見解をお聞かせください。

学校運営協議会の権限と校長の力関係も不明確です。協議会については、教育委員会規則において規定することになっていますが、実際の運営に

おいては、校長に協議会の委員構成や選任を委任しないことは相談することになると予想されます。日ごろ、学校教育に協力的な人が選ばれ、批判的言動を行っている人は敬遠されるのではないか。

また、これまで学校教育に関して十分な情報が提供されず、意思決定に全く関与できない従属性の地位を強いられてきた保護者や住民に、いきなり基本的な方針の決定に関与することを認めることがあります。協議会を担う主体、特に保護者、住民の運営の力量も心配であります。

地域コミュニティが未成熟な中で、協議会を担う主体の運営の力量が時とともに伸びていくことも考慮に入れながら、どのような体制をとつていくことを想定されているのか、学校運営協議会の権限と校長の力関係はどうなるのか、見解をお聞かせください。

今回の法案には、学校設置後の評価の仕組みが見当たりません。学校評価、授業評価について、客観的でオープンな評価をどのように行っていくのか、大臣の見解をお伺いいたします。

今回の新しい学校は、日本の教育を変える核となるものです。もし、政府のこの取り組みが中途半端な形になるようであれば、政権交代を実現して、民主党による新しい政権のもとで、子供が主役、地域が主役の教育を実現することを最後にお約束申上げ、私の質問を終わります。（拍手）

それとすれば、ここで触れた教員人事制度を含めた教育内容の核心部分、検定教科書、学習指導要領、学校管理規則などなど、地域や学校にゆだねていく必要があると考えますが、見解をお聞かせください。

学校運営協議会の権限と校長の力関係も不明確です。協議会については、教育委員会規則において規定することになっていますが、実際の運営に

【国務大臣河村建夫君登壇】  
○國務大臣(河村建夫君) 城井崇議員から、六点の質問をいただきました。

まず第一点は、今後の方教育行政のあるべき姿と地域運営学校の関係及びチャータースクールやコミュニティースクールとの違いについてのお尋ねでございました。

今後の地方教育行政のあり方につきましては、教育の地方分権や学校の自主性、自律性の拡大を進め、それぞれの地域や学校の実情に応じた特色を果たして、地域や保護者の信頼を得ていくことが非常に大事であります。

今回の学校運営協議会は、地域や保護者等のニーズを学校運営に的確に反映させていく、そして地域住民や保護者等の学校運営への参画を制度化するものであります。そして地域に信頼される学校づくりに資していくこう、こういうねらいがございます。

さらに、今回の制度は、特区に限定されない全国的な制度であります。中央教育審議会より提示されました地域運営学校及び総合規制改革会議の答申に示されたコモンユースクールを実現するものであります。

なお、アメリカにおけるチャータースクールは、地域住民等が設置をして、公費によって運営される学校であります。今回の地域運営学校と同じものではありませんが、チャータースクールの特徴であります、保護者や地域住民の意向を反映した学校づくりを実現する、この点からいえば、日本型チャータースクールと言われるゆえんのものであろう、このように思います。

第二点は、地域運営学校に対する責任や教育委員会のあり方についてお尋ねがございました。

地域運営学校の運営につきましては、学校の責任者たる校長が日常的な学校運営を担いながら、最終的な責任については学校を設置管理する教育委員会が負うものであります。教育委員会は、その自覚のもとで、みずからの責任をしつかり果



官 報 (号 外)

橋本 清仁君	高井 美穂君	小野寺五典君	植竹 繁雄君	農業改良助長法の一部を改正する法律案
江渡 聰徳君	西川 京子君	菊田まきこ君	山口 泰明君	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
城井 崇君	高井 美穂君	泉 健太君	鈴木 恒夫君	(質問書提出)
今村 雅弘君	松野 博一君	棚橋 泰文君	谷川 弥一君	一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書(若井康
松野 博一君	吉野 正芳君	大島 敦君	生方 幸夫君	次とのおりである。
小林 千代美君	橋本 清仁君	小宮山泰子君	岩國 哲人君	都市鉄道の經營等に関する質問主意書(若井康
小泉 俊明君	大島 敦君	河本 三郎君	田中 英夫君	彦君提出)
松木 謙公君	橋本 清仁君	阿部 知子君	塩川 鉄也君	年金の広報等に関する質問主意書(井上和雄君
議院運営委員会	江渡 聰徳君	河本 三郎君	山口 富男君	を加え、同条第一項の次に次の三項を加える。
辞任	小宮山泰子君	河本 三郎君	塩川 鉄也君	前項の取調べに際しては、被疑者又は弁護人
補欠	河本 三郎君	阿部 知子君	武正 公一君	中相当な」を充分なに改める。
(議案付託)	江渡 聰徳君	山本喜代宏君	篠原 孝君	第一百九十八条第二項中「前項の取調べ」を「第一項
信託業法案(内閣提出第八五号)	小宮山泰子君	阿部 知子君	武正 公一君	の取調べ」に改め、「旨」の下に「及び弁護人を取調べ
財務金融委員会	江渡 聰徳君	村井 宗明君	塩川 鉄也君	べに立ち会わせることを求めることができる旨」
付託	小宮山泰子君	河本 三郎君	山口 富男君	を加え、同条第一項の次に次の三項を加える。
(議案送付)	阿部 知子君	河本 三郎君	河村たかし	前項の取調べに際しては、被疑者又は弁護人
一、昨二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	山本喜代宏君	河本 三郎君	平岡 秀夫	中相当な」を充分なに改める。
武力攻撃事態等への対処に関する特別委員	阿部 知子君	河本 三郎君	中村 哲治	第一百九十八条第二項中「前項の取調べ」を「第一項
辞任	山本喜代宏君	河本 三郎君	辻 恵	の取調べ」に改め、「旨」の下に「及び弁護人を取調べ
補欠	河本 三郎君	河本 三郎君	賛成者	べに立ち会わせることを求めることができる旨」
(特別委員辞任及び補欠選任)	河本 三郎君	河本 三郎君	安住 淳外百七十一名	を加え、同条第一項の次に次の三項を加える。
一、昨二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	河本 三郎君		前項の取調べに際しては、被疑者又は弁護人
武力攻撃事態等への対処に関する特別委員	河本 三郎君	河本 三郎君		中相当な」を充分なに改める。
辞任	河本 三郎君	河本 三郎君		第一百九十八条第二項中「前項の取調べ」を「第一項
補欠	河本 三郎君	河本 三郎君		の取調べ」に改め、「旨」の下に「及び弁護人を取調べ
(特別委員辞任及び補欠選任)	河本 三郎君	河本 三郎君		べに立ち会わせることを求めることができる旨」
一、昨二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	河本 三郎君		を加え、同条第一項の次に次の三項を加える。
武力攻撃事態等への対処に関する特別委員	河本 三郎君	河本 三郎君		前項の取調べに際しては、被疑者又は弁護人
辞任	河本 三郎君	河本 三郎君		中相当な」を充分なに改める。
補欠	河本 三郎君	河本 三郎君		第一百九十八条第二項中「前項の取調べ」を「第一項
(特別委員辞任及び補欠選任)	河本 三郎君	河本 三郎君		の取調べ」に改め、「旨」の下に「及び弁護人を取調べ
一、昨二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	河本 三郎君	河本 三郎君		べに立ち会わせることを求めることができる旨」
大気汚染防止法の一部を改正する法律案	河本 三郎君	河本 三郎君		を加え、同条第一項の次に次の三項を加える。
刑法に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求める件	河本 三郎君	河本 三郎君		前項の取調べに際しては、被疑者又は弁護人
無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求める件	河本 三郎君	河本 三郎君		中相当な」を充分なに改める。
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求める件	河本 三郎君	河本 三郎君		第一百九十八条第二項中「前項の取調べ」を「第一項
農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案	河本 三郎君	河本 三郎君		の取調べ」に改め、「旨」の下に「及び弁護人を取調べ

が求めたときは、弁護人（弁護人が求めたとき  
は、当該弁護人の立会いを認めなければなら  
ない。

前項の求めがあつたときは、取調べの日時及び場所は、あらかじめ、弁護人にこれを通知し

逮捕又は勾留されている被疑者が第一項の求  
なければならぬ。

めをした場合において被疑者に弁護人がないときは、被疑者は、弁護人が選任されるまでの間、第一頁の取扱いを自己でできる。たゞ

間 第一項の耳語のを打消すのが、おもてがた  
し、弁護人が選任される見込みがない場合は、  
この限りでない。

この限りでない  
第一百九十八条に次の五項を加える。  
第一項の又開港二条の二は、支那者共六文

第一項の取調べに際しては、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてを記録媒体（被疑者の

申立てがあつた場合には、音声のみを記録することができる物)に記録しなければならない。

この場合においては、同時に、同一の方法により二以上の記録媒体に記録するものとする。

前項の規定により記録をした記録媒体の一については、取調べを終了したときは、速やか

に、被疑者の面前において封印をしなければならない。この場合においては、同項の記録媒体

が同項の規定により記録されたことについて、  
被疑者に確認を求めることができる。

前項の確認がされたときは、同項の封印に被疑者の署名押印を求めることができる。ただ

し、被疑者がこれを拒絶した場合は、この限りでない。

第十項の規定により封印をした記録媒体は、  
捜査記録に添付して捜査に関する書類の一部と

するものとする。

卷之三





# 官報 (号外)

<p>情を考慮して適當と認めるときは、決定で、裁判所法第二十六条の定めるところにより、当該事件を一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うことができる。</p> <p>(裁判官及び裁判員の権限)</p> <p>第六条 第二条第一項の合議体で事件を取り扱う場合において、刑事訴訟法第三百三十三条の規定による刑の言渡しの判決、同法第三百三十四条の規定による刑の免除の判決若しくは同法第三百三十六条の規定による無罪の判決又は少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十五条の規定による家庭裁判所への移送の決定に係る裁判所の判断(次項第一号及び第二号に掲げるもののうち次に掲げるもの(以下「裁判員の関与する判断」という。)は、第二条第一項の合議体の構成員である裁判官(以下「構成裁判官」という。)及び裁判員の合議による。</p> <p>一 法令の認定</p> <p>二 法令の適用</p> <p>三 刑の量定</p> <p>2 前項に規定する場合において、次に掲げる裁判所の判断は、構成裁判官の合議による。</p> <p>一 法令の解釈に係る判断</p> <p>二 訴訟手続に関する判断(少年法第五十五条の決定を除く。)</p> <p>三 その他裁判員の関与する判断以外の判断</p> <p>3 裁判員の関与する判断をするための審理は構成裁判官及び裁判員で行い、それ以外の審理は構成裁判官のみで行う。</p> <p>第七条 第二条第三項の決定があつた場合においては、構成裁判官の合議によるべき判断は、構成裁判官が行う。</p>	
<p>第九条 裁判員は、法令に従い公平誠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>(裁判員の義務)</p> <p>第八条 裁判員は、独立してその職権を行う。</p>	<p>第二章 裁判員</p> <p>第一節 総則</p> <p>(裁判員の職権行使の独立)</p>
<p>第九条 裁判員は、法令に従い公平誠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>2 裁判員は、第七十条第一項に規定する評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>3 裁判員は、裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれのある行為をしてはならない。</p> <p>4 裁判員は、その品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>(補充裁判員)</p>	<p>第十条 裁判所は、審判の期間その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、補充裁判員を置くことができる。ただし、補充裁判員の員数は、合議体を構成する裁判員の員数を超えることはできない。</p> <p>2 補充裁判員は、裁判員の関与する判断をするための審理に立ち会い、第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じた場合には、あらかじめ定める順序に従い、これに代わって、裁判員に選任される。</p> <p>(欠格事由)</p>
<p>第十二条 裁判所は、第二十六条第三項(第一十一条)第三十八条の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることができない。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者</p>	<p>宿泊料を支給する。</p> <p>(公務所等に対する照会)</p> <p>第十二条 裁判所は、第二十六条第三項(第一十一条)第三十八条の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。</p> <p>一 国会議員</p> <p>二 國務大臣</p> <p>三 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員</p>
<p>第十三条 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。</p> <p>(別表第一)</p> <p>第十四条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第三十八条の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることができない。</p> <p>一 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)別表第一及び別表第二の適用を受ける職員</p> <p>二 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)以下「防衛庁職員給与法」という。別表第一「防衛参事官等俸給表の適用を受ける職員であつて同表の指定職の欄四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの、防衛庁職員給与法第四条第二項の規定により一般職の職員の給与に関する法律別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員であつて同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの及び防衛庁職員給与法第四条第三項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規定</p>	<p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。</p> <p>一 國會議員</p> <p>二 國務大臣</p> <p>三 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員</p> <p>イ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの(二に掲げる者を除く。)</p> <p>ロ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百五号)第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表七号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの(二に掲げる者を除く。)</p> <p>ハ 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)別表第一及び別表第二の適用を受ける職員</p> <p>イ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)別表第一及び別表第二の適用を受ける職員</p> <p>二 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)以下「防衛参事官等俸給表の適用を受ける職員であつて同表の指定職の欄四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの、防衛庁職員給与法第四条第二項の規定により一般職の職員の給与に関する法律別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員であつて同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの及び防衛庁職員給与法第四条第三項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規定</p>

法律第七条第一項の俸給表に定める額の俸給(同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける職員	四 裁判官及び裁判官であつた者
五 檢察官及び検察官であつた者	六 弁護士(外国法事務弁護士を含む。以下この項において同じ。)及び弁護士であつた者
七 弁理士	八 司法書士
九 公証人	十 司法警察職員としての職務を行う者
十一 裁判所の職員(非常勤の者を除く。)	十二 法務省の職員(非常勤の者を除く。)
十三 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員(非常勤の者を除く。)	十四 判事、判事補、検事又は弁護士となる資格を有する者
十五 学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は助教授	十六 司法修習生
十七 都道府県知事及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長	十八 自衛官
2 次のいずれかに該当する者も、前項と同様とする。禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者	2 次のいずれかに該当する者も、前項と同様とする。以下同じ。の長
二 逮捕又は勾留されている者	(辞退事由)
第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをする	二 父母の葬式への出席その他の社会生活上

ことができる。

一年齢七十歳以上の者

二 地方公共団体の議会の議員(会期中の者に限る。)

三 学校教育法第一条、第八十二条の二又は第八十三条の学校の学生又は生徒(常時通学を要する課程に在学する者に限る。)

四 過去五年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者

五 過去一年以内に裁判員候補者として第二十一条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことのある者(第三十四条第七項の規定による不選任の決定があつた者を除く。)

六 過去五年以内に検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の規定による検察審査員又は補充員の職にあつた者

七 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

八 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。

九 事件について検察審査員又は検察官等の職務を行つた者

十 事件について検察審査員又は検察官等の職務を行い、又は補充員として検察審査会議を傍聴した者

十一 事件について刑事訴訟法第二百六十六条第二号の決定、略式命令、同法第三百九十八条から第四百条まで、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与した者。ただし、受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

二 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公

の重要な用務であつて他の期日に行うことができないものがあること。

(事件に関連する不適格事由)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該事件について裁判員となることができない。

一 被告人又は被害者

二 被告人又は被害者の親族又は親族であった者

三 被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 被告人又は被害者の同居人又は被用者

五 事件について告発又は請求をした者

六 事件について証人又は鑑定人になった者

七 事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人になった者

八 事件について検察官又は司法警察職員として職務を行つた者

九 事件について検察審査員又は審査補助員として職務を行ひ、又は補充員として検察審査会議を傍聴した者

十 事件について刑事訴訟法第二百六十六条第二号の決定、略式命令、同法第三百九十八条から第四百条まで、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与した者。ただし、受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

二 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定によ

ることにより不公平な裁判をするおそれがあると認めた者は、当該事件について裁判員となることができない。

(準用)

第十九条 第十三条から前条までの規定(裁判員の選任資格、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由、事件に関連する不適格事由及びその他の不適格事由)は、補充裁判員に準用する。

第二十条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めることにより、毎年九月一日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第二十一条 前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事例の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

(裁判員候補者予定者名簿の調製)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十二年法律第百号)第二十七条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

(その他の不適格事由)

第十八条 前条のほか、裁判所がこの法律の定め

があること。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをする

官報 (号外)

職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する裁判員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。（裁判員候補者予定者名簿の送付）

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに裁判員候補者予定者名簿を当該通知をした地方裁判所に送付しなければならない。

（裁判員候補者名簿の調製）

第二十三条 地方裁判所は、前条の規定により裁判員候補者予定者名簿の送付を受けたときは、これに基づき、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員候補者の氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する裁判員候補者名簿にあつては、記録。第二十五条及び第二十六条第三項において同じ。）をした裁判員候補者名簿を調製しなければならない。

2 裁判員候補者名簿は、磁気ディスクをもつて調製することができる。

3 地方裁判所は、裁判員候補者について、死亡したことを見ついたとき、第十三条に規定する者に該当しないと認めたとき、第十四条の規定により裁判員となることができない者であると認めたとき、第十五条の規定により選定された裁判員候補者の予定者名簿を調製しなければならない。

スクリプトをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する裁判員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。（裁判員候補者予定者名簿の送付）

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第一項の規定により選定した裁判員候補者の予定者名簿を送付したときは、當該裁判員候補者名簿に記載された者にその旨を通知しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第一項の規定により選定した裁判員候補者の予定者名簿を送付したときは、當該裁判員候補者名簿に記載された者にその旨を通知しなければならない。

（裁判員候補者の選定）

第二十四条 地方裁判所は、第二十条第一項の規定により通知をした年の次年において、その年に必要な裁判員候補者を補充する必要があると認められたときは、最高裁判所規則で定めるところにより、速やかに、その補充する裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 地方裁判所は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者の中から前項の規定により定められた員数の呼び出すべき裁判員候補者をくじで選定しなければならない。ただし、裁判所の呼出しに応じて次条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者（第三十四条第七項の規定による不選任の決定があつた者を除く。）については、その年において再度選定することはできない。

2 前三条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十二条中「第二十条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに」とあるのは「速やかに」と、前条第一項中「した裁判員候補者名簿」とあるのは「追加した裁判員候補者名簿」と、同条第四項ただし書中「送付した年」の次年」とあるのは「送付した年」と読み替えるものとする。（裁判員候補者の呼出し）

第二十五条 地方裁判所は、第二十二条第一項の規定により選定された裁判員候補者を呼び出さなければならぬ。ただし、裁判員等選任手続を行なう期日から裁判員の職務が終了すると見込まれたとき又は第十五条第一項において規定する職務従事予定期間（以下「職務従事予定期間」といふ。）において次の各号に掲げるいずれかの事由があると認められるに至つた裁判員候補者については、その旨を通知しなければならない。

1 第十三条に規定する者に該当しないこと。  
2 第十四条の規定により裁判員となることができない者であること。  
3 第十五条第一項各号若しくは第二項各号又は第十七条各号に掲げる者に該当すること。  
4 第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがあつた裁判員候補者について同条各号に掲げる者に該当すること。  
5 裁判所は、第一項の規定による呼出し後その出頭すべき日時までの間に、職務従事予定期間において同項各号に掲げるいずれかの事由があると認められるに至つた裁判員候補者については、直ちにその呼出しを取り消さなければならない。

6 裁判所は、前項の規定により呼出しを取り消したときは、速やかに当該裁判員候補者にその旨を通知しなければならない。（裁判員候補者の追加呼出し）

て裁判員及び必要な員数の補充裁判員を選任するためには必要があると認めるときは、追加して必要な員数の裁判員候補者を呼び出すことができる。

2 第二十六条第三項及び第四項並びに前条第一項ただし書及び第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において

2 第二十六条第三項及び第四項並びに前条第一項ただし書及び第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において

(裁判員候補者の出頭義務、旅費等)

第二十九条 呼出しを受けた裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日に出頭しなければならない。

2 裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者は、最高裁判所規則で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

3 地方裁判所は、裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者に

第三十条 呼出しを受けた裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日に出頭しなければならない。

(質問票)

第三十一条 裁判所は、裁判員等選任手続に先立つて準用する場合を含む)の規定により選定され

た、第二十六条第三項(第二十八条第二項において、第十三条に規定する者に該当するかどうか、第十四条の規定により裁判員となることが

できない者でないかどうか、第十五条第一項各号若しくは第十七条各号又は第十七条各号に掲げ

る者に該当するかどうか及び第十六条各号に掲げる者に該当するかどうか並びに不公平な裁

判をするおそれがないかどうかの判断に必要な質問をするため、質問票を用いることができる。

2 裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日に質問票の送付を受けたときは、裁判所の指定に従い、当該質問票を返送し又は持参しなければならない。

3 裁判員候補者は、質問票に虚偽の記載をしてはならない。

4 前三項及び次条第二項に定めるものほか、質問票の記載事項その他の質問票に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(裁判員候補者に関する情報の開示)

第二十一条 裁判長(第二条第三項の決定があつた場合は、裁判官)第三十九条を除き、以下この節において同じ)は、裁判員等選任手続の期日の二日前までに、呼び出した裁判員候補者の氏名を記載した名簿を検察官及び弁護人に交付しなければならない。

2 裁判長は、裁判員等選任手続の期日の日に、裁判員等選任手続に先立ち、裁判員候補者が提出した質問票の写しを検察官及び弁護人に閲覧させなければならない。

(裁判員等選任手続の列席者等)

第三十二条 裁判員等選任手続は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官及び弁護人が出席して行うものとする。

2 裁判所は、必要と認めるときは、裁判員等選

任手続に被告人を出席させることができる。

(裁判員等選任手続の方式)

第三十三条 裁判員等選任手続は、公開しない。

2 裁判員等選任手続の指揮は、裁判長が行う。

3 裁判員候補者は、前二項の質問に対しても六条第一項の規定による不選任の決定の請求が

裁判員候補者の面前において行われないよう

することその他裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならない。

4 裁判員は、裁判員等選任手続の統行のため、新たな期日を定めることができる。この場合において、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者に対し当該新たな期日を通知したときは、呼出状の送達があつた場合と同一の効力を有する。

(裁判員候補者に対する質問等)

第三十四条 裁判員等選任手続において、裁判長は、裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第十三条に規定する者に該当するかどうか、第十四条の規定により裁判員となることができない者でないかどうか、第十五条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第十七条各号に

掲げる者に該当しないかどうか若しくは第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがある場合において同条各号に掲げる者に該当するかどうか又は不公平な裁判をするおそれがないかどうかの判断をするため、必要な質問をすることができる。

7 裁判所は、第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがあつた裁判員候補者について、職務従事予定期間において同条各号に掲げる者に該当すると認めめたときは、当該裁判員候補者について不選任の決定をしなければならない。

6 第四項の請求を却下する決定には、理由を付さなければならない。

7 裁判所は、第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがあつた裁判員候補者について、職務従事予定期間において同条各号に掲げる者に該当すると認めめたときは、当該裁判員候補者について不選任の決定をしなければならない。

(異議の申立て)

第三十五条 前条第四項の請求を却下する決定に

対しては、対象事件が係属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。

官 報 (号 外)

2 前項の異議の申立ては、当該裁判員候補者について第三十七条规定第一項又は第二項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任する決定がされるまでに、原裁判所に対し、申立書を差し出し、又は裁判員等選任手続において口頭で申立て、又は裁判員等選任手続において口頭で申立てを受けた地方裁判所は、くじその他の作為が加わるればならない。

3 第一項の異議の申立てをしなければならない。

4 第一項の異議の申立てに関しては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十三条第二項中「受け取つた日から三日」とあるのは、「受け取り又は口頭による申立てがあつた時から二十四時間」と読み替えるものとする。

(理由を示さない不選任の請求)

第三十六条 檢察官及び被告人は、裁判員候補者について、それぞれ、四人(第二条第三項の決定があつた場合は、三人)を限度として理由を示さずに不選任の決定の請求(以下「理由を示さない不選任の請求」という。)をすることができ

る。

2 裁判所は、補充裁判員を置くときは、前項の規定により裁判員を選任する決定をした後、同項に規定する方法に従い、その余の不選任の決定がされなかつた裁判員候補者から、第二十六

2 裁判所は、補充裁判員を置くときは、前項の規定により裁判員を選任する決定をした後、同項に規定する方法に従い、その余の不選任の決定がされなかつた裁判員候補者から、第二十六

2 裁判員及び補充裁判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

(最高裁判所規則への委任)

第三十九条 裁判長は、裁判員及び補充裁判員に對し、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明するものとする。

2 裁判員及び補充裁判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行ふことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

3 裁判所は、前二項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任された者以外の不選任の決定がされなかつた裁判員候補者については、不選任の決定をするものとする。

(裁判員が不足する場合の措置)

第三十八条 裁判所は、前条第一項の規定により選任された裁判員の員数が選任すべき裁判員の員数に満たないときは、不足する員数の裁判員を選任しなければならない。この場合において、裁判所は、併せて必要と認める員数の補充裁判員を選任することができる。

3 理由を示さない不選任の請求があつたときは、裁判所は、当該理由を示さない不選任の請求に係る裁判員候補者について不選任の決定を

する。

4 刑事訴訟法第二十一條第二項の規定は、理由を示さない不選任の請求について準用する。

(選任決定)

第三十七条 裁判所は、くじその他の作為が加わらない方法として最高裁判所規則で定める方法に従い、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者で不選任の決定がされなかつたものから、第二条第二項に規定する員数(当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数)の裁判員を選任する決定をしなければならない。

2 裁判所は、補充裁判員を置くときは、前項の規定により裁判員を選任する決定をした後、同項に規定する方法に従い、その余の不選任の決定がされなかつた裁判員候補者から、第二十六

2 裁判員及び補充裁判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行ふことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

3 裁判所は、前二項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任された者以外の不選任の決定がされなかつた裁判員候補者については、不選任の決定をするものとする。

(請求による裁判員等の解任)

第四十条 第三十二条から前条までに定めるもののほか、裁判員等選任手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三節 解任等

(請求による裁判員等の解任)

第四十一条 檢察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、次の各号のいずれかに該当することを理由として裁判員又は補充裁判員の解任を請求することができる。ただし、第七号に該当する

2 第二十六条(第一項を除く。)から前条までの規定は、前項の規定による裁判員及び補充裁判員の選任について準用する。この場合において、第二十六条第一項中「四人(第二条第三項の決定があつた場合は、三人)」とあるのは「選任すべき裁判員の員数が一人又は二人のときは一人、三人又は四人のときは二人、五人又は六人のときは三人」と、前条第一項中「第二条第二項に規定する員数」とあるのは「選任すべき裁判員の員数」と読み替えるものとする。

(宣誓等)

第三十九条 裁判長は、裁判員及び補充裁判員に對し、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明するものとする。

2 裁判員及び補充裁判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行ふことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

3 裁判所は、前二項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任された者以外の不選任の決定がされなかつた裁判員候補者については、不選任の決定をするものとする。

(最高裁判所規則への委任)

第四十条 第三十二条から前条までに定めるもののほか、裁判員等選任手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三節 解任等

(請求による裁判員等の解任)

第四十一条 檢察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、次の各号のいずれかに該当することを理由として裁判員又は補充裁判員の解任を請求することができる。ただし、第七号に該当する

2 第二十六条(第一項を除く。)から前条までの規定は、前項の規定による裁判員及び補充裁判員の選任について準用する。この場合において、第二十六条第一項に定める評議に出席する義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

3 裁判員又は補充裁判員が、第五十二条に定める出頭義務又は第六十六条第二項に定める評議に出席する義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

4 裁判員が、第五十二条若しくは第六十三条第一項に定める評議に出席する義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

5 裁判員が、第九条、第六十六条第四項若しくは第七十条第一項に定める義務又は第六十六条第二項に定める意見述べる義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

6 裁判員又は補充裁判員が、第十三条(第十九条において準用する場合を含む。)に規定する者に該当しないとき、第十四条(第十九条において準用する場合を含む。)の規定により裁判員若しくは補充裁判員となることができる者であるとき又は第十五条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第十七条各号(これららの規定を第十九条において準用する場合を含む。)に掲げる者に該当するとき。

7 裁判員又は補充裁判員が、不公平な裁判をするおそれがあるとき。

8 裁判員又は補充裁判員が、裁判員候補者で



## 第三章 裁判員の参加する裁判の手続

## 第一節 公判準備及び公判手続

## (公判前整理手続)

第四十九条 裁判所は、対象事件については、第一次の公判期日前に、これを公判前整理手続に付さなければならぬ。

## (第一回の公判期日前の鑑定)

第五十条 裁判所は、第二条第一項の合議体で取り扱うべき事件につき、公判前整理手続において鑑定を行うことを決定した場合において、当該鑑定の報告がなされるまでに相当の期間を要すると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公判前整理手続において鑑定の手続(鑑定の経過及び結果の報告を除く。)を行う旨の決定(以下この条において「鑑定手続実施決定」という。)をすることができる。

2 鑑定手続実施決定をし、又は前項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めることにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。

3 鑑定手続実施決定があつた場合には、公判前整理手続において、鑑定の手続のうち、鑑定の経過及び結果の報告以外のものを行うことができる。

## (裁判員の負担に対する配慮)

第五十一条 裁判官、検察官及び弁護人は、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように、審理を迅速で分かりやすいものとすることに努めなければならない。

## (出頭義務)

第五十二条 裁判員及び補充裁判員は、裁判員の関与する判断をするための審理をすべき公判期日に並びに公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問及び検証の日時及び場所に出頭しなければならない。

## (公判期日等の通知)

第五十三条 前条の規定により裁判員及び補充裁判員が出頭しなければならない公判期日並びに公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問及び検証の日時及び場所は、あらかじめ、裁判員及び補充裁判員に通知しなければならない。

## (開廷の要件)

第五十四条 裁判員の関与する判断をするための審理をすべき公判期日においては、公判廷は、裁判官、裁判員及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官が出席して開く。

2 前項の場合を除き、公判廷は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官が出席して開く。

## (冒頭陳述に当たつての義務)

第五十五条 檢察官が刑事訴訟法第二百九十六条の規定により証拠により証明すべき事実を明らかにするに当たつては、公判前整理手続における争点及び証拠の整理の結果に基づき、証拠と告人又は弁護人が同法三百十六条の三十の規定により証拠により証明すべき事実を明らかにする場合も、同様とする。

## (証人等に対する尋問)

第五十六条 裁判所が証人その他の者を尋問するための審理についても、裁判員及び補充裁判員の立会いを許すことができる。

場合には、裁判員は、裁判長に告げて、裁判員の関与する判断に必要な事項について尋問することができる。

## (裁判所外での証人尋問等)

第五十七条 裁判員の関与する判断に必要な事項について裁判所外で証人その他の者を尋問すべき場合において、構成裁判官にこれをさせることは、裁判員及び補充裁判員はこれに立ち会うことができる。この尋問に立ち会つた裁判員は、構成裁判官に告げて、証人その他の者を尋問することができる。

## (裁判所外での証人尋問等)

第六十二条 裁判員の関与する判断においては、證拠の説明力は、それぞれの裁判官及び裁判員の自由な判断にゆだねる。

## (自由心証主義)

第六十三条 刑事訴訟法第三百三十三条の規定による刑の言渡しの判決、同法第三百三十四条の規定による刑の免除の判決及び同法第三百三十六条の規定による無罪の判決並びに少年法第五十五条の規定による家庭裁判所への移送の決定の宣告をする場合には、裁判員は公判期日に出頭しなければならない。ただし、裁判員が出頭しないことは、当該判決又は決定の宣告を妨げるものではない。

## (判決の宣告等)

第六十四条 刑事訴訟法第三百三十三条の規定による刑の言渡しの判決、同法第三百三十四条の規定による刑の免除の判決及び同法第三百三十六条の規定による無罪の判決並びに少年法第五十五条の規定による家庭裁判所への移送の決定の宣告をする場合には、裁判員は公判期日に出頭しなければならない。ただし、裁判員が出頭しないことは、当該判決又は決定の宣告を妨げるものではない。

## (被告に対する質問)

第六十五条 刑事訴訟法第三百十一条の規定によれば被告人が任意に供述をする場合には、裁判員は、裁判長に告げて、いつでも、裁判員の関与する判断に必要な事項について被告人の供述を求めることができる。

## (裁判員等の審理立会い)

第六十六条 刑事訴訟法の適用に関する特例

2 前項に規定する場合には、あらかじめ、裁判員に公判期日を通知しなければならない。

## (第二節 刑事訴訟法等の適用に関する特例)

第二節 刑事訴訟法等の適用に関する特例

(刑事訴訟法の適用に関する特例)

第六十七条 第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における刑事訴訟法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

## 官報(号外)

		合議体の構成員	
		合議体の構成員である裁判官	
第八十三条第四項、第六十九条、第七十六条第二項、第八十五条、第一百八十三条第三項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第二項、第一百六十九条、第一百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一	逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由	逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由	逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由
第八十九条第五号	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖する行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由があるとき。	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
第九十六条第一項第四号	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由があるとき。	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

文	第四百三十五条第七号本	裁判官	裁判官、裁判員	し、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。
官	原判決に関与した裁判	裁判所若しくは裁判官	裁判官又は陪席の裁判官	裁判官又は裁判員
原判決に関与した裁判官若しくは裁判員	原判決に関与した裁判官若しくは裁判員	裁判所若しくは裁判官	裁判長、陪席の裁判官又は裁判員	裁判官又は裁判員

官報(号外)

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に

関する法律の適用に関する特例)

第六十五条 第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号第二十二条第四項)の適用については、同項中「合議体の構成員」とあるのは、「合議体の構成員である裁判官」とする。

第四章 評議

(評議)

第六十六条 第二条第一項の合議体における裁判員の関与する判断のための評議は、構成裁判官及び裁判員が行う。

2 裁判員は、前項の評議に出席し、意見を述べなければならない。

3 裁判長は、必要と認めるときは、第一項の評議において、裁判員に対し、構成裁判官の合議による法令の解釈に係る判断及び訴訟手続に関する判断を示さなければならない。

4 裁判員は、前項の判断が示された場合には、これに従つてその職務を行わなければならぬ。

5 裁判長は、第一項の評議において、裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるよう整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう配慮しなければならない。

(評決)

第六十七条 前条第一項の評議における裁判員の関与する判断は、裁判所法第七十七条の規定に

かかわらず、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による。

下「評議の秘密」という。)については、これを漏らしてはならない。

(指定都市の区に対するこの法律の適用)

第六十八条 構成裁判官の合議によるべき判断のための評議は、構成裁判官のみが行う。各々、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見にならないときは、その合議体の判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による。

(構成裁判官による評議)

第六十九条 構成裁判官の合議によるべき判断のための評議は、構成裁判官のみが行う。

2 前項の評議については、裁判所法第七十五条第一項及び第二項、第二十二条並びに第七十六条第一項及び第二項、第二十三条第四項(これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む)並びに第二十四条第三項の規定中市に関する規定は、区にこれを適用する。

(事務の区分)

第七十条 第二十二条第一項及び第二項、第二十二条並びに第二十三条第四項(これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む)の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 法令の定める手続により行う場合を除き、裁判員又は補充裁判員に対し、その職務に関し、請託をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(裁判員等に対する請託罪等)

第七十一条 法令の定める手続により行う場合を除き、裁判員又は補充裁判員に対し、その職務に関し、請託をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法令の定める手続により行う場合を除き、被告事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員又は補充裁判員に対し、事実の認定、刑の量定その他の裁判員として行う判断について意見を述べ又はこれについての情報を提供した者も、前項と同様とする。

(裁判員等に対する威迫罪)

第七十二条 被告事件に関し、当該被告事件の裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送

ものとする。

(指定都市の区に対するこの法律の適用)

第七十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第十七条)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、第二十条第一項並びに第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並びに第二十三条第四項(これららの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む)並びに第二十四条第三項の規定中市に関する規定は、区にこれを適用する。

2 前項の場合を除き、構成裁判官のみが行う評議については、裁判所法第七十五条第二項後段の規定に従う。

第五章 裁判員等の保護のための措置

(不利益取扱いの禁止)

第七十二条 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの人者であつたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(裁判員等を特定するに足りる情報の取扱い)

第七十三条 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者若しくはその予定者の氏名、住所その他他の個人を特定するに足りる情報を公にしてはならない。これらであつた者の氏名、住所その他他の個人を特定するに足りる情報についてはならない。これらであつた者の氏名、住所その他他の個人を特定するに足りる情報についても、本人がこれを公にすることに同意している場合を除き、同様とする。

(裁判員等に対する接觸の規制)

第七十四条 最高裁判所は、毎年、対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他この法律の実施状況に関する資料を公表する

第七十条 構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数(以

付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 被告事件に關し、当該被告事件の裁判員候補者は又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者も、前項と同様とする。

(裁判員等による秘密漏示罪)

第七十九条 裁判員若しくは補充裁判員又はこれらの職にあつた者が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又はその被告事件の他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考える事実若しくは量定すべきであると考える刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されると考える事実若しくは量定されると考える刑を述べたときも、前項と同様とする。

3 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が、構成裁判官であった者又はその被告事件の他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあつた者以外の者に対し、当該被告事件の裁判所による事実の認定又は刑の量定の当否を述べたときも、第一項と同様とする。

(裁判員の氏名等漏示罪)

第八十条 檢察官若しくは弁護人若しくはこれらの職にあつた者又は被告人若しくは被告人であつた者が、正当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第三十条に

規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者の陳述の内容を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(裁判員候補者による虚偽記載罪等)

第八十一条 裁判員候補者が、第三十条に規定する質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出し、又は裁判員等選任手続における質問に対する虚偽の陳述をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

(裁判員候補者の虚偽記載等に対する過料)

第八十二条 裁判員候補者が、第三十条第三項又は第三十四条第三項(これららの規定を第三十八

条第二項(第四十六条第二項において準用する場合を含む)及び第四十七条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反して、質問票に虚偽の記載をし、又は裁判員等選任手続における質問に對して正当な理由なく陳述を拒み、若しくは虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

(裁判員候補者の不出頭等に対する過料)

第八十三条 次の各号のいずれかに當たる場合に

は、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

一 呼出しを受けた裁判員候補者が、第二十九

条第一項第三十八条第二項(第四十六条第二項において準用する場合を含む)及び第四十七条第二項において準用する場合を含む)の

規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。

二 裁判員又は補充裁判員が、正当な理由がなく第三十九条第二項の宣誓を拒んだとき。

三 裁判員又は補充裁判員が、第五十二条の規

定に違反して、正当な理由がなく、公判期日又は公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問若しくは検証の日時及び場所に出頭しないとき。

四 裁判員が、第六十三条第一項の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日に出頭しないとき。

(即時抗告)

第八十四条 前二条の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日  
二 第二十条から第二十三条规定まで、第二十五条  
条、第七十一条、第七十二条、第七十五条、  
第七十六条及び附則第四条の規定 公布の日  
から起算して四年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第十七条第九号の規定 審査補助員に係る部分に限る) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一号)附則第一

3 第十七条第九号の規定 審査補助員に係る部分に限る) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一号)附則第一

二 第二号に定める日又はこの法律の施行の日  
のいずれか遅い日

(施行前の措置等)

第二条 政府及び最高裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判の制度が司法への參加についての國民の自覺とこれに基づく協力の下で初めて我が國の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであることにかんがみ、こ

の法律の施行までの期間において、國民が裁判員として裁判に參加することの意義、裁判員の選任の手續、事件の審理及び評議における裁判員の職務等を具体的に分かりやすく説明するなど、裁判員の參加する刑事裁判の制度についての國民の理解と関心を深めるとともに、國民の自覺に基づく主体的な刑事裁判への参加が行われるようにするための措置を講じなければならない。

##### (経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に係属している事件については、第二条第一項及び第四条の規定は適用しない。この法律の施行前判決が確定した事件であつてこの法律の施行後再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、裁判所は、この法律の施行の際現に係属している事件であつてその弁論を対象事件の弁論と併合することが適当と認められるものについては、決定で、これを第二条第一項の合議体で取り扱うことができる。

3 裁判所は、前項の決定をした場合には、刑事訴訟法の規定により、当該決定に係る事件の弁論と当該対象事件の弁論とを併合しなければならない。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。

別表第一に次のように加える。

官報 (号外)

<p>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第 号)</p>		<p>第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並びに第二十六条第四項(これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>(刑事確定訴訟記録法の一部改正)</p> <p>第五条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第二項に次の一号を加える。</p> <p>六 保管記録を閲覧させることができ裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の個人を特定させることとなるおそれがあると認められるとき。</p>	<p>国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上にかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に關し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>	<p>理由</p>
<p>(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)</p> <p>第六条 組织的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条第一項に次の二号を加える。</p> <p>四 その罪に係る被告事件に關し、当該被告事件の裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他いかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者</p> <p>五 その罪に係る被告事件に關し、当該被告事件の裁判員候補者又はその親族に對し、面会、文書の送付、電話をかけることその他いかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者</p>	<p>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案 (内閣提出)に関する報告書</p> <p>一 議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することは、司法に対する国民の理解を増進させ、また、その信頼の向上に資するものであることにかんがみ、裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することができるため、裁判員の参加する刑事裁判に關し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 合議体の構成並びに裁判官及び裁判員の権限</p> <p>2 裁判員の参加する合議体で取り扱う事件を定めるとともに、当該合議体の構成は、原則として、裁判官の員数を三人、裁判員の員数を六人とすること、裁判所の行う事実の認定、法令の適用及び刑の量定は、当該合議体の構成員である裁判官及び裁判員の合議によることとすること。</p> <p>3 公判前整理手続</p> <p>裁判員の参加する合議体で取り扱う事件について、第一回の公判期日前に公判前整理手続に付さなければならないものとすること。</p> <p>4 評議及び評決</p> <p>裁判官と裁判員の合議による判断は、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によるものとすること。</p> <p>5 裁判員等の保護</p> <p>労働者が裁判員の職務を行つたために休暇を取得したこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことを定めるほか、裁判員等を特定するに足りる情報の取扱い及び裁判員等に対する接触の規制に關して裁判員等の保護のための所要の規定を置くものとすること。</p> <p>6 施行期日</p> <p>この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。</p>	<p>二 議案の修正議決理由</p> <p>本案は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に關し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項について定めようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、裁判員等について所要の規定を置くものとすること。</p> <p>3 公判前整理手続</p> <p>裁判員の参加する合議体で取り扱う事件について、第一回の公判期日前に公判前整理手続に付さなければならないものとすること。</p> <p>4 評議及び評決</p> <p>裁判官と裁判員の合議による判断は、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によるものとすること。</p> <p>5 裁判員等の保護</p> <p>労働者が裁判員の職務を行つたために休暇を取得したこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことを定めるほか、裁判員等を特定するに足りる情報の取扱い及び裁判員等に対する接触の規制に關して裁判員等の保護のための所要の規定を置くものとすること。</p> <p>6 施行期日</p> <p>この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。</p>

合議体の構成員		合議体の構成員である裁判官	
第九十六条第一項第四号	第八十九条第五号	第八十一条	第一項、第七十六条第二項、第八十五条、第一百八十三条第三項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第二项、第二百九十七条第二项、第三百十六条の十一
被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。	逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由	逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由
被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき、又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由があるとき。	逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由	逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由

文 第四百三十五条第七号本	五百五十七条の二、第三百五十七条の四第一項、第四百三十五条第七号ただし書	裁判官	裁判官、裁判員	裁判官、裁判員	裁判官、裁判員	裁判官、裁判員	し、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。
官 原判決に関与した裁判	第三百四十六条第六項 第三百四十六条第一項 第三百四十六条第五第一項 第三百四十六条第二項 第三百七十七条第一号	裁判官 裁判長又は陪席の裁判官 裁判所又は陪席の裁判官 裁判所若しくは裁判官 裁判所若しくは裁判官及び裁判員	裁判官又は裁判員 裁判長、陪席の裁判官又は裁判員 裁判官又は裁判員 裁判長、陪席の裁判官又は裁判員	裁判所、裁判官又は裁判官及び裁判員 裁判所、裁判官又は裁判官及び裁判員	裁判所、裁判官若しくは裁判官及び裁判員 裁判所、裁判官若しくは裁判官及び裁判員	裁判所、裁判官又は裁判員 裁判所、裁判官又は裁判員	により接触すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
原判決に関与した裁判官若しくは裁判員	第五百五十七条の二、第三百五十七条の四第一項、第四百三十五条第七号ただし書	裁判官	裁判官、裁判員	裁判官、裁判員	裁判官、裁判員	裁判官、裁判員	したが

## (裁判員等による秘密漏示罪)

第七十九条 裁判員若しくは補充裁判員又はこれらの職にあつた者が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が次の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。

一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官若しくは裁判員の意見又はその多少の数を漏らしたとき。

三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密(前号に規定するものを除く。)を漏らしたとき。

4 前項第三号の場合を除き、裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が、評議の秘密(同項第二号に規定するものを除く。)を漏らしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

12 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又はその被告事件の他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考へる刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されると考へる事実若しくは量定すべきであると考へる刑を述べたとき

5 裁判員若しくは補充裁判員の職にあつた者又はその被告事件の他の裁判官であると考へる方法をもつてするかを問も、前項と同様とする。

3 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者以外の者に対し、当該被告事件による事実の認定又は刑の量定の当否を述べたときも、第一項と同様とする。

## (附則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、施行する。

当該各号に定める日から施行する。

一 次条〇の規定(公布の日)

二 第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条及び附則第四条の規定(公布の日)

三 第七十一条、第七十二条、第七十五条、第七十六条及び附則第五条の規定(公布の日)

四 第十七条第九号の規定(審査補助員に係る部分に限る)、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一号)附則第一

五 第二号に定める日又はこの法律の施行の日(いずれか遅い日)

(施行前の措置等)

第六条 政府及び最高裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判の制度が司法への参加についての国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国との司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであることにかんがみ、この法律の施行までの期間において、国民が裁判員として裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手続、事件の審理及び評議における裁判員の職務等を具体的に分かりやすく説明するなど、裁判員の参加する刑事裁判の制度について

六 保管記録を閲覧させることができ裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の個人を特定させることとなるおそれがあると認められる

七 第二十二条第一項に次の二号を加える。

八 第二十二条第一項に次の一号を加える。

九 第二十二条第一項に次の一号を加える。

十 第二十二条第一項に次の一号を加える。

十一 第二十二条第一項に次の一号を加える。

十二 第二十二条第一項に次の一号を加える。

2 前条の政令を定めるに当たつては、前項の規定による措置の成果を踏まえ、裁判員の参加する刑事裁判が円滑かつ適正に実施できるかどうかについての状況に配慮しなければならない。

第三条 国は、裁判員の参加する刑事裁判の制度を円滑に運用するためには、国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるようになることが不可欠のこととがんがみ、そのため必要な環境の整備に努めなければならない。

(環境整備)  
第四条 (経過措置)  
第五条 この法律の施行の際現に係属している事件については、第二条第一項及び第四条の規定は適用しない。この法律の施行前判決が確定した事件であつてこの法律の施行後再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。

(地方自治法の一部改正)  
第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第七条 第二十二条第一項及び第二項、第二十二条並びに第二十三条第四項(これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務

第八条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第九条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十条 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十一條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十二條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十三條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十四條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十五條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十六條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十七條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十八條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十九條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第二十条 第二十二条第一項に次の二号を加える。

2 前項の規定にかかわらず、裁判所は、この法律の施行の際現に係属している事件であつてその弁論を対象事件の弁論と併合することが適当と認められるものについては、決定で、これを

第二条第一項の合議体で取り扱うことができ

る。

3 裁判所は、前項の決定をした場合には、刑事訴訟法の規定により、当該決定に係る事件の弁論と当該対象事件の弁論とを併合しなければならない。

(地方法の一部改正)  
第四条 地方法の一部を次のように改正する。

第五条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六条 地方法の一部を次のように改正する。

第七条 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第八条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第九条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十一條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十二條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十三條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十四條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十五條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十六條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十七條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第十八條 第二十二条第一項に次の二号を加える。

他のいかなる方法をもつてするかを問わ  
ず、威迫の行為をした者

(検討) 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。

〔別紙〕

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案  
に対する附帯議案

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、  
次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 政令又は最高裁判所規則において裁判員制度の細目を定め、また、実際に裁判員制度を施行するに当たっては、例えば、守秘義務の範囲の明確化や裁判員にわかりやすい立証・説明等の工夫等、円滑で、制度の趣旨が十二分に活かされる運用となるよう、国会における論議を十分に踏まえること。

二 附則第二条第一項の規定を踏まえ、国民の理解を得十分に得て、国民が自ら進んで裁判員として刑事裁判に参加してもらえるよう、関係省庁において的確に連携協力するなどして、裁判員制度の趣旨やその具体的な内容の周知のための活動を十分に行つよう努めること。

三 裁判員制度の円滑な実施のため、必要な予算の確保を含め、本法施行前における準備を十分に行うこと。

### 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成十六年三月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。  
目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

第一編 総則(第一条)

第一章 裁判所の管轄(第二条—第十九条)

第二章 裁判所職員の除斥及び忌避(第二十条—第二十六条)

第三章 訴訟能力(第二十七条—第二十九条)

第四章 弁護及び補佐(第三十条—第四十条)

第五章 裁判(第四十三条—第四十六条)

第六章 書類及び送達(第四十七条—第五十四条)

第七章 期間(第五十五条—第五十六条)

第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留(第五十七条—第九十八条)

第九章 押収及び捜索(第九十九条—第一百二十七条)

第十章 檢証(第一百二十八条—第一百四十二条)

第一条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案  
に対する附帯議案

第二章 鑑定(第百六十五条规定)

六十四条 条の二十九—第三百六条の三十一  
第十二条 鑑定(第百六十五条规定)

四条 第二節 証拠(第三百二十九条—第二百二十八条规定)

第十三章 通訳及び翻訳(第百七十五条)

第一百七十八条 第十四章 証拠保全(第百七十九条—第一百八十一条)

第十五章 証拠費用(第百八十二条—第一百八十八条)

第十六章 費用の補償(第百八十八条)

二—第百八十八条の七)

第二編 第一審 第一章 捜査(第百八十九条—第二百四十条)

第二章 公訴(第二百四十七条—第二百七十一条)

第三章 公判 第一節 公判準備及び公判手続(第二百七十二条—第二百九十九条)

第二節 公判の特例(第三百五十五条の十二)

第三節 証拠の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第四節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の十三—第三百五十五条の十)

第五節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第六節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第七節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第八節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第九節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第十節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第十一節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第十二節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第十三節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

条の二十九—第三百六条の三十一  
第三款 公判手続の特例(第三百六十六条の二—第三百六十六条の二)

六十四条 第二節 証拠(第三百二十九条—第二百二十八条规定)

四条 第二節 証拠(第三百二十九条—第二百二十八条规定)

第十三章 通訳及び翻訳(第百七十五条)

第一百七十八条 第十四章 証拠保全(第百七十九条—第一百八十一条)

第十五章 証拠費用(第百八十二条—第一百八十八条)

第十六章 費用の補償(第百八十八条)

二—第百八十八条の七)

第二編 第一審 第一章 捜査(第百八十九条—第二百四十条)

第二章 公訴(第二百四十七条—第二百七十一条)

第三章 公判 第一節 公判準備及び公判手続(第二百七十二条—第二百九十九条)

第二節 公判の特例(第三百五十五条の十二)

第三節 証拠の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第四節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第五節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第六節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第七節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第八節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第九節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第十節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第十一節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第十二節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

第十三節 公判の裁判の特例(第三百五十五条の二—第三百五十五条の二)

## 第七編 裁判の執行(第四百七十二条—第五百七条)

## 附則

第三十一条の次に次の二条を加える。

第三十二条の二 弁護人を選任しようとする被告人又は被疑者は、弁護士会に対し、弁護人の選任の申出をすることができる。

弁護士会は、前項の申出を受けた場合は、速やかに、所属する弁護士の中から弁護人とならうとする者を紹介しなければならない。

弁護士会は、前項の弁護人とならうとする者がないときは、当該申出をした者に對し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第三十六条の二 この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が前条の請求をするには、資力申告書(その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額(以下「資力」という。)及びその内訳を申告する書面をいう。以下同じ。)を提出しなければならない。

第三十六条の三 この法律により弁護人を要する場合を除いて、その資力が基準額(標準的な必要生計費を勘案して一般に弁護人の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。)以上である被告人が第三十六条の請求をするには、あらかじめ、その請求をする裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三

十一条の二第一項の申出をしていなければならぬ。

前項の規定により第三十二条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所又は当該被告事件が係属する裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条の二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に對して勾留状が発せられている

場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付きなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の三 前条第一項の請求をするには、資力申告書を提出しなければならない。

第三十七条の四 裁判官は、第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付した場合又は付した場合において、特に役若しくは禁錮に当たる事件について第三十条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の五 裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に役若しくは禁錮に当たる事件について第三十条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の六 前項の請求は、同項に規定する事件について勾留を請求された被疑者も、これをすることができる。

第三十七条の七 前項の請求をするには、資力申告書を提出しなければならない。

第三十七条の八 被疑者が基準額以上である被疑者が前条第一項の請求をするには、あらかじめ、その

勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十二条の二第一項の申出をしていなければならない。

前項の規定により第三十二条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所

に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条の四 裁判官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について被疑者に對して勾留状が発せられ、かつ、これに弁護人がない場合において、精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときは、職権で弁護人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の五 被告人に對する暴行、脅迫その他の被告人の責めに帰すべき事由により弁護人にその職務を継続させることができないと認められるとき。

第三十七条の六 心身の故障その他の事由により、弁護人が職務を行なうことができず、又は職務を行なうことが困難となつたとき。

第三十七条の七 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の八 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の九 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の十 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の十一 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の十二 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の十三 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の十四 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の十五 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の十六 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の十七 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の十八 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の十九 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の二十 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の二十一 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の二十二 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

第三十七条の二十三 心身の故障その他の事由により、弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

必要がなくなつたとき。

二 被告人と弁護人ととの利益が相反する状況にあり弁護人にその職務を継続させることが相当でないとき。

三 心身の故障その他の事由により、弁護人が職務を行なうことができず、又は職務を行なうことが困難となつたとき。

四 弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることができてないとき。

五 弁護人に對する暴行、脅迫その他の被告人の責めに帰すべき事由により弁護人にその職務を継続させることができてないとき。

六 弁護人を解任するには、あらかじめ、その意見を聽かなければならない。

七 弁護人を解任するに当たつては、被告人の権利を不当に制限することができないようにしなければならない。

八 公訴の提起前は、裁判官が付した弁護人の解任は、裁判官がこれを行なう。この場合においては、前三項の規定を準用する。

九 第三十八条の四 裁判所又は裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載のある資力申告書を提出した者は、十万円以下の過料に処する。

十 第五十八条の四 「勾引」を「勾引」に改める。

十一 第八十九条の四 「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「あたる」を「当たる」に改め、同条第五号中「畏怖」を「畏怖」に改め、同条第六号中「判らない」を「分からぬ」に改める。

第一百八十二条に次の二項を加える。

公訴が提起されなかつた場合において、被疑者の責めに帰すべき事由により生じた費用があるときは、被疑者にこれを負担させることができる。

第一百八十三条に次の二項を加える。

告訴、告発又は請求があつた事件について公訴が提起されなかつた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときも、前項と同様とする。

第一百八十七条の次に次の二項を加える。

第一百八十七条の二 公訴が提起されなかつた場合において、訴訟費用を負担させるときは、検察官の請求により、裁判所が決定をもつてこれを行う。この決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第二百三条第一項の次に次の二項を加える。

司法警察員は、第三十七条の二第一項に規定する事件について第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対する弁護人の選任を請求することができない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

第二百五条に次の二項を加える。

前条第一項の規定は、検察官が、第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、第二百三条の規定により同項に規定する事件について送致された被疑者に對し、第一項の規定により弁解の機会を与える場合についてこれを準用する。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第二百七条第二項中「前項」を「第一項」に、「但し」を「ただし」と改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の裁判官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げる際に、被疑者に対し、

第二百四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

検察官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるとともに、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

は、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは、あらかじめ、弁護士会(第三十六条の三第一項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十六条の三第一項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たつては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十六条の三第一項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たつては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十六条の三第一項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たつては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十六条の三第一項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

前項の規定により弁護人の選任を請求する

弁護人を選任することができる旨及び貧困その他事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができない旨を告げなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たつては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十六条の三第一項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たつては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十六条の三第一項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

前項の規定により弁護人の選任を請求する

弁護人を選任することができる旨及び貧困その他事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができない旨を告げなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の規定により弁護人の選任を請求する

場合を除いて、前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を知らせるに当たつては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその

資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十六条の三第一項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

前項の規定により弁護人の選任を請求する

裁判長は、急速を要する場合には、前項に規定する命令をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

前二項の規定による命令を受けた検察官又

は弁護人が正當な理由がなくこれに従わないときは、決定で、十万円以下の過料に処し、

かつ、その命令に従わないとために生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすること

ができる。

裁判所は、第三項の決定をしたときは、檢察官については当該檢察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人につい

ては当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求しなければならない。

裁判所は、この法律により弁護人を要する

前項の規定による請求を受けた者は、その  
とつた処置を裁判所に通知しなければなら  
い。

第二百八十二条の二の次に次の四条を加え  
る。

第二百八十三条の三 弁護人は、検察官におい  
て被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄  
写の機会を与えた証拠に係る複製等（複製そ  
の他証拠の全部又は一部をそのまま記録した  
物及び書面をいう。以下同じ。）を適正に管理  
し、その保管をみだりに他人にゆだねてはな  
らない。

第二百八十四条 被告人若しくは弁護人  
(第四百四十条に規定する弁護人を含む。)又  
はこれらであった者は、検察官において被告  
事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機  
会を与えた証拠に係る複製等を、次に掲げる  
手続又はその準備に使用する目的以外の目的  
で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気  
通信回線を通じて提供してはならない。

一 当該被告事件の審理その他の当該被告事  
件に係る裁判のための審理

二 当該被告事件に関する次に掲げる手続

イ 第一編第十六章の規定による費用の補  
償の手続

ロ 第三百四十九条第一項の請求があつた  
場合の手続

ハ 第三百五十条の請求があつた場合の手  
続

二 上訴権回復の請求の手続

ホ 再審の請求の手続

ヘ 非常上告の手続

ト 第五百条第一項の申立ての手続

チ 第五百二条の中立ての手続

リ 刑事補償法の規定による補償の請求の  
手続

第二百八十五条 被告人又は被告人であつ  
た者が、検察官において被告事件の審理の準  
備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠  
に係る複製等を、前条各号に掲げる手続又は  
その準備に使用する目的以外の目的で、人に  
交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線  
を通じて提供したときは、一年以下の懲役又  
は五十万円以下の罰金に処する。

弁護人第四百四十条に規定する弁護人を  
含む。以下この項において同じ。又は弁護人  
であつた者が、検察官において被告事件の審  
理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与  
えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の  
利益その他の利益を得る目的で、人に交付  
し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通  
じて提供したときも、前項と同様とする。

第二百八十六条 裁判所は、審理に二日以  
上を要する事件については、できる限り、連  
日開廷し、継続して審理を行わなければなら  
ない。

訴訟関係人は、期日を厳守し、審理に支障  
を来さないようにしなければならない。

第二百八十九条第二項中「出頭しないとき」の  
下に「若しくは在廷しなくなつたとき」を加え、  
同条

「附しなければ」を「付さなければ」に改め、同条  
に次の一項を加える。

弁護人がなければ開廷することができない  
場合において、弁護人が出頭しないおそれが  
ある。

あるときは、裁判所は、職權で弁護人を付  
すことができる。

第二百九十二条中「証拠調」を「証拠調べ」に改  
め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、次節第一款に定める公判前整理手  
続において争点及び証拠の整理のために行う  
手続については、この限りでない。

第二百九十五条に次の二項を加える。

裁判所は、前二項の規定による命令を受け  
た検察官又は弁護士である弁護人がこれに従  
わなかつた場合には、検察官については当該  
検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁  
護士である弁護人については当該弁護士の所  
属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知  
し、適当な処置をとるべきことを請求するこ  
とができる。

前項の規定による請求を受けた者は、その  
とつた処置を裁判所に通知しなければなら  
ない。

第三百十三条の次に次の二項を加える。

第三百十三条の二 この法律の規定に基づいて  
裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁  
護人の選任は、弁論が併合された事件につい  
てもその効力を有する。ただし、裁判所がこ  
れと異なる決定をしたときは、この限りでな  
い。

前項ただし書の決定をするには、あらかじ  
め、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽  
かなければならない。

第二編第三章第一節の次に次の二節を加え  
る。

第三百十六条の四 公判前整理手続において  
は、被告人に弁護人がなければその手続を行  
うことができない。

公判前整理手続において被告人に弁護人が  
ないときは、裁判長は、職權で弁護人を付さ  
なければならない。

第三百十六条の五 公判前整理手続において

平成十六年四月二十三日 衆議院会議録第二十七号 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案及び同報告書

は、次に掲げる事項を行うことができる。

一 訴因又は罰条を明確にさせること。

二 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと。

三 公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせて事件の争点を整理すること。

四 証拠調べの請求をさせること。

五 前号の請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせるここと。

六 証拠調べの請求に関する意見(証拠書類について第三百二十六条の同意をするかどうかの意見を含む)を確かめること。

七 証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をすること。

八 証拠調べをする決定をした証拠について、その取調べの順序及び方法を定めるここと。

九 証拠調べに関する異議の申立てに対し決定をすること。

十 第三百二十六条の九 証拠調べに係るところにより証拠開示に関する裁定をすること。

十一 公判期日を定め、又は変更することその他公判手続の進行上必要な事項を定めるここと。

第三百二十六条の六 裁判長は、訴訟関係人を出頭させて公判前整理手続をするときは、公判前整理手続期日を定めなければならない。

裁判長は、検察官、被告人及び弁護人を通知しなければならない。裁判長は、検察官、被告人及び弁護人に通知しなければならない。

の請求により又は職権で、公判前整理手続期日を変更することができる。この場合においては、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。

第三百二十六条の七 公判前整理手続期日に検察官又は弁護人が出頭しないときは、その期日の手続を行うことができない。

第三百二十六条の八 弁護人が公判前整理手続期に出席しないとき、又は在席しなくなつたときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならぬ。

第三百二十六条の九 被告人は、公判前整理手続期日に出頭しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができます。

第三百二十六条の十 被告人は、公判前整理手続をする場合には、被告人が出頭する最初の公判前整理手続期日において、まず、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対する陳述を拒むことができる旨を告知しなければならない。

第三百二十六条の十一 裁判所は、弁護人の陳述又は弁護人が提出する書面について被告人の意思を確かめる必要があると認めるときは、公判前整理手続期日において被告人に対し質問を發し、及び弁護人に對し被告人と連署した書面の提出を求めることができる。

第三百二十六条の十一 裁判所は、合議体の構成員に命じ、公判前整理手続(第三百二十六条の五第二号、第七号、第九号及び第十号の決定を除く)をさせることができる。この場合において、受命裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第三百二十六条の十二 公判前整理手続期日には、裁判所書記官を立ち会わせなければならぬ。

第三百二十六条の十三 檢察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、その説明予定期日に出頭することができる。

第三百二十六条の十四 檢察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠(以下「検察官請求証拠」という。)については、速やかに、被告人又は弁護人に對し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会(弁護人に対しても、被告人又は弁護人に對し、次の各号に定める方法による開示をしなければならない。

第三百二十六条の十五 檢察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の證明力を意見を聴いた上で、第一項の書面の提出及び送付並びに第二項の請求の期限を定めるものとする。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等(供述書、供述録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したもの)を、(以下同じ。)のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの(当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面)を閲覧する機会(弁護人に対しても、閲覧し、かつ、謄写する機会)を与えること。

三 檢察官は、前項の証明予定期を証明するため用いる証拠の取調べを請求しなければならない。

前項の規定により証拠の取調べを請求するについては、第二百九十九条第一項の規定は適用しない。

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の

判断するためには重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしてなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一 証拠物

二 第三百二十二条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

三 第三百二十二条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四 第三百二十二条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 次に掲げる者の供述録取書等(前条の規定により開示をしたその者の供述録取書等に記録された供述に現れた事項と同一の事項に関する供述を記録したものに限る)イ 檢察官が証人として尋問を請求した者ロ 檢察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの

六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しよう

する事実の有無に関する供述を内容とするもの

#### 七 被告人の供述録取書等

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの(被告人に係るものに限る)。

被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の説明力を判断するためには重要なことその他の被告人の防衛の準備のために当該開示が必要である理由

第三百二十六条の十六 被告人又は弁護人は、第三百二十二条第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百二十二条の十四及び前条第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第三百二十六条の同意をするかどうかの意見を明らかにしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の

意見を聴いた上で、前項の意見を明らかにすべき期限を定めることができる。

第三百二十六条の十七 被告人又は弁護人は、第三百二十二条の十四及び前条第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第三百二十六条の同意をするかどうかの意見を明らかにしなければならない。

第三百二十六条の十九 檢察官は、前条の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、第三百二十二条の十七第二項の規定により被告人又は弁護人が取調べを請求した証拠について、第三百二十六条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に係る異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

第三百二十六条の二十 檢察官は、第三百二十二条の十四及び第三百二十二条の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百二十二条第一項の主張に関連する

第三百二十六条の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防衛の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百二十二条の十四第一号に定める方法による開示をしなければなら

氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの(当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当ないと認めるとき)にあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面)を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

ない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができます。

被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 第三百十六条の十七第一項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性その他の被告人の防衛の準備のために当該開示が必要である理由

第三百十六条の二十一 検察官は、第三百六十三条の十三から前条までに規定する手続が終わった後、その證明予定事実を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、その追加し又は変更すべき證明予定事実を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

検察官は、その證明予定事実を證明するため用いる証拠の取調べの請求をするときには、速やかに、その追加し又は変更すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十四から第三百十六条の十

までの規定は、第二項の規定により検察官が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

第三百十六条の二十四 裁判所は、公判前整理手続を終了するに当たり、検察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない。

第三百十六条の二十二 被告人又は弁護人は、第三百十六条の十三から第三百十六条の二十までに規定する手続が終わった後、第三百十六条の十七第一項の主張を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、裁判所及び検察官に対し、その追加し又は変更すべき主張を明らかにしなければならない。

この場合においては、第三百十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

被告人又は弁護人は、その證明予定事実を證明するために用いる証拠の取調べの請求をして、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠について決定をするに当たり、必要があると認められるときは、検察官、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の主張を明らかにすべき期限及び前項の請求の期限を定めることができる。

第三百十六条の十八及び第三百十六条の十九の規定は、第二項の規定により被告人又は弁護人が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

第三百十六条の二十の規定は、第一項の追加し又は変更すべき主張に関連すると認められる証拠についてこれを準用する。

第三百十六条の二十三 第二百九十九条の二の規定は、検察官又は弁護人がこの目的の規定による証拠の開示をする場合についてこれを準用する。

第三百十六条の十四から第三百十六条の十

用する。

第三百十六条の二十四 裁判所は、公判前整理手続を終了するに当たり、検察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない。

第三目 証拠開示に関する裁定

第三百十六条の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六条の十四(第三百十六条の二十一第一項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百十六条の十八(第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠について決定をするに当たり、必要があると認められるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聽かなければならぬ。

裁判所は、前項の請求について決定をして、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第三項の規定を準用する。

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認められるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。

裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求についてした決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第三百十六条の二十六 裁判所は、検察官が第三百十六条の十四若しくは第三百十六条の十五第一項(第三百十六条の二十一第四項においてこれららの規定を準用する場合を含む。)若しくは第三百十六条の二十第一項(第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六条の十八(第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠を開示する場合についてこれを準用する。

第三百十六条の二十四 第二百九十九条の二の規定は、検察官又は弁護人がこの目的の規定による証拠の開示をする場合についてこれを準用する。

第三百十六条の二十三 第二百九十九条の二の規定は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の書面の提出及び送付並びに前項の請求の期限を定めることができる。

第三百十六条の十四から第三百十六条の十

は弁護人が第三百十六条の十八(第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠を開示しないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。

この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聽かなければならぬ。

裁判所は、前項の請求について決定をして、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第三項の規定を準用する。

裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

第一項の規定は、第三百十六条の二十一第一項において準用する場合を含む。)若しくは第三百十六条の二十第一項(第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠を開示する場合についてこれを準用する。

第一項の規定は第三百十六条の二十二第五項又は前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同条第三項の

即時抗告が係属する抗告裁判所について、それが準用する。

## 第二款 期日間整理手続

第三百十六条の二十八 裁判所は、審理の経過にかんがみ必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

期日間整理手続については、前款(第三百十六条の二第一項及び第三百十六条の九第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百十六条の六から第三百十六条の十まで及び第三百十六条の十二中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同条第二項中「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるものとする。

## 第三款 公判手続の特例

第三百十六条の二十九 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件を審理する場合には、第二百八十九条第一項に規定する事件に該当しないときであつても、弁護人がなければ開廷することはできない。

第三百十六条の三十 公判前整理手続に付された事件については、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、第二百九十六条の手続に引き続き、これを明らかにしなけれ

ばならない。この場合においては、同条ただし書の規定を準用する。

第三百十六条の三十一 公判前整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、前条の手続が終わつた後、公判期日において、当該公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。

期日間整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、その手続が終わつた後、公判期日ににおいて、当該期日間整理手続の結果を明らかにしなければならない。

第三百十六条の三十二 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、第二百九十八条第一項の規定にかかわらず、やむを得ない事由によつて公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつたもののを除き、当該公判前整理手続又は期日間整理手続が終わつた後には、証拠調べを請求することができない。

前項の規定は、裁判所が、必要と認めるときに、職権で証拠調べをすることを妨げるものではない。

第三百五十条の六 裁判所は、即決裁判手続の申立てをあつた事件について、弁護人が即決裁判手続によることについてその意見を留保しているとき、又は即決裁判手続の申立てがあつた後に弁護人が選任されたときは、弁護人に対し、できる限り速やかに、即決裁判手続によることについて同意をするかどうかの確認を求めなければならない。

弁護人は、前項の同意をするときは、書面

に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

前項の申立ては、即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなければ、これをすることができない。

第三十七条の三の規定は、前項の請求をする場合についてこれを準用する。

第三百五十条の四 即決裁判手続の申立てがあつた場合において、被告人に弁護人がないとときは、裁判長は、できる限り速やかに、職権で弁護人を付さなければならない。

第三百五十条の五 檢察官は、即決裁判手続の申立てをした事件について、被告人又は弁護人に対し、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類を閲覧する機会その他の同項に規定する機会を与えるべき場合には、できる限り速やかに、その機会を与えるなければならない。

第二節 公判準備及び公判手続の特例

第三百五十条の四 即決裁判手続の申立てがあつた場合において、被告人に弁護人がないとときは、裁判長は、できる限り速やかに、職権で弁護人を付さなければならない。

第三百五十条の五 檢察官は、即決裁判手続の申立てをした事件について、被告人又は弁護人に対し、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類を閲覧する機会その他の同項に規定する機会を与えるべき場合には、できる限り速やかに、その機会を与えるなければならない。

第三百五十条の六 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、弁護人が即決裁判手続によることについてその意見を留保しているとき、又は即決裁判手続の申立てがあつた後に弁護人が選任されたときは、弁護人に対し、できる限り速やかに、即決裁判手続によることについて同意をするかどうかの確認を求めなければならない。

弁護人は、前項の同意をするときは、書面

第三百五十条の二 檢察官は、公訴を提起しようとするとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に

第三百五十条の三 前条第三項の確認を求められた被疑者が即決裁判手続によることについて同意をするかどうかを明らかにしようとする場合において、被疑者が貧困その他的事由により弁護人を選任することができないとき

第三百五十条の七 裁判長は、即決裁判手続の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、その申立て後（前条第一項に規定する場合においては、同

項の同意があつた後)、できる限り早い時期の公判期日を定めなければならない。

第三百五十条の八 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、第二百九十一

条第二項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしなければならない。

一 第三百五十条の二第二項又は第四項の同意が撤回されたとき。  
二 第三百五十条の六第一項に規定する場合において、同項の同意がされなかつたとき。  
三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき。

四 当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるとき。  
第五百条の九 前条の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日については、弁護人がないときは、これを開くことができない。

第三百五十条の十 第三百五十条の八の決定のための審理及び即決裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第一百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百二条まで及び第三百四条から第三百七条までの規定は、これを適用しない。

即決裁判手続による証拠調べは、公判期日において、適当と認める方法でこれを行つうことができる。

第三百五十条の十一 裁判所は、第二百五十条の八の決定があつた事件について、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合に

は、当該決定を取り消さなければならない。

一 判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき。

二 判決の言渡し前に、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述を撤回したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき。

四 当該事件が即決裁判手続によることが相當でないものであると認めるとき。

前項の規定により第三百五十条の八の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第四百十三条の次に次の一条を加える。

第四百十三条の二 第一審裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件については、第四百十一条の規定にかかるらず、上告裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

三 訴訟費用の負担を命ぜられた者が、訴訟費用の全部について、その裁判の執行の免除を受けたとき。

第三百五十条の十二 第三百五十条の八の決定があつた事件の証拠については、第三百二十九条第一項の規定は、これを適用しない。ただし、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

#### 第四節 公判の裁判の特例

第三百五十条の十三 裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件については、できる

限り、即日判決の言渡しをしなければならない。

第五百条の三 檢察官は、訴訟費用の裁判を執行する場合において、前条の規定による予納がされた金額があるときは、その予納がされ

第三百五十条の十四 即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の執行猶予の言渡しをしなければならない。

第四百三条の二 即決裁判手続においてされた判決に対する控訴の申立ては、第三百八十四条の規定にかかるらず、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、これをすることができない。

原裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件については、第三百九十七条第一項の規定にかかるらず、控訴裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

第四百十三条の二の規定により弁護人の選任が効力を失つたとき。

一 第三十八条の二の規定により弁護人の選任が効力を失つたとき。

二 訴訟手続が終了する場合において、被告人に訴訟費用の負担を命ずる裁判がなされなかつたとき。

三 訴訟費用の負担を命ぜられた者が、訴訟費用の全部について、その裁判の執行の免除を受けたとき。

四 第五百三条第一項中「前三条」を「第五百条及び前二条」に、「申立て」を「申立て」に改め、同条第一項中「前三条」を「第五百条及び前二条」に、「申立て」を「申立て」に、「取下げ」を「取下げ」に改め、「申立て」を「申立て」に改め。

第五百四条中「第五百条乃至第五百二条」を「第五百条、第五百一条及び第五百二条」に、「申立て」を「申立て」に改める。

第六条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第五百条の二 第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第五百条の三 檢察官は、訴訟費用の裁判を執

た金額から当該訴訟費用の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該訴訟費用の納付に充てる。

訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余があるときは、その残余の額は、その予納をした者の請求により返還する。

第五百条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、第五百条の二の規定による予納がされた金額は、その予納をした者の請求により返還する。

第六条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第五百条の二 第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第五百条の三 檢察官は、訴訟費用の裁判を執

## (検察審査会法の一部改正)

第三条 檢察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

## 目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 檢察審査員及び検察審査会の構成(第五条—第十八条)

第三章 檢察審査会事務局及び検察審査会事務官(第十九条・第二十条)

第四章 檢察審査会議(第二十一条—第二十九条)

第五章 審査申立て(第三十条—第三十二条)

第六章 審査手続(第三十三条—第四十一条)(八)

第七章 起訴議決に基づく公訴の提起等(第四十一条の九—第四十一条の十一)

第八章 建議及び勧告(第四十二条)

第九章 罰則(第四十三条—第四十五条)

第十章 極則(第四十五条の二—第四十八条)

附則

第一条第一項中「反映せしめて」を「反映させ

て」に、「但し、検察審査会の数は、二百を下つてはならず、且つ」を「ただし」に、「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第六条第八号中「官吏」を「職員」に改め、同条

第十五号から第十七号までを削り、同条第十八号を同条第十五号とし、同条第十九号を同条第十六号とし、同条第二十号を同条第十七号とする。

第八条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「六十年」を「七十年」に改め、同条第一号

和二十三年法律第百三十一号」を加える。

〔但し〕を「ただし」に改め、同条第三号中「国会の国又は地方公共団体の職員」に改め、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号の次に次の三号を加える。

五 過去五年以内に検察審査員又は補充員の職にあつた者

六 過去五年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第号)の規定による裁判員又は補充裁判員の職にあつた者

七 過去一年以内に裁判員候補者として裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(第二十一条)に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことのある者(同法第三十一条)が、四条第七項の規定による不選任の決定があつた者を除く)

第十七条を次のように改める。

第十七条 次の各号のいすれかに該当する検察審査員は、その職務の執行を停止される。

一 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者

二 逮捕又は勾留されている者

三 留置の次に次の二条を加える。

第二十五条の二 補充員は、検察審査会の許可を得て、検察審査会議を傍聴することができる。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 審査申立て

第三十九条の二 檢察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知識を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができることとする。

審査補助員は、検察審査会議において、検察審査会長の指揮監督を受けて、法律に関する学識経験に基づき、次に掲げる職務を行う。

一 当該事件に關係する法令及びその解釈を説明すること。

二 当該事件の事實上及び法律上の問題点を整理し、並びに当該問題点に関する証拠を整理すること。

三 当該事件の審査に関して法的見地から必要な助言を行うこと。

検察審査会は、前項の職務を行つた審査補助員に第四十条の規定による議決書の作成を補助させることができる。

審査補助員は、その職務を行つて民衆を反映させてその適正を図るために置かれたものであることを踏まえ、その自主的な判断を妨げようの言動をしてはならない。

第三十九条の三 檢察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員によると認めることは、これを解嘱することができることとする。

第四十一条 檢察審査会が第三十九条の五第一項第一号の議決をした場合において、前条の議決書の謄本の送付があつたときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、公訴を提起すべきか否かを検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない。

検察審査会が第三十九条の五第一項第一号の議決をした場合において、前条の議決書の謄本の送付があつたときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、公訴を提起すべきか否かを検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分の当否を検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれ

を提起しない処分をしなければならない。

検察官は、前二項の処分をしたときは、直ちに、前二項の検察審査会にその旨を通知しなければならない。

第六章中第四十一条の次に次の七条を加える。

第四十一条の二 第三十九条の五第一項第一号の議決をした検察審査会は、検察官から前条第三項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、次項の規定による審査が行われたときは、この限りでない。

第三十九条の五第一項第一号の議決をした検察審査会は、第四十条の規定により当該議決に係る議決書の謄本の送付をした日から三月（検察官が当該検察審査会に対し三月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間）以内に前条第三項の規定による通知がなかつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同一の処分があつたものとみなして、当該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、審査の結果議決をする前に、検察官から同項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の当否の審査を行わなければならない。

第四十一条の三 検察審査会は、前条の規定による審査を行う場合において、同条に規定する議決が第二条第二項に掲げる者の申立てによる審査に係るものであつて、その申立てを

した者（その者が二人以上であるときは、そ

のすべての者が、検察審査会に対し、検察官が公訴を提起しないことに不服がない旨の申告をしたときは、当該審査を終了させるこ

とができる。

第四十一条の四 検察審査会は、第四十一条の二の規定による審査を行うに当たつては、審査補助員を委嘱し、法律に関する専門的な知識をも踏まえつつ、その審査を行わなければならぬ。

第四十一条の五 検察審査会は、第四十一条第一項の公訴を提起しない処分については、第四十一条の二の規定による場合に限り、その當否の審査を行うことができる。

第四十一条の六 検察審査会は、第四十一条の二の規定による審査を行つた場合において、起訴を相当と認めるときは、第三十九条の五第一項第一号の規定にかかるらず、起訴すべき旨の議決（以下「起訴議決」という。）をするものとする。起訴議決をするには、第七条の規定にかかるらず、検察審査員八人以上上の多數によらなければならない。

検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議出席して意見述べる機会を与えるなければならない。

第四十一条の七 検察審査会は、第四十一条の二の規定による審査を行つた場合において、公訴を提起しない処分の当否について起訴をしたときは、第三十九条の五第一項の

第四十一条の七 検察審査会は、起訴議決をしたときは、議決書に、その認定した犯罪事実を記載しなければならない。この場合において、検察審査会は、できる限り日時、場所及び方法をもつて犯罪を構成する事実を特定しなければならない。

検察審査会は、審査補助員に前項の議決書の作成を補助させなければならない。

検察審査会は、第一項の議決書を作成したときは、第四十条に規定する措置をとるほか、その議決書の謄本を当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に送付しなければならない。ただし、適当と認めるときは、起訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住所、居所若しくは現在地を管轄するその他の地方裁判所に送付することができる。

第四十一条の八 検察官が同一の被疑事件について前にした公訴を提起しない処分と同一の理由により第四十一条第二項の公訴を提起しない処分をしたときは、第二条第二項に掲げる者は、その処分の当否の審査の申立てをすることができない。

第四十一条の九 第四十二条に次の一項を加える。

前項の建議又は勧告を受けた検事正は、速やかに、検察審査会に対し、当該建議又は勧告に基づいてとつた措置の有無及びその内容を通知しなければならない。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第四十二条 第八章 第八章とし、第六章の次に次の一章

万円」を「十万円」に改める。

第四十三条第一項中「左の」を「次の」に、「一

第九章を第十章とする。

第四十四条第一項中「左の」を「次の」に、「一

万円」を「十万円」に改める。

第四十五条第一項中「左の」を「次の」に、「一

二項を削る。

第四十四条の次に次の二項を加える。

第四十四条の二 検察審査会が審査を行い、又は審査を行つた事件に關し、その検察審査員若しくは補充員若しくはこれらの職にあつた者は、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十五条中「一年」を「二年」に、「二万円」を「二十万円」に改める。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章

万円」を「十万円」に改める。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章

万円」を「十万円」に改める。

第四十五条第一項中「左の」を「次の」に、「一

万円」を「十万円」に改める。

第四十六条第一項中「左の」を「次の」に、「一

万円」を「十万円」に改める。

第四十七条 第八章 第八章とし、第六章の次に次の一章

万円」を「十万円」に改める。

第四十八条第一項中「左の」を「次の」に、「一

万円」を「十万円」に改める。

指定期間は、第一項の指定期間を受けた弁護士

及び第四十一条の十一第二項の指定を受けた弁護士をいう。以下同じ。は、起訴議決に係る事件について、次条の規定により公訴を提起し、及びその公訴の維持をするため、検察官の職務を行う。ただし、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に嘱託してこれをしなければならない。

第一項の裁判所は、公訴の提起前において、指定弁護士がその職務を行うに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、いつでもその指定を取り消すことができる。

指定弁護士は、これを法令により公務に從事する職員とみなす。

指定弁護士には、政令で定める額の手当を給する。

第四十一条の十 指定弁護士は、速やかに、起訴議決に係る事件について公訴を提起しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 被疑者が死亡し、又は被疑者たる法人が存続しなくなつたとき。

二 当該事件について、既に公訴が提起されその被告事件が裁判所に係属するとき、確定判決(刑事訴訟法第三百二十九条及び第三百三十八条の判決を除く。)を経たとき、刑が廃止されたとき又はその罪について大赦があつたとき。

三 起訴議決後に生じた事由により、当該事件について公訴を提起したときは刑事訴訟法第三百三十七条第四号又は第三百三十八

第一条 若しくは第四号に掲げる場合に該

及び第四十一条の十一第二項の指定を受けた弁護士をいう。以下同じ。は、起訴議決に係る事件について、次条の規定により公訴を提起し、及びその公訴の維持をするため、検察官の職務を行う。ただし、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に嘱託してこれをしなければならない。

第一項の裁判所は、公訴の提起前において、指定弁護士がその職務を行うに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、いつでもその指定を取り消すことができる。

指定弁護士は、これを法令により公務に從事する職員とみなす。

指定弁護士には、政令で定める額の手当を給する。

第四十一条の十 指定弁護士は、速やかに、起訴議決に係る事件について公訴を提起しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 被疑者が死亡し、又は被疑者たる法人が存続しなくなつたとき。

二 当該事件について、既に公訴が提起されその被告事件が裁判所に係属するとき、確定判決(刑事訴訟法第三百二十九条及び第三百三十八条の判決を除く。)を経たとき、刑が廃止されたとき又はその罪について大赦があつたとき。

三 起訴議決後に生じた事由により、当該事件について公訴を提起したときは刑事訴訟法第三百三十七条第四号又は第三百三十八

当することとなることが明らかであると  
き。

指定弁護士は、前項ただし書の規定により公訴を提起しないときは、速やかに、前条第一項の裁判所に同項の指定の取消しを申し立てなければならない。この場合において、当該裁判所は、前項ただし書各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるときは、その指定を取り消すものとする。

前項の裁判所は、同項の規定により指定を取り消したときは、起訴議決をした検察審査会にその旨を通知しなければならない。

第四十一条の十一 指定弁護士が公訴を提起した場合において、その被告事件の係属する裁判所は、当該指定弁護士がその職務を行なうに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、いつでもその指定を取り消すことができる。

前項の裁判所は、同項の規定により指定を取り消したとき又は審理の経過その他の事情にからみ必要と認めるときは、その被告事件について公訴の維持に当たる者を弁護士の中から指定することができる。

第四十一条の十二 指定弁護士は、公訴を提起した場合において、同一の事件について刑事訴訟法第二百六十二条第一項の請求がされた地方裁判所があるときは、これに公訴を提起した旨を通知しなければならない。

(少年法の一部改正)

第四十条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、刑事訴訟法の規定に基づく裁判官による被疑者についての弁護人の選任は、その効力を失う。

第七条 第四号の規定により第十七条第一項第二号の措置が裁判官のした勾留とみなされた場合には、勾留状が発せられているものとみなして、刑事訴訟法中、裁判官による被疑者についての弁護人の選任に関する規定を適用する。

第四十五条の二中「第四号まで」の下に「及び第七号」を加え、同条の次に次の二項を加える。

(訴訟費用の負担)

第四十五条の三 家庭裁判所が、先に裁判官により被疑者のため弁護人が付された事件について第二十三条规定又は第二十四条第一項の決定をするときは、刑事訴訟法中、訴訟費用の負担に関する規定を準用する。この場合において、同法第一百八十二条第一項及び第二項中「刑の言渡」とあるのは、「保護処分の決定」と読み替えるものとする。

2 檢察官は、家庭裁判所が少年に訴訟費用の負担を命ずる裁判をした事件について、その裁判を執行するため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、事件の記録及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができ

六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(刑事訴訟法第三十一条の次に二条を加える改正規定 同法第三十六条の次に二条を加える改正規定、同法第三十七条の次に四条を加える改正規定、同法第三十八条第一項を改め、同条の次に三条を加える改正規定、同法第一百八十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十八条及び第八十九条の改正規定、同法第一百八十二条に一項を加える改正規定、同法第一百八十三条に一項を加える改正規定、同法第一百八十三条に一項を加える改正規定、同法第二百三十三条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第二百四条第二項を改め、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二百五条に一項を加える改正規定、同法第二百五十五条の二中「第四号まで」の下に「及び第七号」を加え、同条の次に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、刑事訴訟法の規定に基づく裁判官による被疑者についての弁護人の選任は、その効力を失う。

第七条 第四号の規定により第十七条第一項第二号の措置が裁判官のした勾留とみなされた場合には、勾留状が発せられているものとみなして、刑事訴訟法中、裁判官による被疑者についての弁護人の選任に関する規定を適用する。

第四十五条の二中「第四号まで」の下に「及び第七号」を加え、同条の次に次の二項を加える。

(訴訟費用の負担)

第四十五条の三 家庭裁判所が、先に裁判官により被疑者のため弁護人が付された事件について第二十三条规定又は第二十四条第一項の決定をするときは、刑事訴訟法中、訴訟費用の負担に関する規定を準用する。この場合において、同法第一百八十二条第一項及び第二項中「刑の言渡」とあるのは、「保護処分の決定」と読み替えるものとする。

2 檢察官は、家庭裁判所が少年に訴訟費用の負担を命ずる裁判をした事件について、その裁判を執行するため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、事件の記録及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができ

六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(刑事訴訟法第三十一条の次に二条を加える改正規定 同法第三十六条の次に二条を加える改正規定、同法第三十七条の次に四条を加える改正規定、同法第三十八条第一項を改め、同条の次に三条を加える改正規定、同法第一百八十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十八条及び第八十九条の改正規定、同法第一百八十二条に一項を加える改正規定、同法第一百八十三条に一項を加える改正規定、同法第二百三十三条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第二百四条第二項を改め、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二百五条に一項を加える改正規定、同法第二百五十五条の二中「第四号まで」の下に「及び第七号」を加え、同条の次に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、刑事訴訟法の規定に基づく裁判官による被疑者についての弁護人の選任は、その効力を失う。

第七条 第四号の規定により第十七条第一項第二号の措置が裁判官のした勾留とみなされた場合には、勾留状が発せられているものとみなして、刑事訴訟法中、裁判官による被疑者についての弁護人の選任に関する規定を適用する。

第四十五条の二中「第四号まで」の下に「及び第七号」を加え、同条の次に次の二項を加える。

(訴訟費用の負担)

第四十五条の三 家庭裁判所が、先に裁判官により被疑者のため弁護人が付された事件について第二十三条规定又は第二十四条第一項の決定をするときは、刑事訴訟法中、訴訟費用の負担に関する規定を準用する。この場合において、同法第一百八十二条第一項及び第二項中「刑の言渡」とあるのは、「保護処分の決定」と読み替えるものとする。

2 檢察官は、家庭裁判所が少年に訴訟費用の負担を命ずる裁判をした事件について、その裁判を執行するため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、事件の記録及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができ

を加える改正規定を除く。)並びに附則第七条(附則第三条の規定を読み替えて準用する部分に限る。)及び第八条の規定(公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日)

### 三 第三条(検察審査会法第八条第四号の次に三号を加える改正規定に限る。)の規定 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第二号)の施行の日

(第一条の規定による刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に裁判所に係属している事件の被告人については、第一条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下「新法」という。)第三十六条の二及び第三十六条の三並びに第三十八条の三の規定は、適用しない。

第三条 司法警察員は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十七条の二第一項に規定する事件について逮捕されている被疑者(附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に検察官に送致する手続をした者を除く。)に對し、速やかに新法第二百三十三条に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるときは又は被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

2 檢察官は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十七条の二第一項に規定する事件について逮捕されている被疑者(前項に規定する事件について逮捕されている被疑者を除く。)及び同条第一項に規定する事件以外の事件について逮捕されている被疑者(前項に規定する被疑者を除く。)及び同条第一項に規定する事件について逮捕され附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に同項に

規定する事件について送致された被疑者(次項に規定する被疑者を除く。)に対し、速やかに新法第二百四条第二項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

### 3 檢察官は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十七条の二第一項に規定する事件について勾留状が発せられている被疑者に対し、速やかに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができない。

3 檢察官は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十七条の二第一項に規定する事件について勾留状が発せられている被疑者に対し、速やかに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができない。

### 2 檢察官又は司法警察員が前項の規定による教示をした被疑者については、当該事件について重ねて前条の規定による教示をすることができない。

(検察審査会法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第五条 新法第二百八十五条の五の規定は、この法律の施行の日前に検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等については、適用しない。

第六条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二号。以下「刑法等一部改正法」という。)第二条の規定の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、

刑法等一部改正法第二条の規定の施行の日の前日までの間における刑事訴訟法第一百五十七条の四第二項の規定の適用については、同項中「以下同じ」とあるのは、「第三百六十四条の十四第二号を除き、以下同じ」とする。

(第二条の規定による刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 附則第三条及び第四条の規定は、第二条の規定による改正後の刑事訴訟法第三十七条の二第一項の規定により新たに同項の請求をする

旨並びに裁判官に對して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示することができる。

2 檢察官又は司法警察員が前項の規定による教示をした被疑者については、当該事件について重ねて前条の規定による教示をすることができない。

(検察審査会法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第八条 第三条の規定の施行前にした行為に対する検察審査会法の罰則の適用については、なお従前の例による。

(証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正)

第九条 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は裁判長が被告人」を「若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者」に改める。

第二条第三項中「又は裁判長が被告人」を「若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者」に改める。

刑法裁判の充実及び迅速化を図るための方策として、充実した争点整理のための新たな準備手続の創設及び証拠開示の拡充、連日の開廷の確保そのための規定の整備等を行うとともに、被疑者に対する國選弁護人の選任制度の導入等國選弁護人制度の整備、検察審査会の一定の議決に基づき公訴が提起される制度の導入等のため、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ことができることとなり、又は引き続き勾留を請求された場合において同項の請求をすることができることとなる被疑者について準用する。

## 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 二 議案の目的及び要旨

本案は、我が国においては、刑事司法がその役割を十全に果たし、国民の期待により一層こなえることができるようにするため、刑事裁判の充実及び迅速化を図ることなど、刑事司法の改革が求められていることからが、刑事裁判の充実及び迅速化を図るために方策を講ずるとともに、被疑者に対する国選弁護人の選任制度の導入等国選弁護人制度の整備及び検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度の導入を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 1 刑事裁判の充実及び迅速化

公判審理に先立ち、十分に争点及び証拠を整理するため、公判前整理手続等を創設するとともに、その手続の中で、検察官による証拠開示を拡充すること併せて、連日の開廷の確保、裁判所の訴訟指揮の実効性の確保、争いのない一定の事件について簡易・迅速な審判を行う即決裁判手続の創設等についての所要の規定を置くものとすること。

## 2 国選弁護人制度の整備

被疑者に対する国選弁護人の選任制度を導入するとともに、国選弁護人の選任要件及び選任手続、選任の効力、解任、費用の負担等についての所要の規定を置くものとすること。

## 3 檢察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度の導入

公訴権行使に民意をより直截に反映させてその一層の適正を図るために、検察審査会の一

定の議決に基づき公訴が提起される制度を導入することとし、当該議決の要件、その議決

に基づく公訴の提起及びその維持等についての所要の規定を置くものとすること。

## 4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

## 二 議案の修正議決理由

本案は、刑事裁判の充実及び迅速化を図るために、被疑者に対する国選弁護人の選任制度の導入等国選弁護人制度の整備、検察審査会の一定の議決に基づき公訴が提起される制度の導入等のため、所要の規定の整備について定めようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、被告人若しくは弁護人又はこれらであった者が、開示された証拠の目的外使用の禁止規定に違反した場合の措置について、被告人の防衛権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び様等の諸事情を考慮するものとする等の必要があるものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり修正議決すべき付することに決した。

## 右報告する。

平成十六年四月二十三日

法務委員長 柳本 卓治

衆議院議長 河野 洋平殿

[別紙]

(小字及び  
は修正)

第十五条 訴訟費用(第一百八十一条—第一百八十八条)

第十六章 費用の補償(第一百八十八条の二—第一百八十九条の七)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

## 第一編 総則(第一条)

## 第二章 裁判所の管轄(第二十二条—第十九条)

## 第三章 裁判所職員の除斥及び忌避(第二十条)

## 第四章 弁護及び補佐(第三十条—第四十条)

## 第五章 裁判(第四十三条—第四十六条)

## 第六章 書類及び送達(第四十七条—第五十四条)

## 第七章 期間(第五十五条—第五十六条)

## 第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留(第五十七条—第九十八条)

## 第九章 押収及び捜索(第九十九条—第一百二十七条)

## 第十章 檢証(第一百二十八条—第一百四十二条)

## 第十一章 証人尋問(第一百四十三条—第一百六十四条)

## 第十二章 鑑定(第一百六十五条—第一百七十一条)

## 第十三章 通訳及び翻訳(第一百七十五条—第一百七十八条)

## 第十四章 証拠保全(第一百七十九条—第一百八百五十七条)

## 第十五章 公判の裁判(第三百二十九条—第三百三十七条)

## 第十六章 裁判所の管轄(第三百二十九条—第三百三十七条)

## 第十七章 裁判所職員の除斥及び忌避(第三百三十八条)

## 第十八章 弁護及び補佐(第三百三十九条—第三百四十六条)

## 第十九章 裁判(第三百四十七条—第三百五十四条)

## 第二十章 書類及び送達(第三百五十五条—第三百五十九条)

## 第二十一章 期間(第三百六十条—第三百六十四条)

## 第二十二章 被告人の召喚、勾引及び勾留(第三百六十五条—第三百六十九条)

## 第二十三章 証人尋問(第三百七十条—第三百七十四条)

## 第二十四章 押収及び捜索(第三百七十五条—第三百七十九条)

## 第二十五章 檢証(第三百八十条—第三百八十四条)

## 第二十六章 通訳及び翻訳(第三百八十五条—第三百八十九条)

## 第二十七章 証拠保全(第三百九十条—第三百九十四条)

## 第四章 即決裁判手続

## 第一節 即決裁判手続の申立て(第三百五十条の二・第三百五十条の三)

## 第二節 公判準備及び公判手続の特例(第三百五十条の四—第三百五十条の十一)

## 第三節 証拠の特例(第三百五十条の十—二)

## 第四節 公判の裁判の特例(第三百五十条の十三・第三百五十条の十)

の選任の申出をすることができる。  
弁護士会は、前項の申出を受けた場合は、速やかに、所属する弁護士の中から弁護人とならうとする者を紹介しなければならない。

弁護士会は、前項の弁護人となろうとする者がないとときは、当該申出をした者に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

弁護士が被疑者がした弁護人の選任の申込みを拒んだときも、同様とする。

第三十六条の次に次の二条を加える。

## 第三編 上訴

## 第一章 通則(第三百五十二条—第三百七十七条)

## 第二章 控訴(第三百七十二条—第四百四十二条)

## 第三章 上告(第四百五十二条—第四百五十九条)

## 第四章 抗告(第四百五十九条—第四百三十一条)

## 第五編 再審(第四百三十五条—第四百五十三条)

## 第六編 非常上告(第四百五十四条—第四百六十条)

## 第七編 裁判の執行(第四百七十二条—第五百七十七条)

附則  
第三十一条の次に次の二条を加える。  
第三十一条の二 弁護人を選任しようとする被告人又は被疑者は、弁護士会に対し、弁護人

の旨を通知しなければならない。

第三十七条の次に次の二条を加える。

第三十七条の二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十六条の二 この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が前条の請求をするには、資力申告書(その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額(以下「資力」という)及びその内訳を申告する書面をいう。以下同じ。)を提出しなければならない。

第三十七条の三 前条第一項の請求をするには、資力申告書を提出しなければならない。

第三十七条の三 前条第一項の請求をするには、資力申告書を提出しなければならない。

第三十七条の三 前条第一項の請求をするには、資力申告書を提出しなければならない。

第三十七条の三 前条第一項の請求をするには、あらかじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしていなければならない。

前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条の四 裁判官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について被疑者に対して勾留状が発せられ、かつ、これに弁護人がない場合において、精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断す

ることが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときは、職権で弁護人を付することができます。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の五 裁判官は死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十一条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができます。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十八条第一項中「基づいて裁判所又は裁判長が附すべき」を「基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付すべき」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第三十八条の二 裁判官による弁護人の選任は、被疑者がその選任に係る事件について釈放されたときは、その効力を失う。ただし、その釈放が勾留の執行停止によるときは、この限りでない。

第三十八条の三 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁護人を解任することができる。

(号外)

うことが困難となつたとき。

四 弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき。

五 弁護人に対する暴行、脅迫その他の被告人の責めに帰すべき事由により弁護人にその職務を継続させることが相当でないと。

弁護人を解任するには、あらかじめ、その意見を聽かなければならない。

弁護人を解任するには、あらかじめ、その権利を不当に制限することがないようにしなければならない。

公訴の提起前は、裁判官が付した弁護人の解任は、裁判官がこれを行ふ。この場合においては、前三項の規定を準用する。

第三十八条の四 裁判所又は裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載のある資力申告書を提出した者は、十万円以下の過料に処する。

第五十八条中「引」を「勾引」に改める。

第八十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号及び第三号中「あたる」を「当たる」に改め、同条第五号中「畏怖」を「畏怖」に改め、同条第六号中「判らない」を「分からぬ」に改める。

第一百八十二条に次の二項を加える。  
公訴が提起されなかつた場合において、被

疑者の責めに帰すべき事由により生じた費用があるときは、被疑者にこれを負担させることができる。  
第一百八十三条に次の二項を加える。

告訴、告発又は請求があつた事件について公訴が提起されなかつた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときも、前項と同様とする。

第一百八十七条の次に次の二項を加える。

第一百八十七条の二 公訴が提起されなかつた場合において、訴訟費用を負担させるときは、即時抗告をすることができる。

第二百三十三条第二項の次に次の二項を加える。

司法警察員は、第三十七条の二第一項に規定する事件について第一項の規定により弁護

人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求

された場合において貧困その他の事由により

自ら弁護人を選任することができないときは

裁判官に対し弁護人の選任を請求すること

ができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選

任を請求するには資力申告書を提出しなけれ

ばならない旨及びその資力が基準額以上であ

るときは、あらかじめ、弁護士会(第三十七

条の三第二項の規定により第三十一条の二第

一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護

人の選任の申出をしていなければならない旨

を教示しなければならない。

第二百四十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の裁判官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について勾留を請求された被疑

者に被疑事件を告げる際に、被疑者に対し、

弁護人を選任することができる旨及び貧困そ

の他の事由により自ら弁護人を選任すること

ができるときは弁護人の選任を請求するこ

とができる旨を告げなければならない。ただ

た場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以

上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十七条の二第二項の規定により第三十二条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ旨を教示しなければならない。

第二百二十七条第一項中「取調」を「取調べ」に改め、「圧迫を受け」を削り、「異なる」に、「虞」を「おそれ」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二百六十七条の次に次の二項を加える。

第二百六十七条の二 裁判所は、第二百六十六条第二号の決定をした場合において、同一の事件について、検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)第二条第一項第一号に規定する審査を行う検察審査会又は同法第四十

一条の六第一項の起訴議決をした検察審査会

事件について、検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)第二条第一項第一号に規定する審査を行う検察審査会又は同法第四十

一条の六第一項の起訴議決をした検察審査会

(同法第四十一条の九第一項の規定により公

訴の提起及びその維持に当たる者が指定され

た後は、その者があるときは、これに当該

決定をした旨を通知しなければならない。

第二百七十二条に次の二項を加える。

裁判所は、この法律により弁護人を要する

場合を除いて、前項の規定により弁護人の選

任を請求することができる旨を知らせるに當

たつては、弁護人の選任を請求するには資力

申告書を提出しなければならない旨及びその

資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十六条の三第一項の規定

により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

第二百七十八条の次に次の二条を加える。

**第二百七十八条の二** 裁判所は、必要と認めるときは、検察官又は弁護人に對し、公判準備が行われてゐる間で在席し又は在廷することを命ずることができる。

裁判長は、急速を要する場合には、前項に規定する命令をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

前二項の規定による命令を受けた検察官又は弁護人が正当な理由がなくこれに従わないとときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、その命令に従わないので生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

裁判所は、第三項の決定をしたときは、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、弁護士連合会に通知し、適切な処置をとるべきことを請求する。

前項の規定による請求を受けた者は、その二つた処置を裁判所に通知しなければならない。

前項の規定による請求を受けた者は、その二つた処置を裁判所に通知しなければならない。

第二百八十二条の二の次に次の二条を加える。

**第二百八十二条の三** 弁護人は、検察官において、弁護人が出頭しないおそれがある。

前項の規定に違反した場合の措置については、被告人の防護権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、閲

て被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等(複製その他証拠の全部又は一部をそのまま記録したもの及び書面をいう。以下同じ。)を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならない。

**第二百八十二条の四** 被告人若しくは弁護人(第四百四十条に規定する弁護人を含む。)又はこれらであつた者は、検察官において被告事件の審理のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条○第一項に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

弁護人(第四百四十条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。)又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、前項と同様とする。

裁判所は、審理に二日以上を要する事件については、できる限り、連日開廷し、継続して審理を行わなければならぬ。

訴訟関係人は、期日を厳守し、審理に支障を來さないようにしなければならない。

第二百八十二条の二の項中「出頭しないとき」の下に「若しくは在廷しなくなつたとき」を加え、「附しなければ」を「付さなければ」に改め、同条に次の二条を加える。

**第二百八十二条の二** 上訴権回復の請求の手続

口 第三百四十九条第一項の請求があつた場合の手続

**第二百八十二条の三** 上訴権回復の請求の手続

本 再審の請求の手続

ト 非常上告の手続

チ 第五百三条第一項の申立ての手続

リ 刑事補償法の規定による補償の請求の手続

係人の名簿、その私生活又は業務の平穡を害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

**第二百八十二条の五** 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条○第一項に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

弁護人(第四百四十条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。)又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、前項と同様とする。

裁判所は、審理に二日以上を要する事件については、できる限り、連日開廷し、継続して審理を行わなければならぬ。

訴訟関係人は、期日を厳守し、審理に支障を來さないようにしなければならない。

第二百八十二条の二の項中「出頭しないとき」の下に「若しくは在廷しなくなつたとき」を加え、「附しなければ」を「付さなければ」に改め、同条に次の二条を加える。

**第二百八十二条の二** 上訴権回復の請求の手続

口 第三百四十九条第一項の請求があつた場合の手続

**第二百八十二条の三** 上訴権回復の請求の手続

本 再審の請求の手続

ト 非常上告の手続

チ 第五百三条第一項の申立ての手続

リ 刑事補償法の規定による補償の請求の手続

前項の規定に違反した場合の措置については、被告人の防護権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、閲

あるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

**第二百九十二条** 「証拠調」を「証拠調べ」に改め、同条に次の二条を加える。

ただし、次節第一款に定める公判前整理手続において争点及び証拠の整理のために行う手続については、この限りでない。

**第二百九十五条** 第二百九十二条に次の二条を加える。

裁判所は、前二項の規定による命令を受けた検察官又は弁護人がこれに従わなかつた場合には、検察官については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適切な処置をとるべきことを請求することができる。

検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適切な処置をとるべきことを請求することができる。

前項の規定による請求を受けた者は、その二つた処置を裁判所に通知しなければならない。

前項ただし書の決定をするには、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

第二編第三章第一節の次に次の二節を加える。

## 第一節の二 争点及び証拠の整理手続

### 第一款 公判前整理手続

#### 第一目 通則

第三百十六条の二 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。

公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第三百十六条の三 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるように努めなければならない。

訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に関し、裁判所に進んで協力しなければならない。

第三百十六条の四 公判前整理手続においては、被告人に弁護人がなければその手続を行ふことができない。

公判前整理手続において被告人に弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならぬ。

第三百十六条の五 公判前整理手続において

は、次に掲げる事項を行うことができる。

一 訴因又は罰条を明確にさせること。

二 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと。

三 公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせて事件の争点を整理すること。

四 証拠調べの請求をさせること。

五 前号の請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせることが可能である。

六 証拠調べの請求に関する意見(証拠書類)について第三百二十六条の同意をするかどうかの意見を含む)を確かめること。

七 証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をすること。

八 証拠調べをする決定をした証拠について、その取調べの順序及び方法を定めること。

九 証拠調べに関する異議の申立てに対し決定をすること。

十 第三目の定めるところにより証拠開示に関する裁定をすること。

十一 公判期日を定め、又は変更することその他公判手続の進行上必要な事項を定めること。

第三百十六条の六 裁判長は、訴訟関係人を出頭させて公判前整理手続をするときは、公判前整理手続期日を定めなければならない。

公判前整理手続期日は、これを検察官、被告人及び弁護人に通知しなければならない。裁判長は、検察官、被告人若しくは弁護人

の請求により又は職権で、公判前整理手続期日を変更することができる。この場合においては、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。

第三百十六条の七 公判前整理手続期日に検察官又は弁護人が出頭しないときは、その期日に手続を行うことができない。

第三百十六条の八 弁護人が公判前整理手続期日に出頭しないとき、又は在席しなくなつたときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならぬ。

第三百十六条の九 被告人は、公判前整理手続期日に出頭することができる。

裁判所は、必要と認めるときは、被告人に對し、公判前整理手続期日に出頭することを求めることができる。

弁護人が公判前整理手続期日に出頭しないときは、裁判所は、職権で弁護人を付さなければならぬ。

第三百十六条の十 裁判長は、被告を出頭させて公判前整理手続をする場合には、被告人が出頭する最初の公判前整理手続期日において、まず、被告人に對し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告知しなければならない。

裁判長は、被告を出頭させて公判前整理手続をする場合には、被告人が出頭する最初の公判前整理手続期日において、まず、被告人に對し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告知しなければならない。

第三百十六条の十一 裁判所は、弁護人の陳述又は弁護人が提出する書面について被告人の意思を確かめる必要があると認めるときは、公判前整理手続期日において被被告人に対し質問を發し、及び弁護人に對し被告人と連署した書面の提出を求めることができる。

第三百十六条の十一 裁判所は、合議体の構成員に命じ、公判前整理手続第三百十六条の五第二号、第七号、第九号及び第十号の決定を除く)をさせることができる。この場合において、受命裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第三百十六条の十二 公判前整理手續期日には、裁判所書記官を立ち会わせなければならぬ。

第三百十六条の十三 檢察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、その證明予定事実(公判期日において証拠により證明しようとする事實をいう。以下同じ。)を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、當該書面には、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生じさせるおそれのある事項を記載することができない。

第三百十六条の十四 檢察官は、前項の證明予定事実を證明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。

第三百九十九条第一項の規定は、前項の規定により証拠の取調べを請求しなければならない。

第三百十六条の十五 裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手續に付することができる。

公判前整理手續は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第三百十六条の十六 裁判所は、弁護人の陳述又は弁護人が提出する書面について被告人の意思を確かめる必要があると認めるときは、公判前整理手續期日において被被告人に対し質問を發し、及び弁護人に對し被告人と連署した書面の提出を求めることができる。

意見を聽いた上で、第一項の書面の提出及び送付並びに第二項の請求の期限を定めるものとする。

**第三百六条の十四 檢察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）について、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。**

**一 証拠書類又は証拠物** 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対する場合は、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

**二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人** その氏名及び住居を知る機会を与えること。

の者の供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したもの）を閲覧する機会（弁護人に対する場合は、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

**二 第三百二十二条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面**

**三 第三百二十二条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面**

**四 第三百二十二条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面**

**五 次に掲げる者の供述録取書等（前条の規定により開示をした者の供述録取書等に記録された供述に現れた事項と同一の事項に関する供述を記録したものに限る。）**

**イ 檢察官が証人として尋問を請求した者**

**ロ 檢察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六条の同意がされない場合**

には、検察官が証人として尋問を請求す  
ることを予定しているもの

**六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする**

**第三百六条の十五 檢察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を有する事実の有無に関する供述を内容とする**

判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度そ

があつた場合において、その重要性の程度そ

の他の被告人の防護の準備のために当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。

官は、必要と認めるときは、開示の時期若し

くは方法を指定し、又は条件を付することが

できる。

**七 被告人の供述録取書等**

**八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられる書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに關し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）**

被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

**一 前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項**

**二 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が該検察官請求証拠の証明力を判断するため重要なことその他の被告人の防護の準備のために当該開示が必要である理由**

**九 第三百六条の十六 被告人又は弁護人は、第三百六条の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百六条の十四及び前条第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第三百二十六条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。**

**十 第三百六条の十七 被告人又は弁護人は、第三百六条の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百六条の十四及び前条第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第三百二十六条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。**

**十一 第三百六条の十八 被告人又は弁護人は、第三百六条の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならぬ。**

**十二 第三百六条の十九 被告人又は弁護人は、第三百六条の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならぬ。**

**十三 第三百六条の二十 被告人又は弁護人は、第三百六条の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならぬ。**

意見を聽いた上で、前項の意見を明らかにすべき期限を定めることができる。

**第三百六条の十七 被告人又は弁護人は、第三百六条の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百六条の十四及び第三百六条の十五第一項の規定による開示をすべき**

**第三百六条の十八 被告人又は弁護人は、第三百六条の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならぬ。**

**十九 第三百六条の十九 被告人又は弁護人は、第三百六条の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならぬ。**

**二十 第三百六条の二十 被告人又は弁護人は、第三百六条の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならぬ。**

**二十一 第三百六条の二十一 被告人又は弁護人は、第三百六条の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならぬ。**

氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときには、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

**第三百六条の十九 檢察官は、前条の規定による開示をするべき証拠の開示を受けたときは、第三百六条の十七第二項の規定により被告又は弁護人が取調べを請求した証拠について、第三百二十六条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。**

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞いた上で、前項の意見を明らかにするべき期限を定めることができる。

**第三百六条の二十 檢察官は、第三百六条の十四及び第三百六条の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百六条の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人の間連性の程度その他の被告人の準備のために当該開示をすることの必要性の程度により開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防衛の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百六条の十四第一**

**第三百六条の二十一 檢察官は、第三百六条の十三から前条までに規定する手続が終つた後、その証明予定事実を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。**

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞いた上で、前項の意見を明らかにするべき期限を定めることができる。

**第三百六条の二十二 檢察官は、第三百六条の十四及び第三百六条の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百六条の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人の間連性の程度その他の被告人の防衛の準備のために当該開示をすることの必要性の程度により開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防衛の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百六条の十四第一**

**第三百六条の二十三 第二百九十九条の二の規定は、検察官又は弁護人がこの目的の規定による証拠の開示をする場合についてこれを準用する。**

六までの規定は、第二項の規定により検察官が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

**第三百六条の二十四 裁判所は、公判前整理手続を終了するに当たり、検察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない。**

**第三百六条の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百六条の十四（第三百六条の二十一第一項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百六条の十八（第三百六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については、第三百六条の十三第三項の規定を準用する。**

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞いた上で、第一項の主張を明らかにし、又は条件を付することができます。

**第三百六条の二十六 裁判所は、検察官が第三百六条の十四若しくは第三百六条の十五第一項の規定による開示をすべき証拠について決定したときには、相手方の意見を聽かなければならぬ。**

この場合においては、第三百六条の十一の規定により用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百六条の十三第一項の規定を準用する。

**第三百六条の二十七 裁判所は、即時抗告をすることができる。**

第一項の請求についての決定に対してもは、即時抗告をすることができる。

第三百六条の二十六 裁判所は、検察官が第三百六条の十四若しくは第三百六条の十五第一項の規定による開示をすべき証拠について決定したときは、相手方の意見を聽かなければならぬ。

この場合においては、第三百六条の二十一第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。若しくは第三百六条の二十第一項（第三百六十条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくしていな

は弁護人が第三百十六条の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示しないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聽かなければならぬ。第一項の請求についてした決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めることは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

第一項の規定は、第三百十六条の二十九（公判前整理手続期日）とあるのは「期日間整理手続期日」と、同条第二項中「公判前整理手続調査」とあるのは「期日間整理手続調査」とする。

第三百十六条の二十九 公判前整理手続又は期日間整理手続について取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百十六条の六から第三百十六条の十まで及び第三百十六条の十二中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手續期日」とあるのは「期日間整理手続調査」とあるのは「期日間整理手続調査」とする。

### 第三款 公判手続の特例

第三百十六条の二十九 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件を審理する場合には、第二百八十九条第一項に規定する事件に該当しないときであつても、弁護人がなければ開廷することはできない。

### 第四章 即決裁判手続

第一節 即決裁判手続の申立て

第三百五十条の二 検察官は、公訴を提起した事件については、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、第二百九十六条の手続に引き続き、これを明らかにしなければならない。

即時抗告が係属する抗告裁判所について、それが準用する。

### 第二款 期日間整理手続

第三百十六条の三十一 公判前整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、前条の手続が終わった後、公判期日において、当該公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。

期日間整理手続については、前款（第三百十六条の二第二項及び第三百十六条の九第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百十六条の六から第三百十六条の十まで及び第三百十六条の十二中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手續期日」とあるのは「期日間整理手続調査」とあるのは「期日間整理手続調査」とする。

に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

前項の申立ては、即決裁判手続によるところについての被疑者の同意がなければ、これをすることができない。

検察官は、被疑者に対し、前項の同意をするかどうかの確認を求めるときは、これを書面でしなければならない。この場合においては、裁判所は、被疑者が前項の規定により弁護人を選任することができる旨を含む。）を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならない。

被疑者が弁護人がある場合には、第一項の申立ては、被疑者が第二項の同意をするほか、弁護人が即決裁判手続によることについて同意をし又はその意見を留保している限り、これをすることができる。

被疑者が第二項の同意をし、及び弁護人が前項の同意をし又はその意見を留保するときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

第一項の書面には、前項の書面を添付しなければならない。

第三百五十条の三 前条第三項の確認を求められた被疑者が即決裁判手続によることについて、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件においては、この限りでない。

は、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十七条の三の規定は、前項の請求をする場合についてこれを準用する。

第三百五十条の四 即決裁判手続の申立てがあつた場合において、被告人に弁護人がないときは、裁判長は、できる限り速やかに、職權で弁護人を付さなければならない。

第三百五十条の五 檢察官は、即決裁判手続の申立てをした事件について、被告人又は弁護人に対し、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類を開覧する機会その他の同項に規定する機会を与えるべき場合には、できる限り速やかに、その機会を与えなければならない。

第三百五十条の六 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、弁護人が即決裁判手続によることについてその意見を留保しているとき、又は即決裁判手続の申立てがあつた後に弁護人が選任されたときは、弁護人に対し、できる限り速やかに、即決裁判手続によることについて同意をするかどうかの確認を求めなければならない。

弁護人は、前項の同意をするときは、書面でのその旨を明らかにしなければならない。

第三百五十条の七 裁判長は、即決裁判手続の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、その申立て後（前条第一項に規定する場合においては、同

項の同意があつた後）、できる限り早い時期の公判期日を定めなければならない。

第三百五十条の八 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、第二百九十一

条第二項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしなければならない。

一 第三百五十条の二 第二項又は第四項の同意が撤回されたとき。

二 第三百五十条の六 第一項に規定する場合において、同項の同意がされなかつたとき、又はその同意が撤回されたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき。

四 当該事件が即決裁判手続によることが相違ないものであると認めるとき。

第三百五十条の九 前条の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日について

は、弁護人がないときは、これを聞くことができない。

第三百五十条の十 第三百五十条の八の決定ための審理及び即決裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百七十二条まで及び第三百四条から第三

百七条までの規定は、これを適用しない。  
即決裁判手続による証拠調べは、公判期日において、適当と認める方法でこれを行つこ

とができる。

第三百五十条の十一 裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件について、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、当該決定を取り消さなければならない。

一 判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき。

二 判決の言渡し前に、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述を撤回したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき。

四 当該事件が即決裁判手続によることが相違ないものであると認めるとき。

前項の規定により第三百五十条の八の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第五百条の三 檢察官は、訴訟費用の裁判を執行する場合において、前条の規定による予納がされた金額があるときは、その予納がされ

第三百五十条の十四 即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の執行猶予の言渡しをしなければならない。

第四百三条の二 即決裁判手続においてされた判決に対する控訴の申立ては、第三百八十四条の規定にかかわらず、当該判決の言渡しに

おいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、これをすることはできない。

原裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件については、第三百九十七条第一項の規定にかかわらず、控訴裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができる。

第四百十三条の次に次の二条を加える。

第四百十三条の二 第一審裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件については、第四百十三条の二 第一審裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件について、第四百十一条の規定にかかわらず、上告裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について同条第三号に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

第五百条の次に次の二条を加える。

第五百条の二 被告人又は被疑者は、検察官に訴訟費用の概算額の予納をすることができる。

第三百五十条の十三 裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件については、できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない。

第五百条の三 檢察官は、訴訟費用の裁判を執行する場合において、前条の規定による予納がされた金額があるときは、その予納がされ

た金額から当該訴訟費用の額に相当する金額

を控除し、当該金額を当該訴訟費用の納付に充てる。

前項の規定により予納がされた金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余があるときは、その残余の額は、その予納をした者の請求により返還する。

第五百条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、第五百条の二の規定による予納がされた金額は、その予納をした者の請求により返還する。

一 第三十八条の二の規定により弁護人の選任が効力を失つたとき。

二 訴訟手続が終了する場合において、被告人に訴訟費用の負担を命ずる裁判がなされなかつたとき。

三 訴訟費用の負担を命ぜられた者が、訴訟費用の全部について、その裁判の執行の免除を受けたとき。

第五百三条第一項中「前三条」を「第五百条及び前二条」に改め、同条

第二項中「前三条」を「第五百条及び前二条」に、「申立て」を「申立て」に改め、同条

第五百三条第一項中「前三条」を「第五百条及び前二条」に、「申立て」を「申立て」に、「取下」を「取下げ」に改め

る。

第五百四条中「第五百条乃至第五百二条」を「第五百条、第五百一条及び第五百二条」に、「申立て」に改める。  
(検察審査会法の一部改正)

第三条 檢察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七条号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

## 目次

### 第一章 総則(第一条～第四条)

### 第二章 檢察審査員及び検察審査会の構成

#### (第五条～第十八条)

### 第三章 檢察審査会事務局及び検察審査会事務官(第十九条・第二十条)

### 第四章 檢察審査会議(第二十一条～第二十

#### 九条)

### 第五章 審査申立て(第三十条～第三十二条)

### 第六章 審査手続(第三十三条～第四十一条)

#### (八)

### 第七章 起訴議決に基づく公訴の提起等(第

#### 四十二条の九～第四十二条の十二)

### 第八章 建議及び勧告(第四十二条)

### 第九章 評則(第四十三条～第四十五条)

#### 補則(第四十五条の二～第四十八条)

### 第十章 附則

### 第十一章 第二章の規定による起訴等(第

#### 四十九条)

### 第十二章 第二章の規定による起訴等(第

#### 五十一条)

### 第十三章 第二章の規定による起訴等(第

#### 五十二条)

### 第十四章 第二章の規定による起訴等(第

#### 五十三条)

### 第十五章 第二章の規定による起訴等(第

#### 五十四条)

### 第十六章 第二章の規定による起訴等(第

#### 五十五条)

### 第十七章 第二章の規定による起訴等(第

#### 五十六条)

### 第十八章 第二章の規定による起訴等(第

#### 五十七条)

三号を加える。

五 過去五年以内に検察審査員又は補充員の職にあつた者

六 過去五年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第号)の規定による裁判員又は補充裁判員の職にあつた者

七 過去一年以内に裁判員候補者として裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことのある者(同法第三十条第七項の規定による不選任の決定があつた者を除く。)

八 当該事件に關係する法令及びその解釈を説明すること。

九 審査補助員は、検察審査会議において、検察審査会長の指揮監督を受けて、法律に関する学識経験に基づき、次に掲げる職務を行う。

一 当該事件に關係する法令及びその解釈を説明すること。

二 当該事件の事實上及び法律上の問題点を整理し、並びに当該問題点に関する証拠を整理すること。

三 当該事件の審査に關して法的見地から必要な助言を行うこと。

四 検察審査会は、前項の職務を行つた審査補助員に第四十条の規定による議決書の作成を補助せることができる。

五 検察審査会は、その職務を行つては、檢察審査会が公訴権の実行に關し民意を反映させてその適正を図るために置かれたものであることを踏まえ、その自主的な判断を妨げるように言動をしてはならない。

六 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

七 検察審査会は、審査を行うに當たつては、檢察審査会議を傍聴することができて、檢察審査会議を傍聴することができる。

八 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

九 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

一〇 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

一一 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

一二 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

一三 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

一四 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

一五 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

一六 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

一七 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

一八 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

一九 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

二〇 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

二一 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

二二 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

二三 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

二四 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

二五 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないと認めるときは、これを解職することができる。

を提起しない処分の当否に關し、次の各号に掲げる場合には、當該各号に定める議決をするものとする。

一 起訴を相當と認めるとき 起訴を相当とする議決

二 前号に掲げる場合を除き、公訴を提起しない処分を不当と認めるとき 公訴を提起しない処分を不当とする議決

三 公訴を提起しない処分を相当と認めるとき 公訴を提起しない処分を相当とする議決

前項第一号の議決をするには、第二十七条の規定にかかわらず、検察審査員八人以上の多数によらなければならない。

第四十一条 検察審査会が第三十九条の五第一項第一号の議決をした場合において、前条の議決書の謄本の送付があつたときは、検察官は、速やかに、當該議決を参考にして、公訴を提起すべきか否かを検討した上、當該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起すべきか否かを検討した上、當該議決を提起しない処分をしなければならない。

検察審査会が第三十九条の五第一項第二号の議決をした場合において、前条の議決書の謄本の送付があつたときは、検察官は、速やかに、當該議決を参考にして、公訴を提起しない処分をしなければならない。

前項第一号の議決をするには、第二十七条の規定にかかわらず、検察官から前条の規定による公訴を提起しない処分を相当と認めるとき、起訴を相当とする議決

第四十二条 検察審査会が第三十九条の五第一項第一号の議決をした場合において、前条の議決書の謄本の送付があつたときは、検察官は、速やかに、當該議決を参考にして、公訴を提起すべきか否かを検討した上、當該議決を提起しない処分をしなければならない。

検察官は、前二項の処分をしたときは、直ちに、前二項の検察審査会にその旨を通知しなければならない。

を提起しない処分の当否に關し、次の各号に掲げる場合には、當該各号に定める議決をするものとする。

一 起訴を相當と認めるとき 起訴を相当とする議決

二 前号に掲げる場合を除き、公訴を提起しない処分を不当と認めるとき 公訴を提起しない処分を不当とする議決

三 公訴を提起しない処分を相当と認めるとき 公訴を提起しない処分を相当とする議決

第六章中第四十一条の次に次の七条を加える。

**第四十一条の二 第三十九条の五第一項第一号の議決をした検察審査会は、検察官から前条第三項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、當該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、第三項の規定による公訴を提起されたときは、こ**

の限りでない。

**第三十九条の五第一項第一号の議決をした検察審査会は、第四十条の規定により当該議決に係る議決書の謄本の送付をした日から三月(検察官が当該検察審査会に対し三月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間)以内に前条第三項の規定による通知がなかつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同一の処分があつたものとみなして、當該処分の当否の審査を行わなければならない。**

検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見述べる機会を与えなければならない。

検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見述べる機会を与えなければならない。

検察審査会は、第四十一条の二の規定による審査を行つた場合において、公訴を提起しない処分の当否について起訴議決をするに至らなかつたときは、第三十九条の五第一項の規定にかかわらず、その旨の議決をしなければならない。

第四十三条 第二項中「左の」を「次の」に、「一

万円」を「十萬円」に改める。

第四十四条 検察審査員、補充員又は審査補助員が、検察審査会において検察審査員が行う評議の経過又は各検察審査員の意見(第二十五条第二項の規定により臨時に検察審査員の職務を行う者の意見を含む。以下この条において同じ。)若しくはその多少の数(以下この条において「評議の秘密」といいう。)その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

検察審査員、補充員又は審査補助員の職にあつた者が、次

の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。

一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち各検察審査員の意見又はその多少の数

を漏らしたとき。

び方法をもつて犯罪を構成する事實を特定し

なければならない。

検察審査会は、審査補助員に前項の議決書の作成を補助させなければならない。

検察審査会は、第一項の議決書を作成した

ときは、第四十条に規定する措置をとるほ

か、その議決書の謄本を当該検察審査会の所

在地を管轄する地方裁判所に送付しなければ

ならない。ただし、適當と認めるときは、起

訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住

所、居所若しくは現在地を管轄するその他の

地方裁判所に送付することができる。

第四十五条 検察審査会は、第四十一条の

一項の公訴を提起しない処分については、第

四十二条の二の規定による場合に限り、そ

の当否の審査を行うことができる。

第四十六条 検察審査会は、第四十一条の

二の規定による審査を行つた場合において、

起訴を相当と認めるときは、第三十九条の五

第一項第一号の規定にかかわらず、起訴をす

べき旨の議決(以下「起訴議決」という。)をす

るものとする。起訴議決をするには、第二十

七条の規定にかかわらず、検察審査員八人以

上の多数によらなければならぬ。

検察審査会は、起訴議決をするときは、あ

らかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出

席して意見述べる機会を与えなければならない。

第九章を第十章とする。

第四十三条第一項中「左の」を「次の」に、「一

万円」を「十萬円」に改める。

第四十四条 検察審査員、補充員又は審査補助員が、検察審査会において検察審査員が行う評議の経過又は各検察審査員の意見(第二十五条第二項の規定により臨時に検察審査員の職務を行う者の意見を含む。以下この条において同じ。)若しくはその多少の数(以下この条において「評議の秘密」といいう。)その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

検察審査員、補充員又は審査補助員の職にあつた者が、次

の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。

一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち各検察審査員の意見又はその多少の数

を漏らしたとき。

び方法をもつて犯罪を構成する事實を特定し

なければならない。

検察審査会は、審査補助員に前項の議決書の作成を補助させなければならない。

検察審査会は、第一項の議決書を作成した

ときは、第四十条に規定する措置をとるほ

か、その議決書の謄本を当該検察審査会の所

在地を管轄する地方裁判所に送付しなければ

ならない。ただし、適當と認めるときは、起

訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住

所、居所若しくは現在地を管轄するその他の

地方裁判所に送付することができる。

第四十五条 検察審査会は、第四十一条の

二の規定による審査を行つた場合において、

起訴を相当と認めるときは、第三十九条の五

第一項第一号の規定にかかわらず、起訴をす

べき旨の議決(以下「起訴議決」という。)をす

るものとする。起訴議決をするには、第二十

七条の規定にかかわらず、検察審査員八人以

上の多数によらなければならぬ。

検察審査会は、起訴議決をするときは、あ

らかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出

席して意見述べる機会を与えなければならない。

第九章を第十章とする。

第四十三条第一項中「左の」を「次の」に、「一

万円」を「十萬円」に改める。

第四十四条 検察審査員、補充員又は審査補助員が、検察審査会において検察審査員が行う評議の経過又は各検察審査員の意見(第二十五条第二項の規定により臨時に検察審査員の職務を行う者の意見を含む。以下この条において同じ。)若しくはその多少の数(以下この条において「評議の秘密」といいう。)その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

検察審査員、補充員又は審査補助員の職にあつた者が、次

の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。

一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち各検察審査員の意見又はその多少の数

を漏らしたとき。

び方法をもつて犯罪を構成する事實を特定し

なければならない。

検察審査会は、審査補助員に前項の議決書の作成を補助させなければならない。

検察審査会は、第一項の議決書を作成した

ときは、第四十条に規定する措置をとるほ

か、その議決書の謄本を当該検察審査会の所

在地を管轄する地方裁判所に送付しなければ

ならない。ただし、適當と認めるときは、起

訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住

所、居所若しくは現在地を管轄するその他の

地方裁判所に送付することができる。

第四十五条 検察審査会は、第四十一条の

二の規定による審査を行つた場合において、

起訴を相当と認めるときは、第三十九条の五

第一項第一号の規定にかかわらず、起訴をす

べき旨の議決(以下「起訴議決」という。)をす

るものとする。起訴議決をするには、第二十

七条の規定にかかわらず、検察審査員八人以

上の多数によらなければならぬ。

検察審査会は、起訴議決をするときは、あ

らかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出

席して意見述べる機会を与えなければならない。

第九章を第十章とする。

第四十三条第一項中「左の」を「次の」に、「一

万円」を「十萬円」に改める。

第四十四条 検察審査員、補充員又は審査補助員が、検察審査会において検察審査員が行う評議の経過又は各検察審査員の意見(第二十五条第二項の規定により臨時に検察審査員の職務を行う者の意見を含む。以下この条において同じ。)若しくはその多少の数(以下この条において「評議の秘密」といいう。)その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

検察審査員、補充員又は審査補助員の職にあつた者が、次

の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。

一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち各検察審査員の意見又はその多少の数

を漏らしたとき。

び方法をもつて犯罪を構成する事實を特定し

なければならない。

検察審査会は、審査補助員に前項の議決書の作成を補助させなければならない。

検察審査会は、第一項の議決書を作成した

ときは、第四十条に規定する措置をとるほ

か、その議決書の謄本を当該検察審査会の所

在地を管轄する地方裁判所に送付しなければ

ならない。ただし、適當と認めるときは、起

訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住

所、居所若しくは現在地を管轄するその他の

地方裁判所に送付することができる。

第四十五条 検察審査会は、第四十一条の

二の規定による審査を行つた場合において、

起訴を相当と認めるときは、第三十九条の五

第一項第一号の規定にかかわらず、起訴をす

べき旨の議決(以下「起訴議決」という。)をす

るものとする。起訴議決をするには、第二十

七条の規定にかかわらず、検察審査員八人以

上の多数によらなければならぬ。

検察審査会は、起訴議決をするときは、あ

らかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出

席して意見述べる機会を与えなければならない。

第九章を第十章とする。

第四十三条第一項中「左の」を「次の」に、「一

万円」を「十萬円」に改める。

第四十四条 検察審査員、補充員又は審査補助員が、検察審査会において検察審査員が行う評議の経過又は各検察審査員の意見(第二十五条第二項の規定により臨時に検察審査員の職務を行う者の意見を含む。以下この条において同じ。)若しくはその多少の数(以下この条において「評議の秘密」といいう。)その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

検察審査員、補充員又は審査補助員の職にあつた者が、次

の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。

一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち各検察審査員の意見又はその多少の数

を漏らしたとき。

び方法をもつて犯罪を構成する事實を特定し

なければならない。

検察審査会は、審査補助員に前項の議決書の作成を補助させなければならない。

検察審査会は、第一項の議決書を作成した

ときは、第四十条に規定する措置をとるほ

か、その議決書の謄本を当該検察審査会の所

在地を管轄する地方裁判所に送付しなければ

ならない。ただし、適當と認めるときは、起

訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住

所、居所若しくは現在地を管轄するその他の

地方裁判所に送付することができる。

第四十五条 検察審査会は、第四十一条の

二の規定による審査を行つた場合において、

起訴を相当と認めるときは、第三十九条の五

第一項第一号の規定にかかわらず、起訴をす

べき旨の議決(以下「起訴議決」という。)をす

るものとする。起訴議決をするには、第二十

七条の規定にかかわらず、検察審査員八人以

上の多数によらなければならぬ。

検察審査会は、起訴議決をするときは、あ

らかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出

席して意見述べる機会を与えなければならない。

第九章を第十章とする。

第四十三条第一項中「左の」を「次の」に、「一

万円」を「十萬円」に改める。

第四十四条 検察審査員、補充員又は審査補助員が、検察審査会において検察審査員が行う評議の経過又は各検察審査員の意見(第二十五条第二項の規定により臨時に検察審査員の職務を行う者の意見を含む。以下この条において同じ。)若しくはその多少の数(以下この条において「評議の秘密」といいう。)その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

検察審査員、補充員又は審査補助員の職にあつた者が、次

の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。

一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち各検察審査員の意見又はその多少の数

を漏らしたとき。

び方法をもつて犯罪を構成する事實を特定し

なければならない。

検察審査会は、審査補助員に前項の議決書の作成を補助させなければならない。

検察審査会は、第一項の議決書を作成した

ときは、第四十条に規定する措置をとるほ

か、その議決書の謄本を当該検察審査会の所

三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密（前項に規定するものを除く）を漏らしたとき。

前項第三号の場合を除き、検察審査員、補充員又は審査補助員の職についた者が、評議の秘密（同項第一号に規定するものを除く）を漏らしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

#### 第四十四条第一項中「検察審査員」の下に

「補充員若しくは審査補助員又はこれらの職についた者」を加え、「会議」を「検察審査会議」に、「又は各員」を「各検察審査員」に、「若しくは」を「又は」に改め、「多少の数」の下に「その他職務上知り得た秘密」を加え、「一円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項を削る。

第四十四条の次に次の二条を加える。

第四十四条の二 検察審査会が審査を行い、又は審査を行つた事件に関し、その検察審査員若しくは補充員若しくはこれらの職についた者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

第四十五条中「一年」を「二年」に、「二万円」を「二十万円」に改める。

第八章を第九章とする。

第四十二条に次の二条を加える。

前項の建議又は勧告を受けた検事正は、速やかに、検察審査会に対し、当該建議又は勧告に基づいてとつた措置の有無及びその内容を通知しなければならない。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の二章を加える。

#### 第七章 起訴議決に基づく公訴の提起等

##### 第四十一条の九 第四十一条の七第三項の規定

による議決書の謄本の送付があつたときは、裁判所は、起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定しなければならない。

前項の場合において、議決書の謄本の送付を受けた地方裁判所が第四十一条の七第三項ただし書に規定する地方裁判所に該当するものではなかつたときも、前項の規定により裁判所がした指定は、その効力を失わない。

指定弁護士（第一項の指定を受けた弁護士及び第四十一条の十一第二項の指定を受けた弁護士をいう。以下同じ。）は、起訴議決に係る事件について、次条の規定により公訴を提起し、及びその公訴の維持をするため、検察官の職務を行う。ただし、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に嘱託してこれをしなければならない。

第一項の裁判所は、公訴の提起前にいて、指定弁護士がその職務を行ふに適さないとき認めるときその他特別の事情があるときは、いつでもその指定を取り消すことができる。

前項の裁判所は、同項の規定により指定を受けたときには、起訴議決をした検察審査会にその旨を通知しなければならない。

第四十一条の十一 指定弁護士が公訴を提起した場合において、その被告事件の係属する裁判所は、当該指定弁護士がその職務を行つに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、いつでもその指定を取り消すことができる。

前項の裁判所は、同項の規定により指定を受けたとき又は審理の経過その他的事情にかかる必要と認めるときは、その被告事

件存続しなくなつたとき。

二 当該事件について、既に公訴が提起されその被告事件が裁判所に係属するとき、確定判決（刑事訴訟法第三百二十九条及び第三百三十八条の判決を除く。）を経たとき、刑が廃止されたとき又はその罪について大赦があつたとき。

三 起訴議決後に生じた事由により、当該事件について公訴を提起したときは刑事訴訟法第三百三十七条第四号又は第三百三十八号若しくは第四号に掲げる場合に該当することとなることが明らかであるとき。

指定弁護士は、前項ただし書の規定により公訴を提起しないときは、速やかに、前条第一項の裁判所に同項の指定の取消しを申し立てなければならない。この場合において、当該裁判所は、前項ただし書各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるときは、その指定を取り消すものとする。

前項の裁判所は、同項の規定により指定を取り消したときは、起訴議決をした検察審査会にその旨を通知しなければならない。

第四十一条の十一 指定弁護士が公訴を提起した場合において、その被告事件の係属する裁判所は、当該指定弁護士がその職務を行つに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、いつでもその指定を取り消すことができる。

前項の裁判所は、同項の規定により指定を受けたとき又は審理の経過その他的事情にかかる必要と認めるときは、その被告事

件中から指定することができる。

第四十一条の十二 指定弁護士は、公訴を提起した場合において、同一の事件について刑事訴訟法第二百六十二条第一項の請求がされた地方裁判所があるときは、これに公訴を提起した旨を通知しなければならない。

〔別紙〕  
刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 政府は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会による刑事手続の在り方等に関する協議会における協議を踏まえ、例えば、録画ないし録音による取調べ状況の可視化、新たな捜査手法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講すべき措置の有無及びその内容について、刑事手続全体の在り方との関連にも十分に留意しつつ検討を行うこととし、本委員会は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行までに実質的な論議が進展することを期待する。

二 本法第二百八十二条の四及び五の解釈については、国会での論議を十分に斟酌すること。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案の右の議案を提出する。

平成十六年三月五日

提出者

五十嵐文彦 中塚 一宏

津村 啓介

賛成者

安住 淳外百七十一名

官報 (号外)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律  
(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第一条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第七項中「被管理金融機関」の下に「又は特別公的管理銀行」を加える。

第二条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、  
「平成十三年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第三条(見出しを含む。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第六条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の基準においては、債権その他の資産を次に掲げるところにより区分するものとする。

一 次号から第四号までに掲げる資産以外の資産

二 回収不能となる危険性又は価値の毀損の危険性が通常の度合を超えると認められる資産で次に掲げるものの

イ 口に掲げる債権以外の資産

ロ 債務者の財務状況、担保の状況等に照らし、その回収が十分に確保されていない債権

から一年以内に」を「平成十九年三月三十一日までに」に改め、同条ただし書を削る。

第二十七条第一項中「内閣総理大臣」を「金融

三 最終の回収又は価値について重大な懸念

が存し、損失の発生の可能性が高く、その損失額について合理的な推計が困難と認められる資産

第一条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十七年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第七項中「被管理金融機関」の下に「又は特別公的管理銀行」を加え、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項第一号に改める。

第二条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条の次に次の二項を加える。

四 回収不能又は無価値と認められる資産

4 前項の規定により区分された資産に係る適正な引当ての割合は、次に掲げるところを基準として主務省令で定める。

一 前項第二号イに掲げる資産 十パーセント

二 前項第二号ロに掲げる資産 二十パーセント

三 前項第三号に掲げる資産 七十五パーセント

四 前項第四号に掲げる資産 百パーセント

第五条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「内閣

第六条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第七条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、  
「平成十三年三月三十一日」を「平成

十六年九月三十日」に改め、同条第三項中「内閣

第八条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「内閣

第九条第一項、第十一条、第十二条第二項から第十九条第一項、第十一条第二項から第十九条第一項、第十三条、第十四条第一項から第十五条まで、第五項及び第六項、第十五条並びに第十九条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十五条第一項中「管理を命ずる処分があつた日

に「又は特別公的管理銀行」を加え、同条第一項

中「前条第一項又は」を「第二十七条第一項若しくは」に改め、「決定」の下に「又は前条第一項若しくは第二項の規定による同条第一項各号に掲

げる決定」を加え、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「被管理金融機関」の下に「又は特別公的管理銀行」を加え、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項第一号に改め、「決定」の下に「又は前条第一項若しくは第二項の規定による同条第一項各号に掲

再生委員会」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条の次に次の二項を加える。

第二十七条の二 金融再生委員会は、平成十七年三月三十一日までを限り、特別公的管理銀行の資産(原則として第六条第三項第一号に掲げるものに限る。以下この項において「正常資産」という。)に係る業務承継のため承継銀行を活用する必要があると認めるときは、次に掲げる決定を行うことができる。

一 機構が当該特別公的管理銀行から正常資産に係る業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立し、

当該承継銀行が当該営業の譲受け等を行つべき旨の決定

二 承継銀行が当該特別公的管理銀行から正常資産に係る業務を引き継ぐため営業の譲受け等(前号に規定する営業の譲受け等を除く。)を行うべき旨の決定

三 第二項若しくは第二項の規定による同条第一号に掲げる決定」を加え、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「決定」の下に「又は第二十七条第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

四 第二十九条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「掲げる決定」の下に「又は第二十七条の二第一項若しくは第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる決定」を加え、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「決定」の下に「又は第二十七条第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

五 第三十条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「掲げる決定」の下に「又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による同条第一項各号に掲げる決定」を、「被管理金融機関」の下に「又は特別公的管理銀行」を加え、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「決定」の下に「又は前条第一項若しくは第二項の規定による同条第一項各号に掲

げる決定」を加え、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「被管理金融機関」に対する管理を命ずる処分の日から一年以内に」を「平成十九年三月三十一日までに」に改め、同項ただし書を削

平成十六年四月二十三日 衆議院会議録第二十七号 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

五〇

り、同条第二項中「前項本文の規定による経営管理の終了又は同項ただし書の規定による期限の延長をしようとするとき」を「前項の規定により承継銀行の經營管理を終了しようとするとき」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第三十二条第二項及び第三十三条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第三十六条第一項中「内閣総理大臣は」を「金融再生委員会は」、平成十六年九月三十日までを限りに改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「内閣府令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第三十七条第一項中「内閣総理大臣は」を「金融再生委員会は」、平成十六年九月三十日までを限りに改め、同項第一号中「あり、かつ、国際金融市場に重大な影響を及ぼす」ととなる事態を生じさせるおそれがある」を「ある」に改める。

第三十八条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「内閣府令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第四十条第一項中「内閣府令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは同項第三号若しくは第四号に規定する入札に係る資産の買取りを決定しようとするとき又は当該入札への参加を決定しようとするとき」及び「又は当該入札

第四十五条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第四十六条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項第三号中「内閣府令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第四十七条第一項中「内閣府令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項第二号中「特別公的管理銀行」を「資産の売却その他の処分、営業の一部の承継銀行への譲渡等その他特別公的管理銀行」に改め、同項第三号中「内閣府令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第四十八条及び第四十九条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十二条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第五十三条第二項第一号及び第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第三号及び第四号中「又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合」を削る。

第五十四条第一項第一号の二を削る。

第五十五条第一項中「若しくは同項第三号若しくは第四号に規定する入札に係る資産の買取

における入札価格その他の条件」を削り、同条第二項中「又は入札における入札価格その他の条件」を削り、同条第三項中「若しくは入札及び「又は同項の入札への参加(特定協定銀行が機構の委託を受けて資産の買取りを行う場合の特定協定銀行による入札への参加を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項ただし書を削る。

第五十六条第一項中「又は当該資産の買取りに係る入札に参加する場合の価格は時価によるものとするを「の価格は、当該資産が回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたものでなければならない」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「又は」を「若しくは」に改め、「決定」の下に「又は第二十七条の二第二項若しくは第二項の規定による同条第一項各号に掲げる決定」を加え、「同項に規定する」を「当該決定に係る」に改める。

第五十七条第一項中「被管理金融機関」の下に「又は特別公的管理銀行」を加える。

第七十一条第二項中「次条第三項において同じ。」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(損失の補てんの禁止)

第七十五条の二 機構並びに被管理金融機関、承継銀行及び特別公的管理銀行は、被管理金融機関、承継銀行又は特別公的管理銀行の債権その他の資産を承継した者に対し、当該債権その他の資産の回収不能又は価値の毀損に係る損失の補てん当該債権その他の資産の回収不能又は価値の毀損を理由とする買戻しそ他のこれに類する行為を含む。」をしてはならない。

第七十六条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「營業の譲受け等」の下に「又は第二十七条の二第一項若しくは第二項の規定による同条第

臣」を「金融再生委員会」に改める。

第六十八条中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年九月三十日」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第六十九条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

一項各号に掲げる決定を受けて行う特別公的管理銀行の営業の譲受け等」を加える。  
 第七十七条第二項中「内閣府令又は」を「金融再生委員会規則又は」に改める。  
 (金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第二条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十五条」に、「第二十三条・第二十四条」を「第二十六条・第二十七条规定する基準(以下「自己資本比率基準」という。)に係る算式により得られる比率をいう。

第一条中「金融機関等の不良債権の処理を速やかに進めるとともに、」を「適正な資産の査定及び会計処理による金融機関等の経営の健全化を促進し、かつ、金融機関等の再編に資するための」に、「増強」を「増強等」に改める。

第二条第一項第三号中「(以下「農業協同組合連合会」という。)」を削り、同項第四号中「(以下「漁業協同組合連合会」という。)」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「株式」の下に「優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項を削り、同条に次の三項を加える。

8 この法律において「自己資本比率」とは、銀

行法第十四条の二(信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項又は労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第一項において準用する場合を含む。)、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十六条、農業協同組合法第十一条の二第一項又は水産業協同組合法第十一条の六第一項に規定する基準(以下「自己資本比率基準」という。)に係る算式により得られる比率をいう。

9 この法律において「過少資本の金融機関等」とは、海外拠点(外国に所在する支店若しくは事務所又は銀行業(銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。)を営む外国の会社(金融機関等が発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。)又は持分を所有しているものに限る。)又は持分を所有しているものに限る。)であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。)

第二条第一項第三号中「(以下「農業協同組合連合会」という。)」を削り、同項第四号中「(以下「漁業協同組合連合会」という。)」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「株式」の下に「優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項を削り、同条に次の三項を加える。

第三条第二項及び第三項を削る。

三 金融機関等の経営責任及び株主責任の明確化を図ること。

第四条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年九月三十日」に改め、「(第七条の二及び第八条の二の規定による承認に係る株式等にあつては国内基準(自己資本比率基準のう

ち海外拠点を有しない金融機関等に係るもの)をいう。以下同じ。)に係る自己資本比率が一パーセント以上四パーセント未満の金融機関等をいう。

10 この法律において「著しい過少資本の金融機関等」とは、海外拠点を有する金融機関等にあつては国際統一基準に係る自己資本比率が零パーセント以上二パーセント未満、海外拠点を有しない金融機関等にあつては国内基準に係る自己資本比率が零パーセント以上一パーセント未満の金融機関等をいう。

11 この法律において「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「農水産業協同組合連合会等」を「第一条第一項第二号から第四号までに掲げるもの(以下「農水産業協同組合連合会等」といいう。)に、「並びに第七条から第八条の二まで」を「第六条並びに第八条」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第四項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「第三項」を「前項」に改め、同条第五項等」を「金融機関等に資産の査定及び会計処理の基準を遵守するとともに、経営情報等」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「社会経済的な」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

12 この法律において「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「第八条の二第一項に規定する救済特定協同組織金融機関並びに同条第二項に規定する救済連合会」を削り、「経営」を「当該申請後五年間の経営」に改め、同項第一号中「経営」を「店舗、人員、事業等の整理及び給与水準の是正等の経営」に改め、同項に次の一号を加える。

七 協定銀行が保有する優先株式(利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。以下同じ。)に対する

利益の配当及び協定銀行が有する優先出資に対する剩余金の配当を確保するための方策

第五条第二項本文中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項ただし書中「信用秩序を損なうおそれのある事項」を削り、「その他」の下に「健全な」を加え、「及び該発行金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項」を削り、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第四項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「に対し」を「(以下「被受け実施金融機関等」という。)に対し、半期ごとに」に、「につき報告」を「に開する報告書の提出」に、「公表するものとする」を「公表しなければならない」に、「報告を公表するときは」を「報告書の公表については」に改め、同条に次の一項を加える。

5 発行金融機関等又は被受け実施金融機関等は、第一項の規定により経営の健全化のための計画を提出するとき又は前項の規定により報告書を提出するときは、当該発行金融機関等又は当該被受け実施金融機関等の関連会社(当該発行金融機関等又は当該被受け実施金融機関等が役員の派遣等により実質的な支配を及ぼしているものとして金融再生委員会規則で定める要件に該当する会社をいふ。)を連結して作成した財務諸表を添付しなければならない。

第六条及び第七条を次のように改める。

(株式等の引受け等の要件)

第六条 金融再生委員会は、早期是正措置を講ずることにより、多数の金融機関等の国際業務が廃止されることに伴い国際金融市場において重大な障害が生ずると認める場合又は多数の金融機関等の業務の全部の廃止若しくは解散が行われることに伴い我が国の経済活動に重大な障害が生すると認める場合であつて、第四条第二項の規定による発行金融機関等(銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。)からの株式等の引受け等に係る申請が次に掲げる要件のすべてに該当するときは、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

四 前条第一項に規定する経営の健全化のための計画が金融再生委員会が定めて公表する基準に適合していること。

五 当該申請に係る株式等の引受け等により当該発行金融機関等の自己資本比率が超える区分に応じそれぞれ定める比率を超えることとならないこと。

六 前条第一項に規定する経営の健全化のための計画が金融再生委員会が定めて公表する基準に適合していること。

七条 発行金融機関等の第四条第二項の申請に係る自「資本比率の算定においては、その保有する有価証券(満期まで保有するものを除く。)の評価は、主務省令で定めるところにより、時価により行うものとする。

(自「資本比率の算定に係る有価証券の評価)

第七条 発行金融機関等の第四条第二項の申請に係る自「資本比率の算定においては、その保有する有価証券(満期まで保有するものを除く。)の評価は、主務省令で定めるところにより、時価により行うものとする。

第八条各号列記以外の部分中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「内閣府令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第三号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第四号中「内閣府令」を「金融再生委員会規則」に、「第十七条第一項第三号イからハまでに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 経営の合理化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

六 第四条第二項の規定による発行金融機関等からの申請に係る株式等の引受け等が劣後特約付社債又は劣後特約付金銭消費貸借を含むものであるときは、当該劣後特約付

社債若しくは劣後特約付金銭消費貸借の額又はその合計額が、主務省令で定めるところにより算定した株式又は優先出資の引受けに係る額を超えることとならないこと。

第九条の見出し中「減少等」を「減少」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により資本の減少の実施を条件とする」を「第六条の規定により」に、「においては、当該資本の減少について」を「において、発行金融機関等又は被受け実施金融機関等が資本の減少を行うこと。

二 代表権を有する取締役又は代表権を有する取締役であった者の取締役等の退任その他の経営責任を明確にするための措置をとること。

2 金融再生委員会は、資本の増強に係る早期是正措置を講じた過少資本の金融機関等について、適正な債権の償却のため必要があるときは」に改め、同項を同条第一項とし、同条

第三項中「第一項の規定により資本の減少の実施を条件とする第四条第三項の承認がなされた場合であつて」を「前項に規定する資本の減少が」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一条第三項及び第四項並びに第十二条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十六条第一項中「政令で定める」を「国会の議決を経た」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「(平成十三年法律第九十三条)」を削り、「農林水産大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会及び農林水産大臣」に改める。

第二十四条第一項第二号中「第五条第四項又は」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第五条第四項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

第二十四条を第二十七条とする。

第二十三条中「第四条第七項」を「第四条第六項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二条第一項中「第二条第四項から第六条まで」を「第二条第三項から第五項まで、第六条第一項第六号及び第七条」に改め、第四章中同条を第二十五条とする。

第二十条及び第二十一条を削る。

第十九条を第二十四条とし、第四章中同条の

前に次の五条を加える。

(経営健全化計画の履行を確保するための措置等)

第十九条 金融再生委員会(当該被引受け実施金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては金融再生委員会及び厚生労働大臣とし、当該被引受け実施金融機関等があつては金融再生委員会(当該被引受け実施金融機関等が一つの都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等である場合にあつては金融再生委員会、農林水産大臣及び当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事とし、当該被引受け実施金融機関等がその他の農水産業協同組合連合会等である場合にあつては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。次項、次条第一項及び第二十三条第一項において同じ。)は、協定銀行等が取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間、被引受け実施金融機関等に対し、第五条第一項の規定により提出を受けた計画の履行を確保するため、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、業務の一部の停止その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等に対し、回収不能となる危険性のある資産を機構に売却するよう命ずることができるものと認めるときは、当該被引受け実施金融機関等の経営の健全性の確保のため必要があると認めるときは、当該被引受け実施金融機関等に対し、回収不能となる危険性のある資産を機構に売却するよう命ずることができる。

2 前項の規定により資産の売却の命令が行われたときは、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百三十二号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。)第五十三条第二項第三号の資産の買取りの申込みとみなして、金融機能再生緊急措置法を適用する。この場合において、金融機能再生緊急措置法第五十五条第三項の規定は、適用しない。

2 金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等に対し、協定銀行が取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間にあつては金融機能再生緊急措置法第五十五条第三項の規定は、適用しない。

項に規定する経営の健全化のための計画が履行されていないと認めるとき又は協定銀行が保有する優先株式に対する利益若しくは協定銀行が有する優先出資に対する剩余金の配当を確保することが困難であると認めるとき

は、当該被引受け実施金融機関等の取締役(銀行以外の被引受け実施金融機関等にあつては、理事長、副理事長又は理事)の解任を命ずることができる。

第二十条 金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等の経営の健全性の確保のため必要があると認めるときは、当該被引受け実施金融機関等が著しい過少資本の金融機関等の特別公的管理等により、金融再生委員会に届け出なければならない。

第二十二条 被引受け実施金融機関等である申込みを行ふとともに、同項の規定による申請を行わなければならない。

(新株発行の届出)

第二十二条 被引受け実施金融機関等である銀行は、第四条第三項の承認に係る株式等の引受け等が行われた後、株式を発行する場合においては、金融再生委員会規則で定めるところにより、金融再生委員会に届け出なければならない。

第二十三条 金融再生委員会は、著しい過少資本の金融機関等が、その業務の収益性等に照らし、その経営を維持することができないと認める場合であつて、金融機能再生緊急措置法第八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該著しい過少資本の金融機関等に対し、同項に規定する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(次項において「管理を命ずる処分」という。)をすることができる。

2 前項の規定により管理を命ずる処分が行われたときは、当該著しい過少資本の金融機関等を金融機能再生緊急措置法第二条第五項の被管理金融機関とみなして、金融機能再生緊急措置法を適用する。

3 金融再生委員会は、著しい過少資本の金融機関等である銀行が、その業務の収益性等に照らし、その経営を維持することができないと認める場合であつて、金融機能再生緊急措置法第三十六条第一項各号に掲げる要件のすべてに該当すると認めるときは、当該著しい過少資本の金融機関等である銀行につき、同項に規定する特別公的管理の開始の決定(次項において「特別公的管理開始決定」という)をすることができる。

4 前項の規定により特別公的管理開始決定が行われたときは、当該著しい過少資本の金融機関等である銀行を金融機能再生緊急措置法第二条第八項の特別公的管理銀行とみなして、金融機能再生緊急措置法を適用する。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の廃止)

第三条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)前に決定された第一条の規定による改正前の規定により預金保険機構がした資金の借入れの買取り(旧金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項第二号の特定協定銀行が預金保険機構の委託を受けて行うものを含む。)については、旧金融機能再生緊急措置法第五十三条第二項第三号及び第四号、第五十五条並びに第五十六条の規定は、なおその効力を有する。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の金融機能第二条第八項の特別公的管理銀行とみなして、金融機能再生緊急措置法を適用する。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の廃止)

第三条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)は、廃止する。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の廃止)

第三条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)は、廃止する。

第四条 旧金融機能早期健全化法第六条第一項の規定により預金保険機構がした資金の借入れ又は預金保険機構債券の発行は、新金融機能早期健全化法第六条第一項の規定により預金保険機構債券の発行とみなす。

2 新金融機能早期健全化法第六条第一項の規定に基づく国会の議決がなされるまでの間においては、同項中「国会の議決を経た金額」とあるのは、「二十五兆円」とする。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に第三条の規定による廃止前の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(以下「旧組織再編成促進特別措置法」という。)第三条の規定に基づき主務大臣に提出された同条の経営基盤強化計画に係る経営基盤強化(旧組織再編成促進特別措置法第二条第二項に規定する経営基盤強化をいう。以下同じ。)についての旧組織再編成促進特別措置法第二章から第四章まで、第六章及び第七章の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

法第四章、第六章及び第七章の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日前に合併により新たに設立され、若しくは合併し、又は営業若しくは事業の全部を譲り受けた金融機関等(旧組織再編成促進特別措置法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。)についての旧組織再編成促進特別措置法第五章第一節の規定の適用については、なお従前の例による。

4 施行日前に締結された合併契約又は営業譲渡契約若しくは事業譲渡契約に係る合併又は営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けについての旧組織再編成促進特別措置法第五章第二節及び第三節並びに第六十四条の規定の適用については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧組織再編成促進特別措置法第二条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る協同組織中央金融機関(旧組織再編成促進特別措置法第二条第七項に規定する協同組織中央金融機関をいいう。)に提出された旧組織再編成促進特別措置法第十七条第二項の規定に基づき協同組織中央金融機関(旧組織再編成促進特別措置法第二条第七項に規定する協同組織中央金融機関をいいう。)に提出された旧組織再編成促進特別措置法第十七条第二項の経営基盤強化計画に係る経営基盤強化についての旧組織再編成促進特別措置法

(関係法律の整理)

第八条 この法律の施行に伴い必要な関係法律の整理については、別に法律で定める。

官報 (号外)

理由

最近の社会経済情勢にかんがみ、我が国の金融機能の早期健全化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置に係る期限を延長し、金融再生委員会による株式等の引受け等の承認の要件を明確化するとともに、適正な資産の査定及び会計処理による金融機関の経営の健全化を促進し、金融整理管財人による管理、破綻した金融機関の業務承継及び特別公的管理等に係る期限を延長し、金融機関等の組織再編成の促進に関する緊急措置に係る期限を延長する。

(一) 金融機関の資産査定の基準及び引当ての基準を明確化することとする。  
 (二) 特別公的管理銀行の正常資産に係る業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行う承継銀行の設立等に関する規定を設けることとする。

に対する施策について、平成十九年三月三十日までに、集中的に実施することとする。  
 (一) 金融再生委員会による株式等の引受け等の承認の要件を明確化することとする。  
 (二) 発行金融機関等の株式等の引受け等の申請に係る自己資本比率の算定においては、その保有する有価証券(満期まで保有するものを除く。)の評価は、時価により行うこととする。

(三) 特別公的管理銀行の正常資産に係る業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行う承継銀行の設立等に関する規定を設けることとする。

(四) 健全金融機関等からの資産の買取りについて、資産の買取方法の多様化、特定整理回収協定に含まれる事項の追加及び資産の買取価格決定方式の弾力化に係る規定を削除することとする。

(五) 預金保険機構並びに被管理金融機関、承継銀行及び特別公的管理銀行は、被管理金融機関、承継銀行又は特別公的管理銀行の債権その他の資産を承継した者に対し、当該債権その他の資産の回収不能又は価値の毀損に係る損失の補てん(当該債権その他)の資産の回収不能又は価値の毀損を理由とする買戻しその他のこれに類する行為を含む。)をしてはならないこととする。

(六) 金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等に対し、経営健全化計画が履行されていないと認めるとき等の場合は、当該被引受け実施金融機関等の取締役(銀行以外の金融機関等にあっては、理事長、副理事長又は理事)の解任を命ずることができることとする。

(七) 金融再生委員会は、著しい過少資本の銀行について、その業務の収益性等に照らし、その経営を維持することができないと認める場合は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分又は特別公的管理の開始の決定をするこ

とすることとする。

(二) 金融再生委員会による株式等の引受け等の承認の要件を明確化することとする。

(三) 発行金融機関等の株式等の引受け等の申請に係る自己資本比率の算定においては、その保有する有価証券(満期まで保有するものを除く。)の評価は、時価により行うこととする。

3 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の廃止  
 別措置法(平成十四年法律第一九〇号)は廃止することとする。

4 その他所要の改正を行うこととする。

二 議案の否決理由

本案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、我が国の金融機能の早期健全化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置に係る期限を延長し、金融再生委員会による株式等の引受け等の承認の要件を明確化するとともに、適正な資産の査定及び会計処理による金融機関の経営の健全化を促進し、金融整理管財人による管理、破綻した金融機関の業務承継及び特別公的管理等に係る期限を延長し、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法を廃止する等の措置を講じようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十六年四月二十三日

財務金融委員長 田野瀬良太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

(一) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正

(一) 発行金融機関等の株式等の発行等に係る申込みの期限を平成十六年九月三十日まで

**金融再生委員会設置法案**  
右の議案を提出する。

平成十六年三月五日

提出者

五十嵐文彦

津村 啓介

中塚 一宏

賛成者

安住 淳外百七十一名

金融再生委員会設置法

## 目次

## 第一章 総則(第一条)

金融再生委員会

第二章 金融再生委員会  
第一節 通則(第二条—第十五条)

## 第三章 株価算定委員会(第二十三条—第二十六条)

附則  
第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、金融再生委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

## 第二章 金融再生委員会

第一節 通則  
(設置)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九

号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、金融再生委員会を設置する。

(任務)

第三条 金融再生委員会は、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をすることほか、金融機関の破綻に対し必要な施策を講ずるとともに、証券取引委員会の任務に係るものを除き、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者その他これらに準ずる者の保護を図り、もつて金融の円滑を図ることを任務とする。

第四条 金融再生委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をすること。  
二 金融整理管財人による管理、特別公的管理その他の金融機関の破綻の処理等に関すること。

三 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。(証券取引委員会の所掌に属するものを除く。)

四 第十四号イからタまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

五 銀行業、信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。以下同じ。)及び無尽業の免許に関すること。

六 銀行持株会社の認可に関すること。  
七 信用金庫及び労働金庫の事業の免許に関すること。

八 生命保険業及び損害保険業の免許に関すること。

九 保険持株会社の認可に関すること。  
十 貸金業を営む者の登録に関すること。

十一 抵当証券業を営む者の登録に関すること。

十二 抵当証券保管機構の指定に関すること。

十三 商品投資販売業、特定債権等譲受業、小口債権販売業及び不動産特定共同事業を営む者の許可に関すること。

十四 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

十五 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十六 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十九条第二項に規定する合併等をいう。)の適格性の認定及びあつせんを行うこと。

十七 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等(農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第六十一条第二項に規定する合併等をいう。)の適格性の認定及びあつせん

条の九第一項第三号の事業を行ふ協同組合

連合会

リ 貸金業を営む者

ヌ 特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。)

ヲ 抵当証券保管機構

ワ 商品投資販売業を営む者

ル 抵当証券業を営む者

リ 貸金業を営む者

ヌ 特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。)

ヲ 抵当証券保管機構

官 報 (号外)

十八 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十九 保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等(保険業法(平成七年法律第二百五号)第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。)の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。

二十 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。

二十一 準備預金制度に関すること。

二十二 金融機関の金利の調整に関すること。

二十三 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

二十四 自動車損害賠償責任共済に関すること。

二十五 前払式証票の規制に関すること。

二十六 金融に関する知識の普及に関すること

(証券取引委員会の所掌に属するものを除く)。

二十七 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。

二十八 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)第五章の規定に基づいて、届出及び通知を受けた事項並びに提供を受けた情報の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。

二十九 所掌事務に係る国際協力に関すること。

三十 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

三十一 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること(証券取引委員会の所掌に属するものを除く)。

三十二 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき金融再生委員会に属させられた事務

(組織)

第五条 金融再生委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

(委員長)

第六条 委員長は、國務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、金融再生委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任命)

第七条 委員は、経済、金融又は法律に関する優れた識見と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得られかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(委員の服務等)

第十一条 委員は、内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

第十二条 委員は、内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(委員の罷免)

第十三条 金融再生委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、金融再生委員会規則を制定することができる。

(規則の制定)

第十四条 金融再生委員会の事務を処理させるため、金融再生委員会に事務局を置く。

(関係行政機関との協力等)

第十五条 金融再生委員会は、その所掌事務を遂

する者のうちから、委員を任命することができると。

する者のうちから、委員を任命することができると。

役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

3 委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を得る目的とする業務を行ってはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(任期)

第八条 委員の任期は、別に法律で定める金融再生委員会の廃止の日までとする。

(身分保障)

第九条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 金融再生委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

3 金融再生委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 金融再生委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。

1 金融再生委員会が第九条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(規則の制定)

第十三条 金融再生委員会は、その所掌事務につ

いて、法律若しくは政令を実施するため、又は

法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、金

融再生委員会規則を制定することができる。

(事務局)

第十四条 金融再生委員会の事務を処理させるため、金融再生委員会に事務局を置く。

(関係行政機関との協力等)

第十五条 金融再生委員会は、その所掌事務を遂

行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、日本銀行、預金保険機構その他の者に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 金融再生委員会及び財務大臣は、それぞれその所掌事務を適切に遂行するため、相互に緊密な連絡をとるものとする。

3 金融再生委員会は、必要に応じ、日本銀行又は預金保険機構の役員又は職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

## 第二節 金融厅

(設置)

第十六条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、金融再生委員会に金融厅を置く。

(任務及び長)

第十七条 金融厅は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

2 金融厅の長は、金融厅長官とする。  
(所掌事務)

第十八条 金融厅は、前条第一項の任務を達成するため、第四条第三号、第四号及び第十四号から第三十二号までに掲げる事務をつかさどる。  
(関係行政機関との協力)

第十九条 金融厅長官は、金融厅の所掌事務を行るために必要があると認めるときは、金融

再生委員会を通じて、関係行政機関の長に対する意見(以下「意見」という。)に関する重要な事項を調査審議することができる。

2 金融厅長官及び金融関連業者(金融厅の所掌業を営む者をいう。)に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

3 金融厅長官は、意見述べること。

4 前号に規定する重要な事項に關し、関係各大臣又は金融厅長官に意見述べること。

(審議会等の設置)

第二十条 金融厅に、金融審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより金融厅に置かれる審議会等は、自動車損害賠償責任保険審議会とする。

3 委員は、非常勤とする。

(金融審議会)

第二十一条 金融審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 内閣総理大臣、金融厅長官又は財務大臣の諮問に応じて国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項を調査審議すること。

2 前号に規定する重要な事項に関し、内閣総理大臣、金融厅長官又は財務大臣に意見述べること。

3 金融厅長官は、前条第一項の任務を達成するため、第四条第三号、第四号及び第十四号から第三十二号までに掲げる事務をつかさどる。  
(関係行政機関との協力)

第十九条 金融厅長官は、金融厅の所掌事務を行るために必要があると認めるときは、金融

年法律第九十七号)第五条に規定する責任保険をいう。)に関する重要な事項を調査審議すること。

2 株価算定委員会は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十号)第四十条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前号に規定する重要な事項に關し、関係各大臣又は金融厅長官に意見述べること。

4 前号に規定する重要な事項に關し、内閣総理大臣が任命する。

5 金融機関の金利に関し、内閣総理大臣、金融厅長官、財務大臣又は日本銀行の政策委員会(日本銀行法平成九年法律第八十九号)第十四条に規定する政策委員会をいう。)に意見述べること。

6 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第二百八十一号)第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

7 委員は、法務、金融、会計等に関し優れた識見と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

8 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第二十五条 株価算定委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、株価算定委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(準用規定)

第二十六条 第七条第二項及び第三項、第八条から第十条まで並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、株価算定委員会の委員について準用する。この場合において、第九条第三号中「金融再生委員会」とあるのは、「株価算定委員会」と読み替えるものとする。

2 第十二条及び第十九条第一項の規定は、株価算定委員会について準用する。

3 委員は、非常勤とする。

(設置及び所掌事務)

第二十七条 金融再生委員会に、株価算定委員会を置く。

2 第十二条及び第十九条第一項の規定は、株価

(号外)

官

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の規定に基づく金融再生委員会の事務が終了した後、速やかに、廃止するものとする。

(委員の任命のために必要な行為に関する経過措置)

第三条 第七条第一項の規定による金融再生委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2 この法律の施行の日以後最初に任命される金融再生委員会の委員について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

(政令への委任)

第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の整理)

第五条 この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。

理 由

金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をするほか、金融機関の破綻に

対し必要な施策を講ずるとともに、我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者その他これらに準ずる者の保護を図り、もって金融の円滑な運営を図ることを任務とする。

2 金融再生委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織し、委員長は、国務大臣を充て、

他これらに準ずる者の保護を図り、もって金融の円滑を図るために、内閣府の外局として金融再生委員会を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を

員会を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

3 金融再生委員会は、その所掌事務を遂行す

るため必要があると認めるときは、関係行政機関、日本銀行、預金保険機構その他の者に

対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする。

4 金融再生委員会に金融庁を置くこととする。

5 金融再生委員会に、株価算定委員会を置くこととし、その組織は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員五人とするところとする。

6 その他所要の規定の整備を行うこととする。

右報告する。

平成十六年四月二十三日

財務金融委員長 田野瀬良太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

二 議案の目的及び要旨

本案は、内閣府設置法に基づき、内閣府の外

局として金融再生委員会を新たに設置することもに、その所掌する行政事務を能率的に遂行する

るために必要な組織を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 金融再生委員会は、金融破綻処理制度及び

金融危機管理に関する調査、企画及び立案をするほか、金融機関の破綻に対し必要な施策を講ずるとともに、我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者その他これらに準ずる者の保護

係るものを除き、我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者その他これらに

に準ずる者の保護を図り、もって金融の円滑な運営を図ることを任務とする。

こととし、その任務及び所掌事務並びに組織を定めようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

2 本案施行に要する経費としては、平年度約一億二千万円の見込みである。

3 本案施行に要する経費としては、平年度約一億二千万円の見込みである。

4 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して竹中国務大臣より「政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

億二千万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して竹中国務大臣より「政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。

五 本案施行に要する経費

億二千万円の見込みである。

六 本案施行に要する経費

億二千万円の見込みである。

七 本案施行に要する経費

億二千万円の見込みである。

八 本案施行に要する経費

億二千万円の見込みである。

九 本案施行に要する経費

億二千万円の見込みである。

十 本案施行に要する経費

億二千万円の見込みである。

十一 本案施行に要する経費

億二千万円の見込みである。

十二 本案施行に要する経費

億二千万円の見込みである。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び同報告書

## 法律

## 目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置(第三条—第十四条)
第三章 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置(第十五条—第二十四条)
第四章 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置(第二十五条—第三十四条)
第五章 預金保険機構の業務の特例等(第三十五条—第四十七条)
第六章 金融機能強化審査会(第四十八条—第五十三条)
第七章 雜則(第五十四条—第五十七条)
第八章 罰則(第五十八条—第六十条)
附則
第一章 総則(目的)
第一条 この法律は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の金融機能の強化を図るために、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もつて信用秩序の維持と国経済の健全な発展に資することを目的とする。(定義)
第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者(この法律の施行地外に本店を有する者を除く。)をいう。
十三 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会(第十八条第四項において「水産加工業協同組合連合会」という。)
十三 銀行持株会社等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法

るもの(以下「銀行」という。)を除く。)をいう。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行(第五項において「銀行」という。)を除く。)をいう。

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第一百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行(第五項において「長期信用銀行」という。)

三 合併(各当事者が金融機関等である場合に限りする。)

四 会社の分割(金融機関等が共同して行う新設分割、金融機関等が単独で行う新設分割(営業の一部を承継させる新設分割であつて、当該新設分割の後ににおいて当該新設分割により営業の一部を承継させた会社及び当該新設分割により新たに設立された会社が金融機関等である場合に限る)及び吸収分割(各当事者が金融機関等である場合に限る。)に限りする。)

一 株式交換(各当事者が金融機関等である場合に限る。)

二 株式移転(金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される完全親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。)が銀行持株会社等である場合に限る。)

合に限る。)

2 この法律において「株式等」とは、株式、劣後特約付社債(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。)又は優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第八条第一項において「優先出資法」という。)に規定する優先出資をいう。以下同じ。)をいう。
3 この法律において「株式等の引受け等」とは、株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。以下同じ。)による貸付けをいう。
4 この法律において「子会社」とは、銀行法第二条第八項に規定する子会社又は長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。
5 この法律において「子会社等」とは、銀行法第五十二条の二第五(長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)に規定する子会社等(銀行又は長期信用銀行(以下「銀行等」という。)に限る。)をいう。
6 この法律において「金融組織再編成」とは、次に掲げる行為であつて、その当事者(第二号又は第四号に掲げる行為にあつては、当該行為を共同して行う金融機関等を含む。第三章において同じ。)のいずれかが銀行持株会社等でないものをいう。

七 他の金融機関等への株式の移転又は発行(当該移転又は発行により当該他の金融機関等が金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号、第二号及び第五号に掲げる場合を除く。)
八 他の金融機関等からの移転又は発行による

7  
株式の取得(当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号及び第四号に掲げる場合を除く。)  
この法律において「協同組織中央金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

る。)に係る申込み(第十五条第一項並びに預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項及び第一百五十五条第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならぬ。

(金融機関等に限る。)の自己資本の充実のため  
に行う株式の引受けに係る申込み(第十五条第一項、第六  
二項並びに預金保険法第五十九条第一項、第六  
十九条第一項及び第一百一条第一項の規定による  
ものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対  
し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込み  
に係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求  
めなければならない。

(経営強化計画)

第四条 金融機関等又は銀行持株会社等が前条第  
一項又は第二項の申込みをする場合には、当該  
金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会  
社(当該銀行持株会社等がその子会社(金融機関  
等に限る。)の自己資本の充実のために同項の申  
込みをする場合における当該子会社をいう。以  
下この章において同じ。)は、主務省令で定める  
ところにより、機構を通じて、次に掲げる事項  
を記載した経営強化計画(経営の強化のための  
計画をいう。以下同じ。)を主務大臣に提出しな  
ければならない。この場合において、同項の申  
込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、當  
該銀行持株会社等と連名で提出するものとす  
る。

一 経営強化計画の実施期間(三年を超えない  
ものであつて、営業年度又は事業年度の終了  
の日を終期とするものに限る。)

二 収益性及び業務の効率の向上の程度その他  
の経営強化計画の終期において達成されるべき  
ものとして主務省令で定める経営の改善の  
目標

三 前号に掲げる目標を達成するための方策  
四 責任ある経営体制(経営強化計画を連名で

五 経営強化計画の終期において第二号に掲げる目標が達成されない場合における経営責任（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営管理責任を含む。）の明確化に関する事項（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）

六 当該金融機関等又は対象子会社が基準適合金融機関等（銀行法第十四条の二又は第五十二条の二十五その他これらに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する金融機関等又は銀行持株会社等をいう。以下同じ。）でないときは、次条第一項の規定による決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）

七 信用供与の円滑化その他の当該金融機関等又は対象子会社が主として業務を行つている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

八 当該金融機関等が前条第一項の申込みをするときは、当該銀行持株会社等が株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

2 その他政令で定める事項

内閣総理大臣は、前項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聽かなければならぬ。

(株式等の引受け等の決定)

第五条 主務大臣は、前条第一項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第三条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行つべき旨の決定をするものとする。

一 経営強化計画に記載された前条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に記載された前条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

五 経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を運営で提出した銀行持株会社等を含む。)が預金保険法第一条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第一条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等若しくは銀行持株会社等でないこと。

六 経営強化計画を提出した金融機関等が基準

適合金融機関等でないとき又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続が当該金融機関等が主として業務を行つてゐる地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

七 経営強化計画を提出した金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置として政令で定めるものが講じられていること。

八 経営強化計画を提出した金融機関等が第三条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が当該金融機関等の自己資本の充実の状況に照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

九 銀行持株会社等が第三条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象子会社の自己資本の充実の状況に照らし経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

十 この項の規定による決定を受けて協定銀行（預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が協定（第三十五条第一項に規定する協定をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式

及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

十一 経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

十二 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式（議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる商法第二百二十二条第四項に規定する議決権制限株式（主務省令で定めるものに限る。）であつて、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。第七条において同じ。）の引受けによるものとする。ただし、第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等若しくはその対象子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

十三 この項の規定による決定を受けて協定銀行（預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が協定（第三十五条第一項に規定する協定をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式

主務大臣は、第一項の規定による決定をするときは、財務大臣の同意を得なければならぬ。主務大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等及び機構に通知しなければならない。

十五 主務大臣は、前条第一項の規定による決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、第四条第一項の規定により提出を受けた経営強化計画を公表するものとする。ただし、当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）が業務を行つてゐる地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該金融機関等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

（議決権制限株式の発行の特例）

第六条 主務大臣は、前条第一項の規定による決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項に規定する議決権制限等株式の発行であることを証する書面」とする。

（経営強化計画の公表）

第七条 主務大臣は、前条第一項の規定による決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、第八条 優先出資法第三条第二項の規定の適用については、金融機関等が第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項に規定する議決権制限等株式の発行であることを証する書面」とする。

（優先出資の発行の特例）

第八条 優先出資法第三条第二項の規定の適用については、金融機関等が第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項に規定する議決権制限等株式の発行であることを証する書面」とする。

第九条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより当該銀行持株会社等が第三条第二項の申込みをした場合において、第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより当該銀行持株会社等が第三条第二項の申込みをした場合において、第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを受けて行ったときには、当該銀行持株会社等は、当該決定に係る経営強化計画に従い、その対象子会社に対してして株式等の引受け等を行わなければならない。

（経営強化計画の変更）

第十条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引

受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は、第四条第一項の規定により提出した経営強化計画(この項の規定による承認を受けた変更後のも又は第十二条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下第十一条までにおいて単に「経営強化計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。この場合において、変更前の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとし、主務大臣は、前項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けたとき、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 変更後の経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 変更後の経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 変更後の経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 変更後の経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

五 予見し難い経済情勢の変化、当該金融機関

等又は対象子会社の組織再編成その他経営強化計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

3 第四条第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合において、第六条の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた変更後の経営強化計画について、それぞれ準用する。

(経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等)

第十一条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等若しくはその対象

子会社は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならぬ。ただし、協定銀行が当該株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等若しくはその対象

子会社は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところによつて、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

2 第六条の規定は、主務大臣が前項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。

第十二条 第五条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社

は、その実施している経営強化計画(第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの)をいう。)

第十三条 主務大臣は、協定銀行が第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持

株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、

当該決定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要な限度に

一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合におい

て、実施期間が終了した経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された第四条第一項第一号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されることと見込まれること。

3 主務大臣は、第一項の規定により提出を受けた経営強化計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画を提出した金融機関等又は対象子会社(当該経営強化計画を当該対象子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む)に対し、当該提出を受けた経営強化計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

4 前項の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、第一項に規定する取得株式等について、議決権を行使することができる事項について制限のない株式へ

の転換の請求その他の株主又は出資者としての権利を行使するよう要請することができる。

5 第四条第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた経営強化計画について、それぞれ

（株式交換等の認可）  
第十三条 第五条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等(この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む)であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの(以下この条及び次条において「発行金融機関等」という。)は、株式交換(当該発行金融機関等が完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下同じ。)となるものに限る。)又は株式移転(以下この条において「株式交換等」という。)を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。  
一 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの  
二 経営強化計画の終期において当該経営強化計画に記載する第四条第一項第二号に掲げる目標が達成されない場合における前号に規定する会社の経営管理責任の明確化に関する事項(主務省令で定める基準に適合するものに限る。)

3 その他主務省令で定める事項  
4 第六条の規定は主務大臣が前項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条から前条までの規定は当該経営強化計画(この項において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。)について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同一欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

二 株式交換等により協定銀行が割当てを受け	る取得株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められ、かつ、当該株式交換等の後において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。
一 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの	一 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

第七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたものをいう。)に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社と連名で、当該経営強化計画に記載された事項(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制及び経営管理責任に係る部分を除く。)のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。  
一 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの  
二 経営強化計画の終期において当該経営強化計画に記載する第四条第一項第二号に掲げる目標が達成されない場合における前号に規定する会社の経営管理責任の明確化に関する事項(主務省令で定める基準に適合するものに限る。)

3 その他主務省令で定める事項  
4 第六条の規定は主務大臣が前項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条から前条までの規定は当該経営強化計画(この項において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。)について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同一欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九条第一項	
	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は
	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社
	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社
前条第一項	
	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は
	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は
前条第二項	
	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は対象子会社(当該経営強化計画を当該対象子会社と

(合併等の認可)

「融機関等」という。)であること。

二 合併等により当該対象金融機関等(承継金融機関等を含む。)の経営の強化が阻害されないこと。

三 経営強化関連業務の承継が行われるとき債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることのみが確実であること。

四 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることのみが困難になると認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

第十三条第三項の規定により絏営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)	第十三条第三項の規定により絏営強化計画を提出した金融機関等(当該絏営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)

第十四条 第五条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等(承継金融機関等を含む。)の経営の強化が阻害されないこと。	二 合併等により当該対象金融機関等(承継金融機関等を含む。)の経営の強化が阻害されないこと。
	三 経営強化関連業務の承継が行われるとき債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることのみが確実であること。
	四 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることのみが困難になると認められる場合でないこと。
	五 その他政令で定める要件
(合併等の認可)	
	一 経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。
	二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。
	三 経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当

該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

5 主務大臣は、第三項の規定により提出を受けた経営強化計画を承認しないときは、その旨を

公表するとともに、当該経営強化計画を提出した承継金融機関等に対し、当該提出を受けた経営強化計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

6 前項の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、第一項に規定する取得株式等について、議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利を行使するよう要請することができる。

7 前各項の規定は、第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつて消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、合併、会社の分割

が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でなくなつたもの（承継子会社（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）

融機関等をいう。以下この条において同じ。）において準用する第二項第一号に規定する他の

金融機関等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において「対象子会社等」という。）のうち、経営強化計画（第四条第一項、前条第三項（第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十項の規定により提出したも

の、第九条第一項（前条第四項（第十二項におい

て準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定による

承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項（前条第四項（第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項の規定において準用する場合を含む。）の規定若しくはこの項に

おいて準用する第三項の規定による承認を受けたものをいう。）を実施しているものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとす

## 第二項

合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に

係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している

経営強化計画（第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項（第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）に係る営業若しくは事業

更後のもの又は第十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）に係る営業若しくは事業

認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において

当該経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後において当該経営強化計画に係る営業

合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に

係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している

経営強化計画（第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項（第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）に係る営業若しくは事業

更後のもの又は第十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）に係る営業若しくは事業

第一項	合併、会社の分割
協定銀行が当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつて消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、合併、会社の分割	

8 対象金融機関等でない発行金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用する前条第一項の規定による

官 報 (号 外)

「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。)を含む。次項において同じ。)は、合併等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

9 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

10 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等である株式の発行者となる会社が当該発行金融機関等であること又は当該発行金融機関等に係る対象子会社等を子会社とする他の銀行持株会社等(新たに設立されるものも含む)であること。

二 合併等により当該発行金融機関等(前号に規定する他の銀行持株会社等を含む。)による当該発行金融機関等に係る対象子会社等の經營管理が阻害されないこと。

三 合併等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

四 その他政令で定める要件

10 対象金融機関等でない発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第八項の規定による認可を受けて合併等を行つた場合において、前項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象子会社等は、その実施している経営強化計画(第七項に規定する経営強化計画をいう。)に代えて、主務省令で定めるところにより、当該他の銀行持株会社等と連名で、当該経営強化計画に記載され

た事項(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の經營体制及び經營管理責任に係る部分を除く。)のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 当該他の銀行持株会社等における責任ある

経営体制の確立に関する事項として主務省令

で定めるもの

二 経営強化計画の終期において当該経営強化計画に記載する第四条第一項第二号に掲げる目標が達成されない場合における当該他の銀行持株会社等の經營管理責任の明確化に関する事項(主務省令で定める基準に適合するものに限る。)

三 その他主務省令で定める事項

11 第四条第二項の規定は主務大臣が第三項(第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は主務大臣が第三項の規定による承認をした場合において同項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第六条の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条から第十二条までの規定は当該経営強化計画(この項において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二条第一項の規定による承認を受けたもの)について、前条の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社(当該経営強化計画について、第九条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社について、第十一条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。)について、第十二条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社に

12 第六条の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条から第十二条までの規定は当該経営強化計画(この項において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二条第一項の規定による承認を受けたもの)について、前条の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社(当該経営強化計画について、第九条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社について、第十一条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。)について、第十二条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社に

13 第六条の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条から第十二条までの規定は当該経営強化計画(この項において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二条第一項の規定による承認を受けたもの)について、前条の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社(当該経営強化計画について、第九条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社について、第十一条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。)について、第十二条の規定は当該承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社に

14 第九条第一項 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

			第九条第二項
第十二条第三項		当該金融機関等又は対象子会社	当該対象子会社等
金融機関等又は対象子会社(当該経営強化計画を当該対象子会社と	当該株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等若しくはその対象子会社	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等若しくはその対象子会社	当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)
を	対象子会社等(当該経営強化計画	当該株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等の対象子会社	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等

			前条第三項
等(	経営強化計画を提出した金融機関等	第四条第一項若しくはこの項の規定により提出したもの、第九条第一項(次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項(次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項(次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定若しくは次条第七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けた	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社
社等(	経営強化計画を提出した対象子会社等	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等の対象子会社	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等の対象子会社等

## 第三章

## 金融組織再編成を行う金融機関等

に対する資本の増強に関する特別措置

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み)

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等(当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、株式の引受けを行なうかどうかの決定を認めなければならない)に該当する申込み)

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等(当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、株式の引受けを行なうかどうかの決定を認めなければならない)に該当する申込み)

引受けを行なうかどうかの決定を認めなければならない。

3 前二項に規定する「組織再編成金融機関等」とは、金融組織再編成に係る金融機関等であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

一 金融機関等が金融組織再編成(特定組織再編成、株式移転及び営業の一部を承継させる新設分割を除く)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

二 金融機関等が特定組織再編成を行う場合 前項第二号イからハまでに定める金融機関等(当該特定組織再編成により新たに設立されるものを除く)を子会社とする銀行持株会社等

三 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

四 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

五 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

六 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

七 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

八 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

九 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

十 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

十一 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

十二 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

十三 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

十四 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

十五 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

十六 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

十七 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

十八 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

十九 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

二十 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合号に定めるものとし、営業年度又は事業年度の終了するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

う。金融機関等が金融組織再編成(特定組織再編成及び株式交換を除き、当該金融機関等が組織再編成金融機関等(前項に規定する組織再編成金融機関等をいふ。以下同じ。)に該当するものに限る)を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

一 経営強化計画の実施期間(三年を超えないものであつて、営業年度又は事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)

二 収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の実施期間において達成されるべきものとして主務省令で定める経営の改善の目標

三 金融組織再編成の内容及び実施時期

四 第二号に掲げる目標を達成するための方策

五 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

六 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

七 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

八 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

九 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

十 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

十一 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

十二 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

十三 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

十四 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

十五 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

十六 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

十七 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

十八 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

十九 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

二十 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

二十一 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

二十二 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

二十三 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

二十四 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

二十五 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

二十六 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

二十七 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

二十八 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

二十九 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

三十 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

三十一 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

三十二 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

三十三 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

三十四 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

三十五 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

三十六 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

三十七 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

三十八 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

三十九 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

四十 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

四十一 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

四十二 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

四十三 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

四十四 第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

平成十六年四月二十三日 衆議院会議録第二十七号 金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び同報告書

六九

掲げる事項その他政令で定める事項を記載した

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決

る基準に適合するものに限る。)

二 信用供与の円滑化その他の当該金融機関等(当該金融機関等又は当該金融機関等に

係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等(新たに設立されるものを含む。)の

自己資本の充実のために前条第一項又は第二項の申込みをする場合にあっては、当該

他の金融機関等(新たに設立されるものを含む。)の

として業務を行つてゐる地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定め

るもの

ホ 当該金融機関等が前条第一項の申込みを

するときは、株式等の引受け等を求める額

及びその内容

ヘ 組織再編成銀行持株会社等が前条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀

行持株会社等が株式の引受けを求める額及

びその内容並びに当該株式の引受けを受け

て当該組織再編成銀行持株会社等がその対

象組織再編成子会社(当該組織再編成銀行持株会社等が組織再編成金融機関等の自己

資本の充実のために同項の申込みをする場

合における当該組織再編成金融機関等をい

う。以下この章において同じ。)に対して行

う株式等の引受け等の額、内容及び実施時

期

六 その他政令で定める事項

2 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前

条第一項又は第二項の申込みをする場合には、次に掲げる金融機関等は、主務省令で定めると

ころにより、機構を通じて、前項第一号から第四号まで及び第五号(口から二までを除く。)に

該経営強化計画を連名で提出した組織再編

成銀行持株会社等を含む。)が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水

産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規

定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

八 経営強化計画を提出した金融機関等が基

準適合金融機関等でないときは、当該経営

強化計画に係る金融組織再編成が基準適合

金融機関等を他の当事者とするものである

こと。

3 金融組織再編成(特定組織再編成を除く。)を

再編成により完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために前条第一項の申

込みをするもの

ホ 当該金融機関等が前条第一項第二項の申込みをする場合に

の規定により経営強化計画を提出しているとき

は、同項に規定する経営強化計画に代えて、前項に規定する経営強化計画を提出することがで

きる。この場合において、当該金融機関等に係

る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申

込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

四 経営強化計画を提出した金融機関等(当該

組織再編成銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。)が基本計画提出金融機関等(前条第一項の規定により同項に規定する経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章

において同じ。)であつて、当該金融機関等又

は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された前条第一項第

六 経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成(主務省令で定めるものに限

る。)でないときは、当該経営強化計画を提出した金融機関等の経営基盤の安定のため

に必要な措置として政令で定めるものが講

じられていること。

ハ 経営強化計画を提出した金融機関等が第

十五条第一項の申込みをしたときは、当該

他当該方策が当該地域における経済の活

性化のために適切なものであること。

二 信用供与の円滑化その他の当該金融機関等に

係る組織再編成銀行持株会社等が前

条第一項又は第二項の申込みをする場合には、

次に掲げる金融機関等は、主務省令で定めると

ころにより、機構を通じて、前項第一号から第四号まで及び第五号(口から二までを除く。)に

めに必要な範囲であること。

ト 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けたとき、当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに照らし経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

五 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等であつて、当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしなかつたときは、次のいずれにも適合するものであること。

六 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等であることを、当該金融機関等が業務を行つている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

七 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等でないときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画の実施により当該経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。)又はその子会社等が業務を行つている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等であることを、当該金融機関等が業務を行つてている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

六 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等でないときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画の実施により当該経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等でないことを、当該金融機関等を含む。又はその子会社等が業務を行つている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

の円滑が阻害されないこと。

口 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等であること。

ハ 経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画に係る金融の円滑が阻害されないこと。

二 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

(1) 当該組織再編成銀行持株会社等がその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等のこと。

(2) 当該申込みに係る株式の引受けを受けた当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであつて、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに照らし経営強化計画の実施のために必要な範囲を超えないこと。

3 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをした場合において、第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより当該組織再編成銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行つたときは、当該組織再編成銀行持株会社等は、当該決定に係る経営強化計画に従い、その対象組織再編成子会社に対して株式等の引受けを行わなければならない。

4 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合には、前条第一項から第三項までの規定により当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等について、認定経営基盤強化計画(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号)以下この項及び第十九条第四項において「組織再編成促進特別措置法」という。)第七条に規定する認定経営基盤強化計画をいう。第十九条第四項において同じく、第十九条第四項において同様に係る組織再編成促進特別措置法第三条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第四十二条の規定(これらに係る組織再編成促進特別措置法第三条の規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

第十条第一項 項	
金融機関等(以下この項)	認定経営基盤強化計画
金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二号。以下「金融機能強化法」という。)第一条第一項に規定する金融機関等(以下この項)	他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合され
金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決

## 官 報 (号 外)

	第十二条第一項 認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決 定に係る経営強化計画
	第七条 第十二条第四項 認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第八項において準用す る金融機能強化法第六条
	第七条 第十二条第六項及び 第十三条第一項 認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決 定に係る経営強化計画
	第七条 第十三条第四項 認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第八項において準用す る金融機能強化法第六条
	第七条 第十三条第六項 認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決 定に係る経営強化計画
5	第七条 第十四条第一項及 び第五項 認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決 定に係る経営強化計画
6	第七条 第十二条第一項及 び第五項 認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決 定に係る経営強化計画
7	第七条 第十二条第一項及 び第五項 認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決 定に係る経営強化計画

合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が営業の一部を承継させる新設分割であるときは、当該金融組織再編成により新たに設立された金融機関等(当該決定を受け等を行うものに限る。)は、主務省令で定めるところにより、当該新たに設立された金融機関等に営業の一部を承継させた金融機関等が前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該新たに設立された金融機関等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

8 第五条第四項から第六項までの規定は第一項の規定による決定について、第六条の規定は主務大臣が当該決定をした場合における前条第一項から第三項までの規定により提出を受けた経営強化計画又は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第八条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等が優先出資を発行する場合について、それぞれ準用する。

(二)又はその子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは「当該金融機関等又はその子会社等」と読み替えるものとする。

(農林中央金庫等に係る金融組織再編成の特例)

第十八条 農林中央金庫が行う金融組織再編成に関する第一条第六項並びに第十六条第一項及び第六号中「に限る。」とあるのは「並びに農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百八十八号)第二十四条第二項の規定に基づき同法第二条第一項に規定する特定農水産業協同組合等(同条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会を除く。以下この号において「特定農水産業協同組合等」という。)から同条第二項第一号、第二号及び第四号に規定する信用事業の全部又は一部を譲り受ける場合(第十六条第一項及び第二項において「農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から事業を譲り受ける場合」という。)に限る。」と、第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から事業を譲り受ける場合にあっては当該農林中央金庫を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成(農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から事業を譲り受ける場合に限る。)の当事者である農林中央金庫」とする。

2 農業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する第二条第六項並びに第十六条第一項及び第二項の規定の適用については、第二条第六項

合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が株式移転であるときは、当

主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が新たに金融機関等を設立する特定組織再編成であるときは、当該経営強化計画は、当該金融組織再編成の後においては、当該新たに設立された金融機関等が提出したもののみにして、この法律を適用する。

6 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が株式移転であるときは、当

該金融組織再編成により完全親会社となつた銀行持株会社等(当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行うものに限る。)は、主務省令で定めるところにより、当該銀行持株会社等の子会社が前条第二項の規定に依り提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該銀行持株会社等に係る部分を記載した

官 報 (号 外)

第六号中「に限る。」とあるのは「並びに農業協同組合連合会が農業協同組合法第五十条の二第二項の規定に基づき農業協同組合から同法第十一条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から受ける場合に限り受ける。」とあるのは「並びに農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受けた場合（第十六条第一項及び第二項において「農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受けた場合」という。）に限る。」と、第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受けた場合にあつては当該農業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成（農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である農業協同組合連合会」とする。

(第十六条第一項及び第二項において「漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合」という。)に限る。」と、第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該漁業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成(漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。)の当事者である漁業協同組合連合会」とする。

4 水産加工業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する第二条第六項並びに第十六条第一項及び第二項の規定の適用については、第二条第六項第六号中「に限る。」とあるのは「並びに水産加工業協同組合連合会が水産業協同組合法第一百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十二条第一項第三号及び第四号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法第一百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合(第十六条第一項及び第二項において「水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合」とい

う。)に限る。)と、第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該水産加工業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成(水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。)の当事者である水産加工業協同組合連合会」とする。

(金融組織再編成に係る経営強化計画の変更)

第十九条 主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第五項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画を提出した金融機関等(以下この章において「計画提出金融機関等」という。)は、当該経営強化計画(この項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下第二十二条までにおいて単に「経営強化計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、変更前の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 前項の規定による経営強化計画の変更が第十六条第一項第五号ホ又はヘに掲げる事項の変更

に係るものであるときは、当該計画提出金融機関等は、機構を通じて、変更後の経営強化計画の承認を求めなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けたときは、第一号から第三号まで、第四号イからホまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ<sup>(2)</sup>を除く。)並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた後における経営強化計画の変更ではある場合にあつては、第四号口からホまで、第五号口並びに第六号口及び二(1)に掲げる要件を除く。)のすべてに該当する場合に限り、第一項の規定による承認をするものとする。ただし、経営強化計画の変更が第十六条第一項第五号ホ又はヘに掲げる事項の変更に係るものであるときは、第一号から第九号までに掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、財務大臣の同意を得て、第一項の規定による承認を行うことができる。

一 変更後の経営強化計画に記載された第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 変更後の経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 変更後の経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

四 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基本計画提出金融機関等(第七条第七項(第五項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画第十六条

第一項に規定する経営強化計画に係るものに限る。)を提出した金融機関等を含む。以下この章において同じ。)であつて、当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項若しくは第二項の申込みをしたもの又は第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 変更後の経営強化計画に記載された第十一条第五号ニに掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等(当該変更後の経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を含む。)が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保險法第一条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

ハ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該変更後の経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

ト 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社等の見込みに照らし変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

イ 変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等(当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。)又はその子会社等が業務を行つている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等を他の当事者とするものであること。

二 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等でないとき(当該変更後の経営強化計画に係る金

融組織再編成が特定組織再編成でない場合に限る。)又は当該計画提出金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該計画提出金融機関等の存続又は金融組織再編成が当該計画提出金融機関等が主として業務を行つてゐる地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

ホ 変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成(主務省令で定めるものに限る。)でないときは、当該変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置として政令で定めるものが講じられていること。

イ 変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等(当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。)又はその子会社等が業務を行つている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等であることは。

ト 組織再編成銀行持株会社等がその二項の申込みをしたときは、次の一いずれにも適合すること。

イ 変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等(当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。)又はその子会社等が業務を行つている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、次のいずれにも適合するものであること。

ト 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社等の見込みに照らし変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

イ 変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等(当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。)又はその子会社等が業務を行つている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等であるであること。

## 五 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基本計画提出金融機関等であつて、当該計画提出金融機関等及び当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十五条第一項又は第二項の申込みをしなかつたものであり、かつ、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものでないときは、次のいずれにも適合するものであること。

一 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

- (1) 当該組織再編成銀行持株会社等がその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。
- (2) 当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の見込みに照らし変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

二 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

三 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

四 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

五 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

六 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

八 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

九 予見し難い経済情勢の変化その他経営強化のための特別措置に関する法律案及び同報告書

計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

4 主務大臣が第一項の規定による承認をした場合には、当該承認を受けた計画提出金融機関等について、認定経営基盤強化計画に係る組織再編成促進特別措置法第六条の認定を受けたもの

とみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第四十二条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項 項	金融機関等(以下この項) 認定経営基盤強化計画	金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第号。以下「金融機能強化法」という。)第二条第一項に規定する金融機関等(以下この項) 金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
第十二条第一項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
第十二条第四項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条
第十二条第六項及び 第十三条第一項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
第十三条第四項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条
第四十二条第一項及 び第五項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画

第五条第六項	第六条	第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等	第十五条第一項の申込みをした計画提出金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等
第十七条第六項	当該金融機関等の	当該計画提出金融機関等又はその子会社等の	前条第二項の規定により提出した経営強化計画(第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの)
第十七条第七項	前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画	前条第二項の規定により提出した経営強化計画(第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。)	前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画(第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。)
第七条	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第六条	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条

(金融組織再編成に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等)

第二十条 計画提出金融機関等(経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等(当該株式等が株式である場合にあつては当該株式等が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)、同項の規定による決定を受け協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等の完全親会社となつた会社から協定銀行が割当てを受けた株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。)その他の政令で定める株式等をい。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(同

の実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等(当該株式等が株式である場合にあつては当該株式等が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)、同項の規定による決定を受け協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等の完全親会社となつた会社から協定銀行が割当てを受けた株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。)その他の政令で定める株式等をい。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(同

項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

第六条の規定は、主務大臣が前項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けた場合に於ける当該報告について準用する。こ

の場合は、同条中「金融機関等(当該経

営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び強化計画を連名で提出した銀行持株会社等をその子会社等を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「計画提出金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び強化計画を連名で提出した銀行持株会社等をその子会社等を含む。以下この条において同じ。)」又はその子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等の」と読み替えるものとする。

第二十一条 主務大臣は、協定銀行が第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、同項の規定による決

定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要な限度において、当該経営強化計画を連名で提出した計画提出金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀

いないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

第二十二条 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(金融組織再編成に係る経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

提出金融機関等(当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものである場合に限る。)は、その実施している経営強化計画(第十六条第一項若しくは第十七条第七項(第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出したもの、第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間が、協定銀行が当該計画提出金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、第十六条第一項第一号、第二号、第四号並びに第五号イ及びニに掲げる事項(当該経営強化計画に同号口に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該事項を含む。)その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、実施期間が終了した経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された第十六条第一項目標が達成されると見込まれること。  
二 経営強化計画の実施により前号に規定する他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

三 経営強化計画に記載された第十六条第一項第五号ニに掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることそのために適切なものであること。

四 基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等(当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受け協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものである場合に限る。)は、その実施している経営強化計画(第十六条第一項若しくは第三項若しくは第十七条第六項若しくは第七項(これららの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出したも

の又は第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。)の実施期間が、協定銀行が当該計画提出金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、同項の規定による決

定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要な限度において、当該経営強化計画を連名で提出した計画提出金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀

料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されて

しきは返済を受けるまでの間に終了する場合は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等が當該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

一 経営計画の期間(三年を超えないものに限る。)

## 二 経営計画の期間中の収益見通し

### 三 前号の見通しを達成するための方策

#### 四 責任ある経営体制(経営計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。)の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

#### 五 その他主務省令で定める事項

4 第六条の規定は主務大臣が第一項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前項の規定により提出を受けた経営計画について、第十二条第三項及び第四項並びに第十六条第五項の規定は主務大臣が第一項の規定により提出を受けた経営計画について、前二条の規定の規定により提出された経営計画について、それぞれ準用する。この場合において、第六条中「金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「計画提出金融機関等(当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。)又はその子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と、第十二条第三項中「金融機関等又は対象子会社(当該経営強化

計画を当該対象子会社」とあるのは「計画提出金融機関等(当該経営強化計画を」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十二条第一項」と読み替えるものとする。

第二十三条 第十七条第一項の規定による決定を受け等を行つた組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等(この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。)であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの

(以下この条及び次条において「発行組織再編成金融機関等」という。)は、株式交換(当該発行組織再編成金融機関等が完全子会社となるものに限る。)又は株式移転(以下この条において「株式交換等」という。)を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

一 株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の完全親会社となる会社が銀行持株会社等新たに設立されるものを含む。)であること。

3 発行組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行つたときは、当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等(次条第六項に規定する承継組織再編成子会社を含む。次項において同じ。)であつて、経営強化計画(第十六条第一項から第三項まで、第十七条第六項若しくは第七項これららの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)若しくはこの項の規定により提出出したものの、第十九条第一項(第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項(第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定若しくは次条第六項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたものをいう。)を実施しているものは、当該経営計画に代えて、主務省令で定めることにより、当該株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の完全親会社となつた会社と連名で、当該経営計画に記載された事項(当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。)のほか、当該会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるものその他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

4 発行組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行つたときは、当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等(次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定、この項の規定又は次条第六項において準用する同条第五項の規定により提出したもの(以下この項において「準用する場合を含む。」とある場合は「当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等と連名で提出する場合を含む。」)を実施しているものは、当該経営計画に代えて、主務省令で定めることにより、当該株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の完全親会社となつた会社と連名で、当該経営計画に記載された事項(当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。)のほか、当該会社における責任ある絏営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるものその他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

5 第六条の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条



協定銀行が当該計画提出金融機関等  
係る第十七条第一項の規定による  
決定を受けて協定の定めにより  
株式等の引受け等を行つた組  
合組織再編成金融機関等  
は

基本計画提出金融機関等でない計画提  
出金融機関等(当該計画提出金融機  
関等又は当該計画提出金融機  
関等に係る  
組織再編成銀行持株会社等が、第十七  
条第一項の規定による決定を受けて協  
定銀行が協定の定めにより株式等の引  
受け等を行つたものである場合に限  
る。)は

(組織再編成金融機関等の合併等の認可等)

第二十四条 第十七条第一項の規定による決定を  
受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引  
受け等を行つた組織再編成金融機関等(この項  
の規定による認可を受けた場合における次項第  
一号に規定する承継組織再編成金融機  
関等を含む。)であつて協定銀行が現に保有する取  
得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は  
債務者となる法人が当該対象組織再編成金融  
機関等であること又は当該対象組織再編成金融  
機関等が実施している経営強化計画(第十  
六条第一項から第三項まで若しくは第十七条  
第六項若しくは第七項(これらの規定を第十  
九条第五項において準用する場合を含む。)の  
規定により提出したもの、第十九条第一項  
(第十一項において準用する場合を含む。)の

2	主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該當する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。
1	合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象組織再編成金融機関等であること又は当該対象組織再編成金融機関等が実施している経営強化計画(第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出したもの、第十九条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)の
3	前項第一号に規定する経営強化計画を実施している対象組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行つた場合において、当該合併等に係る承継組織再編成金融機 関等があるときは、当該承継組織再編成金融機 関等は、主務省令で定めるところにより、第十 六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号
4	経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されていないときは、当該 経営強化計画の実施により当該承継組織再編 成金融機関等又はその子会社等が業務を行つ ている地域における金融の円滑が阻害されな いこと。
5	経営強化計画が円滑かつ確実に実施される と見込まれること。

前条第三項	協定銀行が当該経営強化計画に 係る第十七条第一項の規定によ る決定を受けて協定の定めによ り株式等の引受け等を行つた組 合組織再編成金融機関等
協定銀行が当該計画提出金融機 関等	第二十三条第三項又は第四項の 規定により経営強化計画(第十 六条第一項第五号ニに掲げる方 策を記載したものを除く。)又は 経営計画を提出した計画提出金 融機関等は 融機関等は

規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。)若しくは経営計画(第十二条第三項(第十一項において準用する場合を含む。)又は第五項の規定により提出されたもの)に係る営業若しくは事業(以下この項において「計画関連業務」という。)の全部を承継する他の金融機関等(新たに設立されるものを含む。以下この条において「承  
継組織再編成金融機関等」という。)であるこ  
と。

二 当該対象組織再編成金融機関等が前号に規定する経営強化計画を実施しているときは、合併等により当該対象組織再編成金融機関等(承継組織再編成金融機関等を含む。)の経営の強化に支障が生じないこと。

三 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確  
実であること。

四 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

四 経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されていないときは、当該  
経営強化計画の実施により当該承継組織再編  
成金融機関等又はその子会社等が業務を行つ  
ている地域における経済の活性化のために適切なものであること。

五 経営強化計画が円滑かつ確実に実施される  
と見込まれること。

四 経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されていないときは、当該  
経営強化計画の実施により当該承継組織再編  
成金融機関等又はその子会社等が業務を行つ  
ている地域における経済の活性化のために適切なものであること。

五 経営強化計画が円滑かつ確実に実施される  
と見込まれること。

四 第二項第一号に規定する経営計画を実施して  
いる対象組織再編成金融機関等が第一項の規定  
による認可を受けて合併等を行つた場合にお  
いて、当該合併等に係る承継組織再編成金融機  
関等があるときは、当該承継組織再編成金融機  
関等は、主務省令で定めるところにより、第十  
六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号

等は、主務省令で定めるところにより、第二十

二条第三項第一号から第四号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

6 前各項の規定は、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った組織再編成銀行持株会社等の対象組織再編成子会社又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った組織再編成金融機関等（承継組織再編成金融機関等を含む。）であつて当該組織再編成金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象組織再編成金融機関等でなくなつたもの（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等（以下この条において「承継組織再編成子会社」という。）を含む。以下この条において「対象組織再編成子会社等」という。）のうち、経営強化計画（第六条第一項から第三項まで、第十七条第六項若しくは第七項（これららの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）、前条第三項において準用する場合を含む。）の規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）、前条第三項

（第十二項において準用する場合を含む。）若し

くは第九項の規定により提出したもの、第十九

条第一項（前条第五項（第十二項において準用す

る場合を含む。）、第十一項及び第十二項におい

て準用する場合を含む。）の規定による承認を受

けた変更後のもの又は第二十二条第一項（前条

第五項（第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項において準用する

場合を含む。）の規定若しくはこの項において準

用する第三項の規定による承認を受けたものを

いう。）又は経営計画（第二十二条第三項（前条第

五項（第十二項において準用する場合を含む。）の規定（第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項において準用する

場合を含む。）の規定、前条第四項（第十二項に

おいて準用する場合を含む。）の規定、この項に

おいて準用する前項の規定又は第十項の規定に

より提出したもの）を実施しているもの

について準用する。この場合において、次の表

の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句

は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替え

るものとする。

第二項

合併等の後において協定銀行が保有す

る取得株式等又は取得貸付債権に係る

発行者又は債務者となる法人が当該対

象組織再編成金融機関等であること又

は当該対象組織再編成金融機関等が実

施している経営強化計画（第十六条第

一項から第三項まで若しくは第十七条

第六項若しくは第七項（これらの規定

を第十九条第五項において準用する場

合を含む。）の規定により提出したも

の、第十九条第一項（第十一項において準用す

る場合を含む。）若しくは次項の規定によ

る承認を受けたものをいう。）若しくは

第二条第一項（第十一項において準用す

る場合を含む。）若しくは次項の規定によ

る承認を受けたものをいう。）若しくは

第二条第一項（第十一項において準用す

る場合を含む。）若しくは次項の規定によ

る承認を受けたものをいう。）であること

第五項の規定により提出したもの）をい

う。）に係る営業若しくは事業

以下この条において「承継組織再編成

金融機関等」という。）であること

当該経営強化計画又は経営計画を

連名で提出した銀行持株会社等

が、当該金融機関等又は合併等の

後ににおいて当該経営強化計画若し

くは経営計画に係る営業

第一項	合併等	第二項
前項	第四項	第三項
承継組織再編成金融機関等	承継組織再編成金融機関等を含む	合併等の後において協定銀行が保有す
第二項第一号に規定する	前項第一号に規定する	る取得株式等又は取得貸付債権に係る
承継組織再編成金融機関等	承継組織再編成金融機関等	発行者又は債務者となる法人が当該対
承継組織再編成金融機関等	当該経営強化計画を連名で提出し	象組織再編成金融機関等であること又
承継組織再編成子会社	承継組織再編成子会社	は当該対象組織再編成金融機関等が実
承継組織再編成子会社	第六項に規定する	施している経営強化計画（第十六条第

(外) 報官

第二十二条第三項第一号から第四号までに掲げる事項  
第三項第一号から第四号までに掲げる事項

7 対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成金融機関等(この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用する前条第一項の規定による認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの(以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。)を含む。次項において同臣の認可を受けなければならない。

8 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

一 合併等の後ににおいて協定銀行が保有する取得株式等である株式の発行者となる会社が当該発行組織再編成金融機関等であることを又は当該発行組織再編成子会社等の経営管理が阻

害されないこと。  
三 合併等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

四 その他政令で定める要件

9 対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第七項の規定による認可を受けて合併を行つた場合において、第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象組織再編成子会社等を行つた場合において、前項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等と連名で、当該経営計画に記載された事項(当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。)のほか、当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもののその他の主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

10 対象組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第七項の規定による認可を受けて合併を行つた場合において、第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等と連名で、当該経営計画に記載された事項(当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。)のほか、当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるものその他の主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

11 第六条の規定は主務大臣が第三項(第六項に

強化計画の終期において当該経営強化計画に記載する同項第二号に掲げる目標が達成されない場合における当該他の銀行持株会社等の経営管理責任の明確化に関する事項(主務省令で定める基準に適合するものに限る。)の規定により提出を受けた経営計画について、第十四条第五項及び第六項並びに第十六条第三項の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた場合について、第十九条第一項、第三項(ただし書を除く。)及び第五項の規定は第三項の規定による承認を受けた場合における同項の規定により経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社について、第二十条及び第二十一条の規定は承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社(当該経営計画又は経営計画を該当承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。)について、第二十二条の規定は承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定による承認をした場合における第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第五項第六項において準用する場合を含む。の規定により提出を受けた経営計画について、第十四条第五項及び第六項並びに第十六条第三項の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた場合について、第十九条第一項、第三項(ただし書を除く。)及び第五項の規定は第三項の規定による承認を受けた場合における同項の規定により経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社について、第二十条及び第二十一条の規定は承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社(当該経営計画又は経営計画を該当承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。)について、第二十二条の規定は承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第六条

金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)  
一 合併等により当該発行組織再編成金融機関等(前号に規定する他の銀行持株会社等を含む。)による当該発行組織再編成金融機関等に係る対象組織再編成子会社等の経営管理が阻

第十四条第五項	当該金融機関等の 承継金融機関等	当該承継組織再編成金融機関等又は若しくは承継組織再編成子会社等の 又はこれらの子会社等の 承継組織再編成金融機関等又は若しくは承継組織再編成子会社等の 又はこれらの子会社等の	当該承継組織再編成金融機関等 又はこれらの子会社等の 承継組織再編成金融機関等又は若しくは承継組織再編成子会社等の 又はこれらの子会社等の	当該承継組織再編成金融機関等若しくは承継組織再編成子会社又はこれらの子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。
第十四条第六項	第一項	第二十四条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)	第二十二条第一項	第二十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に於ける方策を記載したるものに限る。)を提出した
第十九条第三項	、第四号イからホまで、第五号、第六号イ、ロ及び二(2)を除く。並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロからホまで、第五号ロ並びに第六号ロ及び二(1)に掲げる要件を除く。)	及び第七号から第九号までに掲げる要件	基本計画提出金融機関等である	第二十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に於ける方策を記載したるものに限る。)を提出した
七	この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。	七 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。	第十六条第一項若しくは第十七条第七項第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出したものの第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの	第二十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定若しくは同条第十一項において準用する第二十二条第一項の規定による承認を受けたものの又は第二十四条第十一項において準用する第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの
八	変更後の経営強化計画を提出した	協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等
	計画提出金融機関等により適切に資産の査定がされていること。	基本計画提出金融機関等でない	第二十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)又は同条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画(同条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたものに限り、第十六条第一項第五号ニに掲げる方策を記載したもの)を除く。又は経営計画を提出した	第二十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたものに限り、第十六条第一項第五号ニに掲げる方策を記載したもの)を除く。又は経営計画を提出した

第六条の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項(ただし書を除く。)及び第五項の規定は当該経営強化計画(この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けたもの又はこの項において準用する第二十二条第一項の規定による承認を受けたものと同一のもの)について、第十二条第一項の規定による承認を受けたものと同一のもの)について、第二十条から第二十二条までの規定は当該経営強化計画(第十六条第一項若しくは第七項(これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出したもの又は第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。)

第六条の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項(ただし書を除く。)及び第五項の規定は当該経営強化計画(この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けたもの又はこの項において準用する第二十二条第一項の規定による承認を受けたものと同一のもの)について、第十二条第一項の規定による承認を受けたものと同一のもの)について、第二十条から第二十二条までの規定は当該経営強化計画(第十六条第一項若しくは第七項(これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出したもの又は第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。)

協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画等に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画等に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等
当該経営強化計画	当該経営強化計画等	当該経営強化計画	当該経営強化計画等

第六条	第十九条第一項	当該金融機関等の	対象組織再編成子会社等の
金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)	主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第五項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画を提出した金融機関等(以下この章において「計画提出金融機関等」という。)	当該対象組織再編成子会社等又はその子会社等の	対象組織再編成子会社等(当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。)又はその子会社等の
第十九条第三項	第四号イからホまで、第五号、第六号イ、ロ及び二(2)を除く。)並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロからホまで、第五号ロ並びに第六号ロ及び二(1)に掲げる要件を除く。)	及び第七号から第九号までに掲げる要件	対象組織再編成子会社等(当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。)又はその子会社等の
七	この項の規定による承認を受けた協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権について、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。	六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。	

前条第三項	第二十二条第四項	第二十二条第三項	第二十二条第一項	第二十二条第一項
規定する承継組織再編成子会社を含む。次項において同じ。)	計画提出金融機関等 規定する承継組織再編成子会社を含む。次項において同じ。)	協定銀行が当該計画提出金融機関等 計画提出金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画等に 係る第十七条第一項の規定による 決定を受けて協定の定めにより株 式等の引受け等を行った組織再編 成金融機関等	二十四条第九項の規定により提出 したものの、同条第十二項において 準用する第十九条第一項の規定に よる承認を受けた変更後のもの又 は第二十四条第十二項において準 用する第二十二条第一項の規定に よる承認を受けたものをいう。)又 は経営計画第二十四条第十項の 規定又は同条第十二項において準 用する第二十二条第三項の規定に より提出したもの(以下この項にお いて同じ。)
第十六条第一項から第三項まで、第 十七条第六項若しくは第七項(これら の規定を第十九条第五項において準 用する場合を含む。)若しくはこの 項の規定により提出したもの、第十 九条第一項(第五項及び次条第十一 項において準用する場合を含む。)の	第二十四条第三項(同条第六項に おいて準用する場合を含む。)の規 定若しくは同条第十一項若しくは 同条第十二項(同項において準 用する第二十三条第五項を含む。)に おいて準用する第二十二条第一項 の規定による承認を受けたもの、	対象組織再編成子会社等	当該経営強化計画等	二十四条第九項の規定により提出 したものの、同条第十二項において 準用する第十九条第一項の規定に よる承認を受けた変更後のもの又 は第二十四条第十二項において準 用する第二十二条第一項の規定に よる承認を受けたものをいう。)又 は経営計画第二十四条第十項の 規定又は同条第十二項において準 用する第二十二条第三項の規定に より提出したもの(以下この項にお いて同じ。)

		規定による承認を受けた変更後のも の又は前条第一項(第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定若しくは次条第六項において準用する同条第三項の規定によ る承認を受けたもの	
		第二十四条第九項の規定若しくは 同条第十二項において準用する第 二十三条第三項の規定により提出 したもの又は第二十四条第十一項 若しくは同条第十二項(同項にお いて準用する第二十三条第五項を 含む。)において準用する第十九条 第一項の規定による承認を受けた もの	
		若しくは同条第十二項(同項にお いて準用する第二十三条第五項を 含む。)において準用する第十九条 第一項の規定による承認を受けた もの	
		第三項の規定若しくは同条第十一項 第二十四条第五項(同条第六項に おいて準用する場合を含む。)の規 定、この項の規定又は次条第六項に おいて準用する同条第五項の規定に より提出したものの	
		第三項の規定若しくは同条第六項 第二十四条第五項(同条第六項に おいて準用する場合を含む。)の規 定、この項の規定又は次条第六項に おいて準用する同条第五項の規定に より提出したものの	
第四章 協同組織中央金融機関による協同 組織金融機関に対する資本の増強 に関する特別措置 (協同組織中央金融機関の業務の特例等) 第二十五条 協同組織中央金融機関は、協同組織 金融機関(当該協同組織中央金融機関の会員で		あるものに限る。以下この章において同じ。)か ら当該協同組織金融機関(金融組織再編成(協同 組織金融機関を当事者とするものに限る。以下 この章において同じ。)を行う協同組織金融機関 である場合にあつては、当該協同組織金融機関 に係る組織再編成金融機関等である協同組織金	
		融機関。以下この章において「対象協同組織金 融機関」という。)が発行する優先出資の引受け 又は対象協同組織金融機関に対する劣後特約付 金消費貸借による貸付けに係る申込みを受けた場合において、機構に対し当該引受け又は貸 付けに係る信託受益権等(取得優先出資等(協同 組織中央金融機関が引き受けた優先出資若しく は当該優先出資について分割された優先出資又 は協同組織中央金融機関が取得した貸付債権を いう。以下この章において同じ。)のみを信託す る信託の受益権又は資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号)第二条第五項に規定す る優先出資若しくは同条第七項に規定する特定 社債(取得優先出資等又は取得優先出資等を信 託する信託の受益権のみを取得する同条第一項 に規定する特定資産として定める同条第四項に 規定する資産流動化計画に従い発行されるもの に限る。)であつて政令で定めるものをいう。以 下この章及び次章において同じ。)の買取りに係 る申込みをしようとするときは、当該引受け又 は貸付けに係る申込みをした協同組織金融機関 (金融組織再編成を行つ協同組織金融機関であ る場合にあつては、当該金融組織再編成の当事 者である他の協同組織金融機関を含む。)に対 し、経営強化計画の提出を求めなければならない。	
		2 前項の経営強化計画は、次の各号に掲げる協 同組織金融機関の区分に応じ当該各号に定める 事項のほか、当該協同組織金融機関が同項に規 定する引受け又は貸付けに係る申込みをする場 合には当該引受け又は貸付けを求める額及びそ の内容(当該協同組織金融機関が基準適合金融	
		機関等でない場合にあつては、当該引受け又は 貸付けを求める額及びその内容並びに当該引受 け又は貸付けが行われる場合における経営責任 の明確化に関する事項)を含むものでなければ ならない。	
		一 協同組織金融機関(次号に掲げるものを除 く。) 第四条第一項第一号から第五号まで及 び第七号に掲げる事項その他政令で定める事 項	
		二 金融組織再編成を行う協同組織金融機関 第十六条第一項第一号から第四号までに掲げ る事項(当該協同組織金融機関が前項に規定 する引受け又は貸付けに係る申込みをする場 合にあつては、当該申込みに係る対象協同組 織金融機関に係る同条第一項第五号イ、ロ及 び二に掲げる事項を含む。)その他政令で定め る事項	
		3 協同組織中央金融機関は、金融組織再編成 (特定組織再編成を除く。)を行う協同組織金融 機関から第一項に規定する引受け又は貸付けに 係る申込みを受けた場合において、当該金融組 織再編成の他の当事者が前項第二号に定める事 項を記載した経営強化計画を提出しているとき は、当該申込みをした協同組織金融機関に対 し、当該事項を記載した経営強化計画に代え て、第十六条第一項第一号から第四号まで及び 第五号イに掲げる事項、当該引受け又は貸付け を求める額及びその内容その他政令で定める事 項を含む経営強化計画の提出を求めることがで きる。	
		4 協同組織金融機関が行う金融組織再編成が特 定組織再編成であるときは、協同組織金融機関	

が第一項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行わなければならない。

(信託受益権等の買取りの申込み等)  
機構は、協同組織中央金融機関から

平成二十年三月三十一日までに対象協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取りの申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関と連名で、当該申込みに係る信託受益権等の買取りを行うかどうかの決定を求める

(経営強化計画等)

第二十七条 協同組織中央金融機関が前条の申込みをする場合には、当該申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該対象協

同組織金融機関が第二十五条第一項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合には、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金

融機関を含む。以下この項において同じ)は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、当該対象協同組織金融機関が同条第一項の規定により提出した経営強化計画(当該対象協同組織金融機関が同項の規定により提出された

経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関であるときは、次のようにも適合するものである。  
2 協同組織中央金融機関が前条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次

に掲げる事項を記載した経営強化指導計画(対象協同組織金融機関の経営強化計画の実施についての指導に関する計画をいう。以下この章において同じ)を主務大臣に提出しなければならない。

一 当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関が前項の規定により提出する経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が次条第一項の規定による決定を受けて行う経営指導の内容

二 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容

三 その他政令で定める事項

(信託受益権等の買取りの決定)

第二十八条 主務大臣は、前条第一項及び第二項の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のす

べてに該当する場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行なうべき旨の

決定をするものとする。

一 経営強化計画を提出した協同組織金融機

関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に

係る取得優先出資等について第二十五条第一

項の規定により同条第二項第二号に定める事

項を記載した経営強化計画を提出したもので

あるとき又は当該取得優先出資等について同

条第一項の規定により提出された経営強化計

画に係る特定組織再編成により新たに設立さ

れた協同組織金融機関であるときは、次のい

ずれにも適合するものであること。

化計画の実施のために必要な範囲であること。  
が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に

係る取得優先出資等について第二十五条第一

項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときには、次のいずれにも適合するものであるこ

と。  
三 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に

係る取得優先出資等について第二十五条第一

項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときには、次のいずれにも適合するものであるこ

と。

イ 経営強化計画に記載された第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された第十六条第一

項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

口 経営強化計画の実施によりイに規定する目標が達成されると見込まれること。

口 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ハ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ハ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

二 第十七条第一項第六号イ及び口に掲げる要件に該当すること。

本 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得

が当該協同組織金融機関の金融組織再編成

の実施のために必要な範囲を超えないこ

と。

四 前条第二項の規定により提出された経営強化指導計画が次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化指導計画の実施が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る対象協同

組織金融機関から前条第一項の規定により

提出された経営強化計画の実施に資するも

のであること。

五号イ及び口に掲げる要件に該当すること。

二 経営強化計画を提出した協同組織金融機関

が当該信託受益権等に係る対象協同組織

官報 (号外)

□ 経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施

されると見込まれること。

五 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は消却若しくは償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

前項の規定による決定を受けた協同組織中央金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取

得する信託受益権等の全部につきその処分をし、又は消却若しくは償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る対象協同組織中央金融機関

が前条第一項の規定により提出した経営強化計画(第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第三十三条第一項の規定により提出したもの)を実施するために必要な指導を行うことができる。

3 第五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第六項中「第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは、「第二十六条の申込みをした協同組織中央金融機関」と読み替えるものとする。

(経営強化計画等の公表)

第二十九条 主務大臣は、前条第一項の規定による決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、第二十七条第一項及び第二項の規定により提出を受けた経営強化計画及び経営強化指導計画を公表するものとする。ただし、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関が業

務を行つている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該協同組織金融機関又は協同組

織中央金融機関の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

(経営強化計画等の変更)

第二十条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行つた場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関(以下この章において「計画提出協

同組織金融機関」という。)は、当該経営強化計画(この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下第三十二条までにおいて単に「経営強化計画」という。)の変更(主務省令で定

めの軽微な変更を除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならぬい。

2 主務大臣は、前項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 変更後の経営強化計画に記載された第四条第一項第一号又は第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 変更後の経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 変更後の経営強化計画に第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

三 変更後の経営強化計画に第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 変更後の経営強化計画に第四条第一項第七号及び第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出協同組織金融機関が業務を行つている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

五 変更後の経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

六 予見し難い経済情勢の変化その他経営強化計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

3 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る協同組織中央金融機関は、第二十七条第二項の規定により提出した経営強化指導計画(この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下第三十二条までにおいて単に「経営強化指導計画」という。)の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。

4 第二十九条の規定は、主務大臣が前項の規定により経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画又は経営強化指導計画に係る同項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は消却若しくは償還を受けた場合は、この限りでない。

5 前条の規定は、主務大臣が第一項又は第三項の規定による承認をした場合におけるこれらの規定により提出を受けた変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画について準用する。

三 経営強化計画の変更その他の経営強化指導計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

二 変更後の経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

更後の経営強化指導計画に係る経営強化計画の実施に資するものであること。

二 変更後の経営強化計画の実施により前号に規定する要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 変更後の経営強化指導計画の実施が当該変

分をし、又は消却若しくは償還を受けるまでの

間、当該決定に係る経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画又は経営強化指揮計画の履行を確保するため、その必要な限度において、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した計画提出協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出。当該経営強化計画又は経営強化指導計画に記載された措置であつて当該経営強化計画又は経営強化指導計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

(経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

**第三十三条 第二十八条第一項の規定による決定**

協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。)は、その実施している経営強化計画(第二十七条第一項若しくはこの項の規定により提出したものの又は第三十条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。)は、その実施している経営強化計画(第二十七条第一項の規定により提出したもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。)は、その実施している経営強化計画(第二十七条第一項若しくはこの項の規定により提出したものの又は第三十条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。)の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等の全部につきその処分をし、又は消却若しくは償還を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 経営計画の期間(三年を超えないものに限る。)

二 経営計画の期間中の収益見通し

三 前号の見通しを達成するための方策

四 第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項(当該経営強化計画に同

**四 責任ある経営体制の確立に關する事項として主務省令で定めるもの**

**五 その他主務省令で定める事項**

2 対象協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を提出する場合において、当該対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該対象協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を実施するために当該対象協同組織中央金融機関が同項の規定により提出する経営機関が行う経営指導の内容その他の主務省令で定める事項を記載した経営強化指導計画を新たに主務大臣に提出しなければならない。

3 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。)は、その実施している経営強化計画(第二十七条第一項の規定により提出したもの又は第三十条第一項(第七項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定により提出を受けた経営計画及び経営指導計画)及び経営強化計画(第二十九条の規定は主務大臣が第一項及び第二項の規定により提出を受けた経営強化計画及び経営強化指導計画又は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた経営計画及び経営指導計画について、前二条の規定は当該経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画を提出した対象協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関について、それぞれ准用する。)

(協同組織金融機関の合併等の認可)

**第三十四条 第二十八条第一項の規定による決定**

を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継協同組織金融機関を含む。以下この条において「対象協同組織金融機関等」という。)であつて協定銀行が現に保有する当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるものは、合併等(合併又は営業若しくは事業の全部若しくは一部の

譲渡若しくは譲受けをいう。以下この条において同じ。)を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

一 合併等の後において当該取得優先出資等に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象協同組織金融機関等であること又は当該対象協同組織金融機関等が実施している経営強化計画(第七項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定により提出したもの又は第三十条第一項(第七項において準用する場合を含む。)若しくは次項(第七項において準用する場合を含む。)又は第五項の規定による承認を受けた変更後のものをいふ。)若しくは経営計画(前条第三項(第七項において準用する場合を含む。)又は第五項の規定により提出したものをいふ。)又は第五項の規定により提出したものをいふ。)に係る事業(以下この項において「計画関連業務」といいう。)の全部を承継する他の協同組織金融機関新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継協同組織金融機関」という。)である。

二 当該計画提出協同組織金融機関が前号に規定する経営強化計画を実施しているときは、合併等により当該対象協同組織金融機関等(承継協同組織金融機関を含む。)の経営の強化に支障が生じないこと。

三 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 合併等により協定銀行が取得する信託受益

官 報 (号外)

3 権等につき、その処分をし、又は消却若しくは償還を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

前項第一号に規定する経営強化計画を実施している対象協同組織金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行つた場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関が、当該承継協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項(当該経営強化計画に同項第五号又は第十六条第一項第五号に掲げる事項が記載されている場合にあっては第一条から第四号までに掲げる事項)当該経営強化計画に同項第五号又は第十六条第一項第五号に掲げる事項が記載されている場合にあっては第一条から第四号までに掲げる事項)当該経営強化計画に同項第五号又は第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されている場合にあっては第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号二に掲げる方策が記載された場合にあっては第四条第一項第七号に掲げる方策を含む)その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

4 承継協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を提出する場合において、当該承継協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他の主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

5 第二項第一号に規定する経営計画を実施してあるときは、当該承継協同組織金融機関が

6 前項に規定する場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該承継協同組織金融機関が同項の規定により提出する経営計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他の主務省令で定める事項を記載した経営指導計画を主務大臣に提出しなければならない。

7 第二十八条第二項の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第五項の規定により提出を受けた経営計画に係る第二十九条の規定は主務大臣が第三項及び第四項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前二項の規定により提出を受けた経営計画について、第二十九条の規定は主務大臣が第三項及び第四項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前二項の規定により提出を受けた経営計画について、第三十一条及び第三十二条の規定は当該経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画を提出した承継協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの(当該信託受益権等に係るものを含む。)について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十八条第二項	対象協同組織金融機関	承継協同組織金融機関
前条第一項		
第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画(当該信託受益権等に係る対象金融機関又は協同組織中央金融機関に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの)について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	協定銀行が当該信託受益権等	協定銀行が当該経営強化計画に係る第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象金融機関又は協同組織中央金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。)
前条第三項	対象協同組織金融機関	承継協同組織金融機関
第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象金融機関又は協同組織中央金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。)	協定銀行が当該経営強化計画に係る第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等	協定銀行が当該経営強化計画に係る第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象金融機関又は協同組織中央金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。)
前条第四項及び第五	対象協同組織金融機関	承継協同組織金融機関
協定銀行が当該信託受益権等	協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画に係る第二十八条第一項の規定による決定により取得した信託受益権等に係る対象金融機関又は協同組織中央金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。)	協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画に係る第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象金融機関又は協同組織中央金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。)

## 第五章 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第三十五条 機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、協定銀行と、金融機関等の自己資本の充実のための業務の委託に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、及び当該協定を実施するための次の業務を行うことができる。

一 協定銀行に対し、第三十九条第一項の規定による貸付け又は債務の保証を行うこと。

二 協定銀行に対し、第四十条の規定による損失の補てんを行うこと。

三 第四十一条第二項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する「金融機関等の自己資本の充実のための業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 第五条第一項の規定による決定に従い金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この号及び次号において同じ。）又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等が発行する株式等の引受けを行うこと。

二 第五条第一項の規定による決定に従い金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。

三 第十七条第一項の規定による決定（第十九条第一項の規定による承認を含む。次号及び次条において同じ。）に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が発行する株式等の引受けを行うこと。

四 協定銀行は、第三十九条第一項の規定による債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、機構又は取得した信託受益権等について譲渡その他処分をしようとするときは、機構に対

## 四 第十七条第一項の規定による決定に従い組織再編成金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。

五 第二十八条第一項の規定による決定に従い

六 取得株式等（第十条第一項に規定する取得株式等又は第二十条第一項に規定する取得株式等をいう。次条において同じ。）の譲渡その他の処分すること。

七 取得貸付債権（第十条第一項に規定する取得貸付債権又は第二十条第一項に規定する取得貸付債権等の譲渡その他の処分をすること。

八 第五号の規定による買取りにより取得した信託受益権等の譲渡その他の処分をするこ

と。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（協定）

一 協定銀行は、第五条第一項の規定による決定に従い株主又は出資者としての権利行使の要請に従う場合を除く。機構に対し、當該権利行使する

とについての承認を申請し、その承認を受け

ること。

十 協定銀行は、第八号の要請に従い同号の権利行使したとき又は前号の規定による承認を受けたときは、直ちに、その内容を機構に報告すること。

十一 協定銀行は、取得株式等、取得貸付債権又は取得した信託受益権等について、できる限り早期に譲渡その他の処分をするよう努め

についての承認を申請し、その承認を受けること。

十一 協定銀行は、前号の規定による承認を受けて同号の処分をしたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

十二 協定銀行は、協定を締結したときは、速やかに、その他の経理と区分し、その内容を機構に報告すること。

十三 協定銀行は、前号の規定による承認を受けて同号の処分をしたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

十四 協定銀行は、協定の定めによる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、その内容を機構に報告すること。

十五 協定銀行は、協定を締結したときは、直ちに、その協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

十六 機構は、協定を締結したときは、直ちに、その協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

十七 機構は、第五条第六項（第十七条第八項、第十九条第五項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、その旨を協定銀行に通知しなければならない。

（協定銀行への機構からの通知等）

十八 機構は、第五条第六項（第十七条第八項、第十九条第五項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、その旨を協定銀行に通知しなければならない。

（協定銀行への機構からの通知等）

十九 機構は、協定銀行から前条第一項第五号から第七号までの規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

二十 機構は、協定銀行から前条第一項第五号から第七号までの規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（株式等に係る権利の行使等）

二十一 機構は、第三十六条第一項第九号又は第十二条の申請の承認をしようとするときは、主務大臣（同号の申請にあつては、主務大臣及び財務大臣）の承認を受けなければならない。

二十二 機構は、第三十六条第一項第十号又は第十三号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣（同号の規定による報告にあつては主務大臣及び財務大臣とし、当該締結をしようとする契約の内容

四 協定銀行は、第三十九条第一項の規定によること。

十二 協定銀行は、取得株式等、取得貸付債権又は取得した信託受益権等について譲渡その他の処分をしようとするときは、機構に対

し、当該処分をすることについての承認を申請し、その承認を受けること。

十三 協定銀行は、前号の規定による承認を受けて同号の処分をしたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

十四 協定銀行は、協定を締結したときは、速やかに、その他の経理と区分し、その内容を機構に報告すること。

十五 協定銀行は、協定を締結したときは、速やかに、その他の経理と区分し、その内容を機構に報告すること。

十六 機構は、協定を締結したときは、直ちに、その協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

十七 機構は、第五条第六項（第十七条第八項、第十九条第五項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、その旨を協定銀行に通知しなければならない。

（協定銀行への機構からの通知等）

十八 機構は、第五条第六項（第十七条第八項、第十九条第五項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、その旨を協定銀行に通知しなければならない。

（協定銀行への機構からの通知等）

十九 機構は、協定銀行から前条第一項第五号から第七号までの規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

二十 機構は、協定銀行から前条第一項第五号から第七号までの規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（株式等に係る権利の行使等）

二十一 機構は、第三十六条第一項第九号又は第十二条の申請の承認をしようとするときは、主務大臣（同号の申請にあつては、主務大臣及び財務大臣）の承認を受けなければならない。

二十二 機構は、第三十六条第一項第十号又は第十三号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣（同号の規定による報告にあつては主務大臣及び財務大臣とし、当該締結をしようとする契約の内容

(号外)

<p>該報告が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会に係るものである場合にあつては当該農水産業協同組合連合会の監督を行う都道府県知事を含む)に報告しなければならない。</p> <p>(資金の貸付け及び債務の保証)</p> <p>第三十九条 機構は、協定銀行から協定の定めによる株式等の引受け等又は信託受益権等の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。</p> <p>2 機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。</p> <p>(損失の補てん)</p> <p>第四十条 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。</p> <p>(利益の納付及び収納)</p> <p>第四十一条 機構は、協定において、協定銀行に協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、毎事業年度、当該利益の額に相当する</p>	<p>る金額を機構に納付すべき旨を定めなければならない。</p> <p>2 機構は、前項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭を収納することができる。</p> <p>(報告の徴求)</p> <p>第四十二条 機構は、第三十五条第一項の規定による業務(以下「金融機能強化業務」という。)を行つたため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に關し報告を求めることができる。</p> <p>(区分経理)</p> <p>第四十三条 機構は、金融機能強化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「金融機能強化勘定」という。)を設けて整理しなければならない。</p> <p>(借入金及び預金保険機構債券)</p> <p>第四十四条 機構は、金融機能強化業務を行つたため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関等その他</p>
<p>年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができない。</p> <p>4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができない。</p> <p>4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができない。</p> <p>4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができない。</p>	<p>規定期により発行する債券の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。</p> <p>4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができない。</p> <p>4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができない。</p> <p>4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができない。</p>
<p>5 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第十九号)第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、第二項の資金の貸付けをすることができる。</p> <p>6 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。</p> <p>(政府保証)</p> <p>第四十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の債券に係る債務の保証をすることができる。</p> <p>(金融機能強化勘定の廃止)</p> <p>第四十六条 機構は、金融機能強化業務の終了の日として政令で定める日において、金融機能強化勘定を廃止するものとする。</p> <p>2 機構は、金融機能強化勘定の廃止の際、金融機能強化勘定に残余があるときは、当該残余の</p>	<p>額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>(内閣府令・財務省令への委任)</p> <p>第四十七条 この章に定めるもののほか、機構の金融機能強化業務の実施に關し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。</p> <p>第六章 金融機能強化審査会</p> <p>(審査会の設置)</p> <p>第四十八条 金融厅に、この法律の規定に基づく事務が終了する日として政令で定める日までの間、金融機能強化審査会(以下「審査会」といふ。)を置く。</p> <p>2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、必要に応じ、第二章又は第三章の規定により提出された経営強化計画の履行状況について審議する。</p> <p>(審査会の組織)</p> <p>第四十九条 審査会は、委員五人以内をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 委員は、非常勤とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第五十条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、審査会の会務を總理し、審査会を代表する。</p> <p>3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならぬ。</p>
<p>九一</p>	<p>九一</p>

## (委員の任期)

第五十一条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期は、前項の規定にかかわらず、第四十八条第一項に規定する政令で定める日に満了する。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

## (資料提出の要求等)

第五十二条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

## (政令への委任)

第五十三条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第七章 雜則

## (預金保険法の適用)

第五十四条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条规定中「事項」とあるのは「事項(金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第号。以下「金融機能強化法」という。)の規定による機構の業務に係るものと除く。)」と、同法第三十七条第一項中「金融機

## 関」とあるのは「金融機関(金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等(金融機能強化法第二条第五項に規定する子会社等をいう。))」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能強化法第四十二条に規定する金融機能強化業務を除く。)」と、同法第一百三十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、「金融機関」とあるのは「金融機関(金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等(同条第五項に規定する子会社等をいう。)。以下この条及び次条において同じ。)」と、同条第二項及び同法第一百三十七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第一百五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第一百五十五条第一項に規定する業務」とあるのは「第三二十四条に規定する業務及び金融機能強化法の規定による業務」とす

## (主務大臣等)

第五十六条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十三号に掲げる金融機関等 内閣総理大臣

二 第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関等 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三 第二条第一項第九号から第十二号までに掲げる金融機関等 内閣総理大臣及び農林水産大臣

## 項 第三十八条第二項又は第三十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項(第十三条第四項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十一条第一項(第十三条第四項(第十四条第十二項において準用する場合を含む。)並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十条第一項(第二十三条第五項(第二十条第十二項において準用する場合を含む。)並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十二条第一項(第二十三条第五項(第二十二条第十二項において準用する場合を含む。)並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 第三十二条第一項(第三十三条第五項(第二十二条第十二項において準用する場合を含む。)並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 第三十三条第一項(第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報

規定期による業務を行なう場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等(金融機能強化法第二条第五項に規定する子会社等をいう。)。次項において同じ。)と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能強化法第四十二条に規定する金融機能強化業務を除く。)」と、同法第一百三十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、「金融機関」とあるのは「金融機関(金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等(同条第五項に規定する子会社等をいう。)。以下この条及び次条において同じ。)」と、同条第二項及び同法第一百三十七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第一百五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第一百五十五条第一項に規定する業務」とあるのは「第三二十四条に規定する業務及び金融機能強化法の規定による業務」とす

(政令への委任)

第五十六条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十三号に掲げる金融機関等 内閣総理大臣

二 第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関等 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三 第二条第一項第九号から第十二号までに掲げる金融機関等 内閣総理大臣及び農林水産大臣

(権限の委任)

第五十七条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融厅長官に委任する。

2 金融厅長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

## 第八章 罰則

第五十八条 第三十六条第二項、第三十七条第二

## 告をした者

六 第三十二条(第三十三条第五項及び第三十

四条第七項において準用する場合を含む。)の

規定による報告若しくは資料の提出をせず、

又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

七 第四十二条の規定による報告若しくは資料

の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料

の提出をした者

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業

者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為

をしたときは、行為者を罰するほか、その法人

に対しても、同項の刑を科する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合に

は、その違反行為をした金融機関等の取締役、

執行役又は理事は、百万円以下の過料に処す

る。ただし、その行為について刑を科すべきと

きは、この限りでない。

一 第七条第二項又は第八条第二項(これらの

規定を第十七条第八項及び第十九条第五項に

おいて準用する場合を含む。)の規定に違反し

て登記することを怠ったとき。

二 第十二条第一項(第十三条第四項(第十四条

第十二項において準用する場合を含む。)並び

に第十四条第十一項及び第十二項において準

用する場合を含む。)、第十三条第三項(第十

四条第十二項において準用する場合を含む。)、

第十四条第三項(同条第七項において準用する

場合を含む。)、第十四条第十項、第

十七条第六項若しくは第七項(これらの規定

を第十九条第五項において準用する場合を含

む。)、第二十二条第一項若しくは第三項(こ

れらの規定を第二十三条第五項(第十四条

第十二項において準用する場合を含む。)並び

に第二十四条第十一項及び第十二項において

準用する場合を含む。)、第二十三条第三項若

しくは第四項(これらの規定を第二十四条第

十二項において準用する場合を含む。)、第二

十四条第三項若しくは第五項(これらの規定

を同条第六項において準用する場合を含

む。)、第二十四条第九項若しくは第十項、第

三十三条第一項から第四項まで(これらの規

定を第三十四条第七項において準用する場合

を含む。)又は第三十四条第三項から第六項ま

での規定による提出をせず、又は虚偽の提出

をしたとき。

三 第十三条第一項(第十四条第十二項におい

て準用する場合を含む。)、第十四条第一項

(同条第七項において準用する場合を含

む。)、同条第八項、第二十三条第一項(第二

十四条第十二項において準用する場合を含

む。)、第二十四条第一項(同条第六項におい

て準用する場合を含む。)、同条第七項又は第

三十四条第一項の規定による認可を受けない

でこれらの規定に規定する行為をしたとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別

措置法の一部改正)

第二条 金融機関等の組織再編成の促進に関する法律案及び同報告書

特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第十一條」を「第九條」に、「(第十二

条・第十三條)」を「(第十條・第十一條)」に、

「第二節 優先出資の発行の特例(第十四条)

第四章 信託組合等の持分に係る特例(第十一

節 第二節 預金保険機関の業務の特例等(第十

五章 その他の組織再編成の促進のための特

別措置)」を「第二節 信用金庫等の持分に係る特例(第十二

条等(第十七條)」を「第二節 信用金庫等の持分に係る特例(第十二

場合」という。)を削り、同条第二項を削り、同

条第三項中「第一号及び第二号に」を「次に」に、

「第一項」を「前項」に改め、同項ただし書及び第

三号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四

項を削り、同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第九条の前の見出しを

削り、同条を第八条とし、同条の前に見出しと

して「認定經營基盤強化計画の履行を確保する

ための監督上の措置」を付し、第十条を第九条

とし、第十一条を削る。

第三章第一節中第十二条を第十条とし、第十

三条を第十一条とする。

第二章第二節を削る。

第十五条第一項中「第八条」を「第七条」に改

め、同条第三項中「第三十八条第一項」を「第十

三条」を「(第十六條・第三十条)」に、「第五十

四条・第十五條)」に、「(第三十八條・第五十

三条)」を「(第十六條・第三十条)」に、「第五十

九三

を「第二十六条第二項」に改め、同条第十一項中「優先出資法」を「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に改め、第三章第三節中同条を第十三条とする。

第三章中第三節を第二節とする。

第四章を削る。

第三十六条中「預金保険法」の下に「(昭和四十六年法律第三十四号)」を加え、第五章第一節中同条を第十四条とする。

第五章第一節中第三十七条を第十五条とす  
る。

第六章第一節中第三十八条を第十六条とす  
る。

第五章第二節中第三十八条を第十五条とす  
る。

第五章第三節中第三十七条を第十五条とす  
る。

第六章第三節中第三十七条を第十五条とす  
る。

第六章第四節中「第四十一条第三項」を  
「第二十五条第三項」に改め、同条を第十七条とし、第四十条を第十八条とする。

第四十一条第四項中「第四十一条第三項」を  
「第十九条第三項」に改め、同条を第十九条とす  
る。

第四十二条第一項中「第四十八条第三項」を  
「第二十五条第三項」に改め、同条を第十七条とし、第四十条を第十八条とする。

第四十三条第四項中「第四十三条第三項」を  
「第二十条第三項」に改め、同条を第二十条とす  
る。

第五章第二節中第四十四条を第二十一条とし、第五十五条を第三十二条とし、第五十六条を第三十三条とする。

第五章第三節中第五十四条规定を第三十一条とし、第五十五条を第三十二条とし、第五十六条を第三十三条とする。

第五十七条中「協同組織金融機関」の下に「(合併転換法第二条第三項に規定する協同組織金融

機関をいう。)」を加え、同条を第三十四条とす  
る。

第五章第三節中第五十八条を第三十五条とし、第五十九条から第六十二条までを二十三条とす  
る。

第六章を第四章とする。

第六十三条を削る。

第六十四条中「第五章第二節」を「第四章第二  
節」に改め、第六章中同条を第四十条とし、第六十五条を第四十一条とする。

第六十六条第六項中「第十三条」を「第十一条」  
に改め、同条を第四十二条とする。

第六十七条を第四十三条とし、第六十八条を  
第四十四条とする。

第六十九条中「省令とする」を「命令とする」に  
改め、同条を第四十五条とし、第六章中第七十  
条を第四十六条とする。

第六章を第五章とする。

第七十一条を削る。

第七十二条第一項を次のように改める。

第八条第一項の規定による報告をせず、又  
は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰  
金に処する。

第七章中第七十二条を第四十七条とする。  
第七十三条中「取締役」の下に「執行役」を加  
え、同条第一号中「第十二条第一項又は第六十  
六条第一項」を「第十条第一項又は第四十二条第  
一項」に改め、同条第二号中「第十五条第一項か  
ら第八項まで又は第十六条第一項から第八項ま  
で」を「第十二条第一項から第八項まで又は第十  
三条第一項から第八項まで」に改め、第七章中

同条を第四十八条とする。

第七章を第六章とする。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別  
措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた前条の規定に  
関する特別措置法(以下「旧組織再編成促進特別  
措置法」という。)第三条又は第七条第一項の規  
定による認定に係る旧組織再編成促進特別措置  
法第八条に規定する認定経営基盤強化計画(旧  
組織再編成促進特別措置法第六条第一項に規定  
する金融機関等が優先株式等の引受け等を求める  
場合においてこれらの規定による認定がされ  
た場合に限る。次条において「旧認定経営基盤  
強化計画」という。)については、旧組織再編成  
促進特別措置法第七条から第十一条まで、第三  
章及び第六十六条の規定は、なおその効力を有  
する。

第六章において、旧組織再編成促進特別措置法第三  
十二条中「特別の勘定(以下「金融機関等経営基  
盤強化勘定」という。)を設けて」とあるのは「平  
成十七年三月三十一日までは特別の勘定(以下  
「金融機関等経営基盤強化勘定」という。)を設け  
て、同年四月一日以後は金融機能の強化のた  
めの特別措置に関する法律(平成十六年法律  
第二号)第四十三条に規定する金融機能強

化勘定において」とする。

第二 機構が平成十七年四月一日以後に前項の規定  
による業務を行う場合には、同項の規定にかか  
わらず、当該業務を金融機能強化業務とみなし  
て、第四十四条及び第四十五条の規定を適用す  
る。

第五条 機構は、平成十七年三月三十一日におい  
て、前条第一項の規定によりなお効力を有する  
ものとされる旧組織再編成促進特別措置法第三  
十一条に規定する金融機関等経営基盤強化勘定

再編成促進特別措置法第二十一条第二項に規定  
する経営基盤強化指導計画については、旧組織  
再編成促進特別措置法第二十二条から第二十五  
条までの規定は、なおその効力を有する。

第四条 旧組織再編成促進特別措置法第十八条第  
一項に規定する協定に係る協定銀行(同項に規  
定する協定銀行をいう。)の業務(旧認定経営基  
盤強化計画又は旧決定に係るものに限る。)及び  
当該業務に係る機構の業務については、旧組織  
再編成促進特別措置法第十八条、第十九条第一  
項、第二十六条から第三十三条まで及び第三十  
五条の規定は、なおその効力を有する。この場  
合において、旧組織再編成促進特別措置法第三  
十二条中「特別の勘定(以下「金融機関等経営基  
盤強化勘定」という。)を設けて」とあるのは「平  
成十七年三月三十一日までは特別の勘定(以下  
「金融機関等経営基盤強化勘定」という。)を設け  
て、同年四月一日以後は金融機能の強化のた  
めの特別措置に関する法律(平成十六年法律  
第二号)第四十三条に規定する金融機能強

化勘定において」とする。

第二 機構が平成十七年四月一日以後に前項の規定  
による業務を行う場合には、同項の規定にかか  
わらず、当該業務を金融機能強化業務とみなし  
て、第四十四条及び第四十五条の規定を適用す  
る。

第五条 機構は、平成十七年三月三十一日におい  
て、前条第一項の規定によりなお効力を有する  
ものとされる旧組織再編成促進特別措置法第三  
十一条に規定する金融機関等経営基盤強化勘定

3 この法律の施行前にされた旧組織再編成促進  
特別措置法第二十一条第四項の規定による決定  
(次条において「旧決定」という。)に係る旧組織

を廃止するものとし、その廃止の際金融機関等の経営基盤強化勘定に属する資産及び負債は、金融機能強化勘定に帰属するものとする。

(金融機関設置法一部改正)

第六条 金融機関設置法(平成十年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(金融機関機能強化審査会)

第十七条 金融機関機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百三十号)で定

めることにより金融機関に置かれる金融機能強化審査会は、同法の定めるところによる。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

る。

理由

金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び活性化を期す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 金融機能の強化のための特別措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 議案の目的及び要旨

本案は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して、金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 金融機関等は、合併等の組織再編成を行う場合を含め、平成二十年三月末までの間、預

金保険機関に対し自己の資本の充実を図るために株式等の引受け等に係る申込みをすること

ができることとする。

また、金融機関等を子会社とする銀行持株会社等も、当該子会社である金融機関等の自己資本の充実を図るために株式の引受け等に係る申込みをすることとする。

2 金融機関等は、株式等の引受け等に係る申

込みに際して、収益性等の経営の改善の目標、当該目標を達成するための方策、責任ある経営体制の確立に関する事項、信用供与の

申込みをすることとする。

3 主務大臣は、経営強化計画の実施により収

益性等の経営の改善の目標が達成されると見

策の実施により地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が地域経済の活性化のために適切なものであること等の要件に加え、合併等特定の組織再編成を行わない金融機関等の場合には当該金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置が講じられていること等の要件を満たす場合に限り、株式等の引受け等を行うべき旨の決定をする」ととする。

平成十六年四月二十三日  
衆議院議長 河野 洋平殿

財務金融委員長 田野瀬良太郎

右報告する。

平成十六年四月二十三日

右  
国会に提出する。

預金保険法の一部を改正する法律案

平成十六年二月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

預金保険法の一部を改正する法律案

平成十六年二月六日

預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一

部を次のように改正する。

第二条第六項中「その他これらに準ずるものと

して政令で定めるもの」を「又は優先出資(協同組

織金融機関から引き受けた優先出資等を信託

する場合において、平成二十年三月末までに

協同組織中央金融機関から信託受益権等の買

取りの申込みを受けたときには、所要の要件

を満たす場合に限り、主務大臣の決定を経て

預金保険機関の委託を受けた協定銀行が信託

受益権等の買取りを行うことができる」ととす。

すること等所要の措置を講じることとする。

議案の可決理由

本案は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対

応して金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経営の活性化を期するもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

は銀行持株会社等」を加える。

第六十四条の二第四項中「機構は、」の下に「取得優先株式等（機構が）を加え、「優先株式又は劣後特約付社債である場合の当該取得後においては、」を「優先株式である場合にあつては、」に、「併合された株式並びに」を「併合された株式を含み、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、」に、「株式を含む。以下この項において「取得優先株式等」という。」又は同条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した貸付債権（以下この項において「取得貸付債権」という。）を「株式を含み、当該優先株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。」、機構が同項の決定により優先株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会会社をいう。以下同じ。）となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式（当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。）その他政令で定める株式等をいう。以下第六十九条までにおいて同じ。）又は取得貸付債権（機構が前条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した貸付債権をいう。以下第六十八条までにおいて同じ。）に、「当該取得優先株式等又は取得貸付債権に係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等」を「救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。以下第六十八条の三までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等であつて、機構が現に保有する当該取得優先株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第五十九条第一項の規定による申込みが合併等（同条第二項第二号に掲げるものに限る。）を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。  
2 機構は、株式交換等により当該発行救済金融機関等の完全親会社となる会社が金融機関又は銀行持株会社等（新たに設立されるものを含み、銀行持株会社等）に譲り受けたときには、組織再編成（合併、会社の分割又は営業の全部若しくは一部の譲渡であつて、当該合併、会社の分割又は営業の譲渡の後ににおいて取得優先株式等の発行者又は取得貸付債権に係る債務者となる法人が当該資金援助対象金融機関等以外の法人（新たに設立されるものを含む。）であるものをいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。

3 機構は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。  
4 発行救済金融機関等が第一項の承認を受けて株式交換等を行つたときは、当該株式交換等により当該発行救済金融機関等の完全親会社となつた会社は、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

5 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を受けた計画について準用する。この場合において、同条第五項中「救済金融機関（以下この条において「発行救済金融機関等」といいう。）は、株式交換（当該発行救済金融機関等が完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。第一百八条の二第一項において同じ。）である株式の発行者であるものに係る発行者又は債務者」とあるのは「又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者」とあるのは「

において同じ。）となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。

係る発行者」と読み替えるものとする。（資金援助に係る組織再編成の承認）

第六十八条の三 第六十四条第一項の決定に基づいて機構が優先株式等の引受け等を行つた救済金融機関又は救済銀行持株会社等であつて、機構が現に保有する取得優先株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「資金援助対象金融機関等」といいう。）は、組織再編成（合併、会社の分割又は営業の全部若しくは一部の譲渡であつて、当該合併、会社の分割又は営業の譲渡の後ににおいて取得優先株式等の発行者又は取得貸付債権に係る債務者となる法人が当該資金援助対象金融機関等以外の法人（新たに設立されるものを含む。）であるものをいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。

2 機構は、前項に規定する資金援助対象金融機関等以外の法人が金融機関又は銀行持株会社等（第二条第五項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）であることその他の内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、前項の承認をするものとする。  
3 機構は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣（当該資金援助対象金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）の承認を受けなければならない。

## 4 資金援助対象金融機関等が第一項の承認を受けて組織再編成を行つた場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関等(同項に規定する資金援助対象金融機関等以外の法人をいう。)があるときは、当該承継金融機関等は、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

5 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を受けた計画について準用する。この場合において、同条第五項中「救済金融機関(当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。)又は再承継銀行持株会社等(この項に当該資金援助(優先株式等の引受け等に係るものに限る。)を受けた再承継金融機関(当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。)又は再承継銀行持株会社等(この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する会社等とあるのは、「第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等」と読み替えるものとする。)」と同一の規定による。この項において準用する同条第四項に規定する「再承継銀行持株会社等」とあるのは、「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは、「再承継銀行持株会社等」と、「同社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、「同社第二項」を「第六十四条の二第一項及び第二項中「救済金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、「同社第二項」を「第六十四条の二第一項」に改め、「同社第四項」に改める。

第六十九条第四項中「追加的資金援助について」の下に、「前二条の規定は機構が追加的資金援助(優先株式等の引受け等に係るものに限る。)を行つた救済金融機関、救済銀行持株会社等又は資金援助に係る合併により設立された金融機関(機構が優先株式等の引受け等に係る資金援助を行い、かつ、現に当該資金援助に係る取得優先株式等を保有しているものを除くものとし、この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する前条第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。)」を加え、「第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する会社等とあるのは、「第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等」と読み替えるものとする。)」と同一の規定による。この項において準用する同条第四項に規定する「再承継銀行持株会社等」とあるのは、「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」と、「同社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、「同社第二項」を「第六十四条の二第一項及び第二項中「救済金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、「同社第二項」を「第六十四条の二第一項」に改め、「同社第四項」に改める。

第一百三條第一項中「第一百五条第三項」を「第一百五条第一項中「次条第一項」を「当該金融機関及び当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等が次条第一項又は第二項」に改め、同条第四項中「認定に係る金融機関」の下に「及び当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等」を加え、「次条第一項」を次条第一項又は第二項に改め、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、「当該合併等」とあるのは「当該再承継」と、「同条第二項第一号」と、「同条第四項中「合併等(同条第二項第一号)とあるのは、再承継(第一百一条第二項第二号)と、「当該合併等」とあるのは「当該再承継」と、「同条第二項第一号」を次条第一項又は第二項に改める。」と改める。

第一百二条第一項第一号を次のように改める。  
一 金融機関(次号に掲げる金融機関を除く。)と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、「当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等」とあるのは、「金融機関」と読み替えるものとする。

を含む。)について」を加える。

ぐ。) 当該金融機関の自己資本の充実のために行う機構による当該金融機関に対する株式等の引受け等又は当該金融機関を子会社(銀行等)に限る。以下この項において同じ。)に係る申込みに、「次項、第三項、第六項及び第七項」を「第三項から第六項まで」に、「並びに」を「及び」に

改め、同条第二項を次のように改める。

2 機構は、第一号措置に係る認定が行われた場合において、当該認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等から第百二条第四項の規定により定められた期限内に第一号措置(当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けに限る。以下この項において同じ。)に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない。

3 機構は、第一号措置(当該金融機関に対する株式等の引受け等又は当該金融機関を子会社(銀行等)に限る。以下この項において同じ。)に係る申込みに、「次項、第三項、第六項及び第七項」を「第三項から第六項まで」に、「並びに」を「及び」に

改め、同条第二項を次のように改める。

4 資金援助対象金融機関等が第一項の承認を受けて組織再編成を行つた場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関等(同項に規定する資金援助対象金融機関等以外の法人をいう。)があるときは、当該承継金融機関等は、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)又は貸付債権の処分することに改め、同項第二号中「前項に規定する経営の健全化のための計画」を「経営健全化計画」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

## 二 銀行持株会社等が第二項の申込みをしたと

きは、当該銀行持株会社等がその財産をもつて債務を完済することができない銀行持株会社等でないこと。

## 三百五十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の申込みを行つた金融機関又は前項の申込みを行つた銀行持株会社等の子会社である第一号措置に係る認定に係る金融機関(以下この章において「対象子会社」という。)は、内閣総理大臣に対し、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制(銀行持株会社等が同項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の経営体制を含む。)の確立のための方策その他

章において同じ。)を提出しなければならない。この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

三百五十六条第一項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「当該金融機関」を「第一

項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「当該申込みをした金融機関」を「第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした金融機関」に改め、同項を同項第三号とし、同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とす

## 三 銀行持株会社等が第三項の申込みをしたと

きは、当該銀行持株会社等が株式の引受けに係るものである場合」を「前条第一項又は第二項の申込みがあつた場合(同条第一項の申込みがあつた場合は、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。)」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「決定において」の下に「当該決定を受けた銀行等又は当該決

定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社の」を加え、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前

条第四項」に改め、「銀行等」の下に「又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社」を加え、同条第四項中「当該銀行等」を「当該銀

行等又は対象子会社」に、「及び前条第三項」を「を

取消すとともに、当該銀行等又は銀行持株会社等について前条第四項」に改め、同条第五項中「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第三項」を「同

条第四項」に改める。

三百七十三条第一項中「三百五十三条第三項の規定による決定」を「三百五十三条第四項の決定」に改め、同条

3 銀行持株会社等が第三項の申込みをしたと

した場合において、機構が、同条第四項の決定に従い、当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行つたときは、当該銀行持株会社等は、遅滞なく、その対象子会社に対して株式等の引受け等(当該株式等の引受け等の額が当該株式の引受けの額を下回らないものに限る。)を行わなければならない。

三百七十三条の次に次の二項を加える。

三百七十四条の二 第三百五十三条第一項又は第二項の申込みをした場合(同条第一項又は第二項の申込みがあつた場合は、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。)に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「決定において」の下に「当該決定を受けた銀行等又は当該決

定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社の」を加え、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「銀行等」の下に「又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社」を加え、同条第四項中「当該銀行等」を「当該銀

行等又は対象子会社」に、「及び前条第三項」を「を

取消すとともに、当該銀行等又は銀行持株会社等について前条第四項」に改め、同条第五項中「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第三項」を「同

条第四項」に改める。

三百七十五条第一項中「三百五十三条第三項の規定による決定」を「三百五十三条第四項の決定」に改め、同条

3 銀行持株会社等が第三項の申込みをしたと

けが行われることを条件として、引受後株式総数の四倍に相当する数に達するまで当該金融機関又は当該銀行持株会社等が発行する株式の総数を増加させることができる。

2 前項の規定に基づき金融機関又は銀行持株会社等がその発行する株式の総数を増加させる場合における当該増加による変更の登記の申請書に関する商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第七十九条第一項の規定の適用については、同項中「その議事録」とあるのは、「その会社が発行する株式の総数の増加の制限の特例」

三百七十六条の二 第三百五十三条第一項又は第二項の申込みをした場合(同条第一項又は第二項の申込みがあつた場合は、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。)に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「決定において」の下に「当該決定を受けた銀行等又は当該決

定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社の」を加え、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「銀行等」の下に「又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社」を加え、同条第四項中「当該銀行等」を「当該銀

行等又は対象子会社」に、「及び前条第三項」を「を

取消すとともに、当該銀行等又は銀行持株会社等について前条第四項」に改め、同条第五項中「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第三項」を「同

条第四項」に改める。

三百七十七条第一項中「三百五十三条第三項の規定による決定」を「三百五十三条第四項の決定」に改め、同条

3 銀行持株会社等が第三項の申込みをしたと

るのと、「次の書類及び預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第百五条第四項の決定に従つた議決権制限株式の発行であることを証する書面」とする。

(優先出資の発行の特例)

第一百七条の四 優先出資法第三条第二項の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る金融機関が第百五条第四項の決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2 前項の金融機関が第百五条第四項の決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

第一百八条第一項中「第百五条第三項の規定による決定」を「第百五条第四項の決定」に、「同条第三項の規定により提出を受けた計画」を「同条第三項「当該計画」を「当該経営健全化計画」に、「提出した金融機関」の下に「(当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等(銀行法第五十二条の二十五(長期信用銀行法第七条において準用する場合を含む。)に規定する子会社等である銀行等をいう。)を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同条第二項中「第百五条第四項に規定する取得株式等」を「機構が第一号措置により取得した株式等(当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能となるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式等)」と読み替える

(第一号措置に係る株式交換等の認可)

第一百八条の二 第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行

持株会社等(この項の認可を受けた場合における場合でないこと)。

3 発行金融機関等が第一項の認可を受けて株式交換等を行つたときは、当該発行金融機関等又はその子会社であつて、第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機

当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当該劣後特約付社債に新株予約権が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)、機構が第一号措置により株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等の株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式(当該

株式が他の種類の株式への転換の請求が可能となるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。)その他の政令で定める株式等に、「同条第五項に規定する取得貸付債権」に、「当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関に対し、同条第二項の規定により提出を受けた計画」を「当該第一号措置の認定に係る金融機関(第百五条第三項の規定により経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)に対し、同項の規定により提出を受けた経営健全化計画」に改める。

4 前条の規定は、内閣総理大臣が前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について準用する。この場合において、同条第二項中「金融機関(第百五条第三項の規定により)」とあるのは、「経営健全化計画を第百八条の二第三項の規定により提出出した金融機関(当該)と読み替えるものとする。

(第一号措置に係る組織再編成の認可)

第一百八条の三 第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関(この項

## 官 報 (号 外)

の認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継金融機関を含む。)であつて機構が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの(以下この条において「対象金融機関」という。)は、合併、会社の分割、会社の分割による営業の承継又は営業譲渡等(以下この条において「組織再編成」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣(当該対象金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項及び第百五十条第一項において同じ。)の認可を受けなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関であること又は当該対象金融機関が実施している経営健全化計画(第百五条第三項又は次項の規定により提出したもの)に係る営業」とあるのは「当該経営健全化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は組織再編成の後において当該経営健全化計画に係る営業」と、「以下この条において「承継金融機関」という。」である。

二 組織再編成により当該対象金融機関(新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関」という。)の全部を承継する他の金融機関(新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関」という。)である。

三 組織再編成により当該対象金融機関(新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関」という。)の経営の健全化が阻害されないこと。

三 組織再編成により当該対象金融機関(承継金融機関を含む。)の経営の健全化が阻害されないこと。

三 組織再編成により当該対象金融機関(承継金融機関を含む。)の経営が行われるとき

は、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 組織再編成により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないと。

五 その他政令で定める要件

3 対象金融機関が第一項の認可を受けて組織再編成を行つた場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関があるときは、当該承継金融機関は、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画を内閣総理大臣(当該承継金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。第八項において同じ。)に提出しなければならない。

4 前三項の規定は、第百五条第四項の決定に従い機構が株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社又は同項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関(承継金融機関を含む。)であつて当該金融機関が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関でなくなつたもの(承継子会社)(この項において準用する)号に規定する他の銀行持株会社等を含む。)による当該発行金融機関等に係る対象子会社等の経営管理が阻害されないこと。

5 対象金融機関以外の発行金融機関等(この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定

定、この項において準用する前項の規定又は第七項の規定により提出したもの)をいう。)を実施しているものについて準用する。この場合において、第一項中「合併、会社の分割」とあるのは「機構が当該経営健全化計画に係る第百五条第四項の決定に従い株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない」という。)を含む。次項において同じ。)は、組織再編成を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得株式等である株式の発行者となる会社が当該発行金融機関等に係る対象子会社等を子会社とする他の銀行持株会社等(新たに設立されるものを含む。)であること。

二 組織再編成により当該発行金融機関等(前号に規定する他の銀行持株会社等を含む。)による当該発行金融機関等に係る対象子会社等の経営管理が阻害されないこと。

三 組織再編成により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

7 その他政令で定める要件

対象金融機関以外の発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第五項の認可を受けて組織再編成を行つた場合において、前項

(号外) 報官

第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象子会社等は、その実施している経営健全化計画(第四項に規定する経営健全化計画をいう。)に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策(当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。)のほか、当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該他の銀行持株会社等と連名で、内閣総理大臣に提出しなければならない。

8 第百八条第一項の規定は内閣総理大臣が第三項(第四項において準用する場合を含む。)又は前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について、同条第二項の規定はこれらの経営健全化計画を提出した金融機関(これらの経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)について、前条の規定は承継金融機関である。)に規定する場合を含む。)又は同条第七項において準用する場合を含む。)又は同条第七項の規定によることとする。又は虚偽の提出をしたとき。

四 第百七条の三第二項又は第一百七条の四第二項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

五 第百八条の二第一項(第一百八条の三第八項において準用する場合を含む。)、第一百八条の三第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)又は同条第五項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

六 第百四十六条第一号中「第六十四条の二第四項(「第六十四条の二第五項(第六十八条の二第五項(第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。)、第六十八条の三第五項(第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。)」に、「第一百八条第二項」を「金融機関等」に改める。)

2 新法第六十八条の三(新法第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。)又は第一百八条の三の規定は、施行日以後に行われる組織再編成(新法第六十八条の三第一項に規定する組織再編成又は新法第一百八条の三第一項に規定する組織再編成をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に行われた組織再編成又は新法第一百八条の三第一項に規定する組織再編成をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に行われた組織再編成については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に改正前の預金保険法(以下この条において「旧法」という。)第一百五条第三項の決定に従い預金保険機構が旧法第二条第九項に規定する株式等の引受け等を行った銀行等(同条第五項第五号に規定する銀行等をいう。以下この条において同じ。)であつて、当該銀行等が行つた株式交換又は株式移転により当該銀行等の完全親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。)となつた銀行持株会社等(旧法第二条第五項第一号又は第三号に掲げるもの。)の子会社(銀行法(昭和五十六年法律)第一百一条第七項において準用する場合を含む。)に改める。

第二条 改正後の預金保険法(以下「新法」という。)第六十八条の二(新法第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。)に規定する場合を含む。)及び第

用する同条第三項の規定により提出したもの」とあるのは、第一百八条の三第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定、同条第七項の規定又は同条第八項において準用する第百

条の二第二項に改める。

第一百五十条第一項中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の

次に次の三号を加える。

三 第六十八条の二第四項若しくは第六十八条の三第四項(これららの規定を第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。)、第一百八条の二第三項(第一百八条の三第八項において準用する場合を含む。)、第一百八条の三第五項(第一百八条の三第一項において準用する場合を含む。)、第一百八条の二第三項(第一百八条の三第一項において準用する場合を含む。)、第一百八条の三第五項(第一百八条の三第一項において準用する場合を含む。)、第一百八条の三第八項において準用する場合を含む。)、第

百八条の三第八項において準用する場合を含む。)又は第一百八条の二(新法第六十八条の三第八項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)以後に行われる株式交換等(新法第六十八条の二第一項に規定する株式交換等又は新法第一百八条の二第二項に規定する株式交換等をいう。)について適用し、同日前に行われた株式交換等については、なお従前の例による。

報 (号外)

律第五十九号)第二条第八項に規定する子会社又は長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)であるものに対する新法第百八条の二及び第百八条の三の適用については、この法律の施行の際に新法第百八条の二第一項の認可を受けて株式交換等(同項に規定する株式交換等をいう。)を行つたものとみなす。この場合において、当該銀行等が当該銀行持株会社等と連名で旧法第百五条第二項に規定する経営の健全化のための計画を内閣総理大臣に提出しているときは、当該銀行等(当該銀行持株会社等を含む。)は、この法律の施行の際に新法第百八条の二第三項の規定により同項に規定する経営健全化計画を提出したものとみなす。

(租税特別措置法の一部改正)

第四条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条の二第三項中「第一百五条第三項」を「第一百五条第四項」に改める。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第五条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十一条中「金融機関」を「銀行持株会社等に限る。」に、「金融機関」を「銀行持株会社等に限る。」に、「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第六条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正)  
第六条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百四十三号)の一  
部を次のように改正する。  
第十九条中「金融機関」を「銀行持株会社等  
に限る。」に、「金融機関」を「銀行持株会社  
等に限る。」に改める。

化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等(同条第五項に規定する子会社等を除く。)の法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、「銀行持株会社等(一)とあるのは「銀

金融危機への円滑な対応を確保するため、預金保険法第一百二条第一項の規定による認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等に対する資本増強を可能とする等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

# 一 議案の目的及び要旨 提出)に関する報告書 預金保険法の一部を改正する法律案(内閣

本案は、金融危機への円滑な対応を確保するため、金融機関への直接の資本増強のみが可能とされている預金保険法第二百二条第一号措置について、その必要性の認定を受けた金融機関を子会社とする銀行持株会社等を通じた資本増強

を可能とする等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

**第四条** 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

「第一百五条第四項」に改める。  
（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

**第五条** 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十一条中「金融機関」を「銀行・持株会・社等に限る。」、「金融機関」を「銀行・持株会・社等に限る。」、「同項第一号」を「同項第一号」に改める。

**第七条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律**(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び第一百一条第一項」を「、第一百一条第一項及び第百五条第二項」に改める。

**第八条** 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「同法第三十五条第一項中「以下同じ」とあるのは「第三十七条第一項を除き、

以下同じ」とを削り、「金融機関」を「銀行持株会社等に限る。」に、「金融機関」を「銀行持株会社等に限る。」に、「同法第九十一条第一号」を「同法第一百五十二条第一号」に改める。

**第九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第十条 附則第一条、第三条及び前条に定めるものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

2 預金保険法第二百二条第一号指置において金融機関等が発行する株式の総数の増加並びに当該金融機関等が発行する議決権制限株式及び優先出資について、商法等の規定の特例を

官 報 (号 外)

設けることとする。

3 経営健全化計画の適切な履行を確保する観点から、預金保険法第二百二条第一号措置により株式等の引受け等が行われた金融機関等が株式交換及び合併等を行う場合について認可を受けなければならないこととすること等所要の措置を講じるとともに、優先株式等の引受け等に係る資金援助についても同様の趣旨の規定の整備を行うこととする。

二 議案の可決理由

本案は、金融危機への円滑な対応を確保するため、預金保険法第二百二条第一項の規定による認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等に対する資本増強を可能とする等所要の措置を講じようとするもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十六年四月二十三日

衆議院議長 河野 洋平殿  
財務金融委員長 田野瀬良太郎

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三日  
郵便物認可日

平成十六年四月二十二日 衆議院会議録第二十七号

発行所  
二東京一  
独善都港五  
立行政法人國  
印刷局  
二丁目  
電 話  
03  
(3587)  
4294  
定 価  
(本体  
四四〇円)